

『第4・5回市民・NGO基礎報告書・群馬』の発行にあたって

2017年3月

群馬子どもの権利委員会代表 大浦暁生

このたび群馬子どもの権利委員会は、群馬県内での子どもの権利条約の実施状況と子どもの実情、それに関わる群馬子どもの権利委員会の活動を冊子にまとめました。2007年12月の第3回基礎報告書から10年近い期間のものです。『第4・5回市民・NGO基礎報告書・群馬』として、「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」をとおして国連子どもの権利委員会に提出することになります。

日本は1994年4月に子どもの権利条約を批准し、政府は国内法の整備状況と子どもの状態を国連に報告しました。それに対して民間の側からも報告書が出され、国連子どもの権利委員会では両方の報告を読み、聞き取りをして審査を行い、審査直後の1998年6月、日本政府に第1回勧告(正式名称は「最終所見」)を出しました。

国連への報告と国連の審査・勧告は5年ごとに行われます。日本に対する第2回国連審査は2004年1月、勧告は審査のすぐ後に出されました。第3回の審査は2010年5~6月で、勧告はそのすぐ後でした。群馬子どもの権利委員会は第1回から第3回まですべての審査に、群馬の現実をふまえた民間側の基礎報告書を提出しました。

そして今回です。遅れがちな日本政府の報告を考慮して、国連は第4回と第5回を合併し『第4・5回政府報告書』として2016年5月までに提出するよう求めてきました。しかし2017年3月現在、政府報告書は、日本語版がほぼ完成したものの、国連に出す英語版はあと数カ月といえます。そこで、一足早くこの報告書を出すことにしました。

民間の立場から子どもの権利条約の普及と子どもの権利の擁護発展に努めている群馬子どもの権利委員会ですが、国連勧告に対応したアンケート調査や話し合いによって県内市町村との接触を探る一方、『わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』や『子どものけんりカルタ』の制作と活用にも力を入れています。最近では、貧困家庭の子どもへの学習支援や子ども食堂などにも関心を寄せ、地域のグループとの交流をはかっています。

この冊子は国連に提出する基礎報告書ではありますが、英語版は語数の関係で核心部分のみの抜粋になるかもしれません。その点、この日本語版は、群馬子どもの権利委員会のここ10年近くに及ぶ活動の広範で詳細なまとめとなっており、多くの人びとに読んでいただきたいと心から願うものです。

目 次

『第4・5回市民・NGO基礎報告書・群馬』の発行にあたって	1
「条約」「最終所見・勧告」の普及	4
1 国連子どもの権利委員会「第3回最終所見・勧告」を読む	4
（1）群馬子どもの権利委員会は「第3回最終所見・勧告」をいかに受け入れたか	4
（2）「第3回最終所見を読む」	5
（3）「第3回最終所見・勧告」を読み解いて、日本を変えよう	6
（4）子どもは「大人の健全育成の対象」ではなく「権利の主体として生きる」存在	7
（5）「教育の領域」に関すること＝「高度に競争主義的な学校環境」の問題	9
2 子どもの権利に関する第3回群馬県内市町村へのアンケート	10
（1）調査項目	10
（2）調査結果	11
3 子どもの権利に関する第3回市町村アンケートの結果にもとづいて行った県・自治体との懇談	12
（1）県当局との話し合い行われる	12
（2）県当局との話し合いをふまえた市町村との話し合い	13
前橋市と藤岡市	13
高崎市と安中市	14
沼田市と太田市	16
伊勢崎市	18
館林市と富岡市	19
下仁田町と渋川市	21
みどり市	23
桐生市	24
4 『わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』と新版『子どものけんりカルタ』の作成	24
（1）パンフレット『わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』の作成に取り組んで	24
（2）新版『子どものけんりカルタ』の作成	27
（3）『子どものけんりカルタ』に添えた解説書	27
（4）『子どものけんりカルタ』の読み札の言葉	29
（5）『子どものけんりカルタ』の普及と活用	30
自分が自分らしくいられる場 - 足利っ子わいわいフェスタに参加 -	30
新版『子どものけんりカルタ』で遊ぶ「未来塾」の子どもたち	31
「遊び」で楽しく国際交流「国際こども遊びフェスティバル in 玉村」	31
学習の中で心をつないで - 4年1組の子どもたちと	34
『子どものけんりカルタ』多言語訳に挑戦	38
「東日本大震災」と「東電福島第一原発事故」の影響から子どもを守る	39
1 放射能から子どもを守りたい...ママたちの思い、その一心から	39
2 子どもの命と健康を守るために...放射能対策、初めの一步	41
3 トーク&トーク「いま フクシマの子どもたちは...そして群馬では」	43
4 放射能と向き合いながら豊かな保育を保障するために	45

	「体罰」「いじめ」「不登校」「自殺」の問題	46
1	公開シンポジウム「体罰を考える - なせなくなるのか」	46
	「保育」「子ども・子育て支援新制度」の問題	51
1	「育ち合いの場」が、いま、子どもを守るセーフティーネットに - 保育制度「改革」が何を もたらすか	51
2	「待機児童解消」の名を借りた、子どもの権利剥奪 - いま、国が実施しようとしている「保 育制度改革」について	53
3	子どもの姿が見えない「子ども・子育て支援新制度」	55
4	第 43 回全国保育団体合同研究集会 in 群馬を開催して	55
5	全国保育所給食セミナー in 群馬が開催されました!	57
6	アレルギーの子どもを支えてくれた保育所生活	58
7	アレルギーの子どもが小学校に入学して	60
	子どもの意見表明 - 子どもをまるごと受け止める	60
1	子どもたちの作文と『子どもの権利条約』	60
	学校教育の問題	62
1	どこまで伸びる? たんぼぼの茎 - 子どもととらえた自然	62
	外国にルーツを持つ子どもたち	64
1	外国人児童生徒の教育の問題と民間支援	64
	「子どもの貧困」の問題	69
1	なくそう子どもの貧困 まもろう子どもの権利	69
2	子どもを誰ひとり見捨てない 温もりあふれる社会に	70
3	子どもを誰ひとり見捨てない 今、私たちに出来ること	73
4	子どもをひとりぼっちにしないために...「ひだまり子ども食堂」スタートへ(1)	76
5	子どもをひとりぼっちにしないために...「ひだまり子ども食堂」スタートへ(2)	78
	地域の諸活動	80
1	「放射能から子どもを守ろう安中の会」から「NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ」設立へ	80
2	「Annaka ひだまりマルシェ」を世話人会で訪れて	82
3	おはなし配達人 花岡麻子さん 今日のお届け先は	83
4	協働して、安心の子育て ~ 沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会	85
5	ぐんま少年少女センターの取り組み	86

「条約」「最終所見・勧告」の普及

1 国連子どもの権利委員会「第3回最終所見・勧告」を読む

(1) 群馬子どもの権利委員会は「第3回最終所見・勧告」をいかに受け入れたか

大浦 暁生（群馬子どもの権利委員会代表）

群馬子どもの権利委員会は、「第3回国連勧告」をどのように受け入れたか、簡単にまとめておきたいと思います。受け入れは大きく言って、勧告を学習する活動と勧告を生かす行動の2つになるでしょう。

世話人会で勧告を学習し通信で紹介

まず勧告の学習が必要です。月1回の定例世話人会で議論し、主としてその論議ふまえて、世話人が『パートナー通信』で勧告を順次紹介し論じることになりました。前号(43号)では「調整」と「国内行動計画」の項目が紹介されていましたが、本号(44号)では「資源の配分」つまり政府と自治体の予算配分を論じた項目をとりあげましょう。

勧告は日本の社会支出が低く、「人口の約15%が貧困である」のに、「子どもの幸福および発達のための補助金および手当がそれに対応して増加していない」と言います。また、子ども手当制度と高校授業料無料化は歓迎していますが、「中央政府および自治体予算における子どものための予算配分がまったく明らかになっておらず」と手きびしい(以上、パラグラフ19)。

こうした懸念をふまえた勧告は、「子どもの権利の視点から中央および自治体レベルにおける予算を精査」し、「子どもの権利の優先性を反映した戦略的な予算線を設定すること」になります。また、政策の成果を計る「評価制度を確立」し、あらゆるレベルで「市民社会および子どもとの協議を確保すること」も勧告しています(パラグラフ20)。

要するに、真に子どもの幸福と権利に配慮した一貫性のある政策がなく、政策を裏付ける予算措置もなされていない不備を突いたもので、日本政府は真摯に耳を傾けるべきでしょう。

貧困と闘い子どもの権利を守る集会

日本の「貧困」は国連勧告でも指摘された大きな社会問題で、なんとかしなければと多くの人びとが切実に考えています。そこで、他団体とも共同し「教育ネットワークぐんま」主催の形で、「なくそう子どもの貧困、まもろう子どもの権利」と題する集会を2010年9月11日に前橋で開催しました。

集会では、実際に国連で日本の子どもの状況を訴えた横湯園子さん(中央大学教授)を招き、国連勧告を底流に各レベルの教育現場からの報告も交えて、子どもの貧困と権利の問題を話し合いました。その概要はこの通信の前号と本号に掲載されています。

全市町村に子どもの権利アンケート

勧告を生かす行動としては、「子どもの権利に関するアンケート」を2010年10月14日付で県内全市町村に発送しました。国連勧告が出るたびに毎回実施していますが、今回は、回答が遅れぎみで、内容もやや薄いのが気になります。「国連勧告に関して国や県から情報や通達がありましたか」と毎回尋ねていますが、今回も全部「なし」です。

ただ、このアンケートで初めて国連勧告のことを知ったという回答もかなりあり、それもアンケートの効果だと言えます。今後とも督促を重ねてできるだけ多くの回答を集め、その結果をもとに県当局や市町村と話し合うことにしています。

さまざまな集まりの場を活用して

そのほか、各種の集会で子どもの権利条約と国連勧告を広める活動をしています。

たとえば、3月12日・13日に水上温泉「松乃井」で開催される民研の全国教育研究交流集会では、「憲法・平和と教育、子どもの権利」と題する分科会を設定してもらい、群馬子どもの権利委員会からもレポートを出すことになっています。(注：前日に起こった東日本大震災のため、集会は中止となりました。)

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.44(2011年1月)より)

(2)「第3回最終所見・勧告」を読む

石橋 峯生（群馬子どもの権利委員会副代表）

日本政府の第3回定期報告書が提出され、審査が行われました。国連子どもの権利委員会よりその最終所見が届きました。国連子どもの権利委員会の勧告を、先ず子どもたちに、それから子育て、教育、子どもの成長発達に関わる多くの人たちに届けることは、私たちの大事な仕事です。それで、第1に「群馬子どもの権利委員」、つまり「会員」の皆さんにお届けします。

この最終所見・勧告は 日本政府は守らなければならない はずのものです。しかし、日本の多くの人 が その気にならなければ実現しません。日本国憲法の主権在民でも、子どもの権利条約の子どもの教育を受ける権利でも 権利はいつも向こうからやってきたことはありません。権利は闘い取るものです。闘った所（人）にだけチョッぴり花開くものです。

この所見・勧告は膨大なものです。その内容は、子どもが権利の主体として生きていくために関わるすべてのものです。今回は、「調整」のパラグラフ13・14と「国内行動計画」のパラグラフ15・16を石橋が読みました。

【調整】

パラグラフ13：本委員会は、子どもの権利に関する政策の実施に関係している多くの政府機関、例えば、子ども・若者育成支援推進本部、教育再生会議その他の多様な政府審議会が存在していることに留意する。本委員会は、しかしながら、これらの機関間の効果的調整、ならびに、中央、地方および地域レベルの間の効果的な調整を確保するための仕組みが欠如していることを懸念する。

パラグラフ14：本委員会は、中央、地方および地域レベルを問わず、子どもの権利を実施するために行われる締約国政府のすべての活動を効果的に調整し、かつ、子どもの権利の実施に関与している市民社会組織との継続的交流および共同体制を確立するための、明白な権限と十分な人的および財政的資源を有する適切な国内的仕組みを設立することを締約国政府に勧告する。

パラグラフ13の「子ども・若者育成支援推進本部」や「教育再生会議」は政府の組織でしょう。どんな人がどんな仕事をしているか、その内容を知る必要があります。この組織が「教育基本法」を変えたり、「青少年保護育成条例」を「健全育成条例」に変えた張本人であると考えます。政府は「効果的調整をしている」と言うでしょう。しかし、子どもには恐ろしいことです。子どもの学ぶ権利を奪い取り、教育の目的を人材育成にしまいました。保護を健全にして、主体を子どもから奪い、大人の考える健全な子どもにしまいました。

パラグラフ14の「市民社会組織」をどう読むべきでしょうか。私たちは、私たちの「群馬子どもの権利委員会」はこの範ちゅうに「入る」と考えます。国連子どもの権利委員会もそう考えるでしょう。しかし政府は、私たちを除外、排除していると思います。私たち群馬子どもの権利委員会を中心に、子どもの権利の実施に関与しているすべての市民社会組織が継続的交流および共同体制を確立するための、明白な権限と十分な人的および財政的資源を有する適切な国内的仕組みを設立すること これは大事なことで どうしたら、これが実現できるでしょうか。

政府がやってくれるとは考えられないのです。私たちがどう努力したら実現できるか 私たちの仕事です。具体的な行動計画を作ることです。

【国内行動計画】

パラグラフ15：本委員会は、子ども・若者育成支援推進法（2010年4月）など多くの個別的措置がとられたことを歓迎し、かつ、すべての子どもの発達を援助し、すべての子どもを十分に尊重するために、関連政府組織の統合を目的とする「子ども・子育てビジョン」および「子ども・若者ビジョン」を策定したことに留意し、関心を払う。本委員会は、しかしながら、本条約のすべての領域をカバーし、特に、子どもの不平等および格差に対応する子どもの権利を基礎にした包括的な子どものための国内行動計画が欠如していることを引き続き懸念する。

パラグラフ16：本委員会は、地方当局、市民社会および子どもを含む関連するパートナーとの協議および共同に基づいて、本条約のすべての領域をカバーし、かつ、中期目標および長期目標を備

えた子どものための国内行動計画を策定し、実施し、適切な人的および財政的資源を提供するとともにその成果を検証する監視機構を設立し、必要な場合には（策定された）措置の変更調整を行うことを締約国政府に勧告する。本委員会は、特に、行動計画が収入および生活水準における不平等、ならびに、性、障害、民族的出自、その他、子どもが発達し、学習し、責任ある生活に備える機会に影響を与える要素に基づくさまざまな格差に対応することを勧告する。本委員会は、子どもに関する国連特別総会の成果文書、すなわち、「子どもにふさわしい世界」（2002年）および「中期事業計画」（2007年）を考慮することを締約国政府に勧告する。

行動計画は

- 1 子どもの権利条約のすべての領域をカバーすること。
- 2 子どもの不平等および格差に対応する子どもの権利を基礎にした包括的な子どものためのものであること。
- 3 中期目標および長期目標を備えたものであること。
- 4 適切な人的および財政的資源を提供すること。
- 5 収入および生活水準における不平等をなくすこと。
- 6 成果を検証する監視機構を設立すること。
- 7 性、障害、民族など、不平等をなくすこと。
- 8 子どもが発達し、学習し、責任ある生活に備える機会に影響を与える要素に基づくさまざまな格差に対応すること。
- 9 国連の特別総会成果文書「子どもにふさわしい世界（2002年）」および「中期事業計画（2007年）」を考慮すること。

こんな国内行動計画を作りたいと強く思います。

みんな大事だけれど、特に2の「子どもの不平等および格差に対応する子どもの権利を基礎にした包括的な子どものためのものであること」、8の「子どもが発達し、学習し、責任ある生活に備える機会に影響を与える要素に基づくさまざまな格差に対応すること」は大事です。読みちがいをしないように 深く読み込みたいところです。

ここが「子どもが権利の主体として生きる」か「大人の健全育成の対象」かの別れ路です。

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.43(2010年10月)より）

（3）「第3回最終所見・勧告」を読み解いて、日本を変えよう

～第3回最終所見検討拡大総会が訴えること～

高橋 清一（世話人）

国連子どもの権利委員会は、条約44条に基づいて、昨年（2010年）5月下旬から6月上旬にかけて日本政府報告書を審査した。その際、われわれの市民サイドからの報告書等がどの程度、所見作成に参考にされるか、注目してきた。その結果、われわれの提言が活かされ、さまざまな改善勧告を盛り込んだ最終所見となった。

DCIを中核とする「つくる会」は、この所見をどう評価し、かつ読み解くべきか、全国の仲間呼び掛けた。全国であたらしい流れが起こり、昨年11月27日と今年1月9日に開催された第3回最終所見検討拡大総会に結集された。ここで大運動が総括された。その成果は素晴らしいものとなった。この大運動の成果を文書にまとめて出版し、日本の変革の手引きにすることになった。

さて以下、これからが本論である。

この文書のタイトルは、『子どもの権利条約と「新自由主義社会日本における子ども期の剥奪」』（仮）とし、本年11月20日（条約制定記念日）に出版することになった。「善は急げ」、拡大総会は直ちに編集委員会を設置した。第1回編集委員会を翌1月10日に発足させた。

文書の内容は大雑把に言うと次のようになる。全体を7部構成にする。

第部はこの文書の概要説明。説明事項は3つ。「子どもの新しい権利について」のわれわれの主張、これに対する最終所見の見解・応答、新自由主義社会についてのわれわれの見解・主張、

最終所見の見解・応答、子どもたちの訴え、これに対する最終所見の応答。以上が第 部だ。

第 部では、子どもの意思の尊重と子どもの指導、子どもの生存と発達、子どもに対する暴力、家庭環境と生活水準、代替的家庭環境と児童相談所、教育と余暇、障害を持つ子ども、少年司法、外国人の子ども等、9つの領域についての勧告について読み解く。

第 部では「勧告に基づいて日本を変えよう」と呼びかける。以下、その大胆な実践提起を列記すると、子ども関連行政組織、子ども関連法、子ども予算を変えること、次に財界を変えること、親と教師の意識を変えること、学校制度と教育政策を変えること、福祉施設職員の意識、福祉施設・政策を変えること、障害児関連施設・制度を変えること、裁判官の意識を、裁判所を変える。これらを変えるには、どうしたらよいか。これらを実現するために日本国憲法の理解を深めよう、深め直そうというのが第 部であろうか。

第 部は、国連の応答についての公式文書、すなわち、和文に正しく翻訳された最終所見、議事要録、重要発言を収録する。

第 部では、提出された日本の子どものレポート、第 部では、日本の大人と子どもの国連子どもの権利委員会でのスピーチを収録する。

そして最後の第 部で、われわれが全力を尽くして仕上げた「新自由主義社会日本における子ども期の剥奪」を声高らかに叫ぼうというのであろうか、そうである。

以上のことが本年1月9日に決定された。

正直のところ、私には理解困難な部分がたくさんある。DCI日本支部から講師を招いて率直に質問して意見交流できたら、「変革」にむけての実践に役立つだろう。そういう知恵と行動が見つかるかもしれない。これが私の願いである。(注：DCI日本支部はその後分裂し、現在消滅しています。)

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.44(2011年1月)より)

(4) 子どもは「大人の健全育成の対象」ではなく「権利の主体として生きる」存在

大浦 暁生

このシリーズの第1回は〔調整〕と〔国内行動計画〕、第2回は〔資源の配分〕、第3回は〔『新自由主義社会日本における子ども期の剥奪』〕でしたが、その根底にある考え方は、子どもを「大人の健全育成の対象」ではなく、「権利の主体として生きる」存在と認めて尊重することでした。今回はその問題にいっそう基本的に触れるテーマをめぐる国連の「所見・勧告」を紹介します。〈一般原則〉の大綱で、主として〔差別の禁止〕〔子どもの最善の利益〕〔子どもの意見の尊重〕の3点です。

(注：文中の<33>、<34>などは「最終所見」のパラグラフの番号です。)

【差別の禁止】

パラグラフ34：本委員会（国連子どもの権利委員会）は、締約国政府（日本政府）に以下のことを勧告する。

- (a) 包括的な反差別法を制定することおよび、いかなる理由に基づくものであれ子どもを差別するあらゆる法規を廃止すること。
- (b) 差別的慣行、特に、女の子、民族的少数者に属する子ども、日本国籍を持たない子ども、および障害を持つ子どもに対する差別的慣行を減少させ、かつ防止するために、意識向上キャンペーンおよび人権教育を含む、必要とされる措置を取ること。

法をしっかりと整備し、人権意識を高める社会教育なども行って、差別的慣行をなくすよう努力せよというのです。<34>の勧告の根拠となった懸念事項は<33>に示されていますが、少数民族の子どもや日本国籍のない子、移民労働者や難民の子、障害児などへの社会的差別を指摘するとともに、法定相続で婚外子が婚内子と同じ権利を享受していないことも懸念しています。

また、「本委員会は、男女平等の促進を定めていた教育基本法5条が廃止されたことに対する女性差別撤廃委員会の懸念を重ねて表明する」と明記して、女の子への差別意識が男女平等を無視する考えと関連していることを示したのは、注目に値します。

【子どもの最善の利益】

パラグラフ 38：本委員会は、すべての法規、司法的および行政的決定、ならびに、子どもにインパクトを与えるプロジェクト、計画およびサービスにおいて、子どもの最善の利益原則が実施され、遵守されることを確保するための努力を継続し、かつ強化することを締約国政府に勧告する。

この勧告の根拠となった<37>の懸念を見ると、日本政府は児童福祉法があると自己弁護をしましたが、国連は「この法律には、子どもの最善の利益の第一義性が適切に反映されていない」と、これを退けています。そして、あらゆる場合にすべての子どもの最善の利益を考慮するよう勧告するのです。「子どもの最善の利益」は、ご存じのように、子どもの権利条約第 3 条で保障されている基本的な権利です。

パラグラフ 39：本委員会は、子どものケアまたは保護に責任を有する施設の多数が、特に、そのスタッフの数および適格性、ならびに、監視およびサービスの質に関して、適切な基準に適合していないとの報告に留意し、懸念する。

ここで言う「施設」とは、学校、保育園、児童相談所など、子どもに関わるあらゆる機関を指します。そのスタッフやサービスが質・量ともに不足しているという報告は、おそらく私たち市民サイドからのものでしょう。<39>の懸念を受け、国連は<40>の勧告で、公立も私立も「提供するサービスの質および量に関する基準を開発し、かつ規定するための効果的な措置を取る」、その「基準を厳格に遵守させる」ように言います。

つづく<41>の懸念と<42>の勧告で、〔生命、生存および発達に関する権利〕として、子どもの自殺の問題が取り上げられていることに注目しましょう。自殺と自殺未遂の「危険要因に関する研究が欠如していること」が懸念され、「予防的措置を実施する」「心理相談サービスを提供する」「困難な状況にある子どもにさらなるストレスを与えない」ことなどが勧告されました。

【子どもの意見の尊重】

パラグラフ 43：本委員会は、司法的および行政的手続、学校、児童養護施設、ならびに家庭において子どもの意見が考慮されているとの締約国政府からの情報に留意するが、公的な規則が年齢を高く設定していること、児童相談所を含む子ども福祉サービスにおいて子どもの意見がほとんど考慮されていないこと、学校において子どもの意見が考慮される領域が限定されていること、ならびに政策策定過程において子どもおよびその意見が省みられることはめったに無いことを、引き続き懸念する。本委員会は、子どもを、権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制約していることを懸念する。

ここでも日本政府の言い分は真っ向から否定されています。「公的な規則が年齢を高く設定している」というのは、訳者（福田雅章・世取山洋介両氏）が注で述べている、「例えば、家事審判規則 54 条は、子どもが<満 15 歳以上>である場合に限り、子どもの監護に関する決定を行う前に子どもから意見を聴取すべきことを家庭裁判所に義務付けているに過ぎない」ような実情なのです。たしかに、学校で子どもの意見が考慮される範囲は限られ、政策策定過程で子どもの意見が省みられることなどまずありません。

しかし、国連が何よりも批判するのは、権利を持つ主体的人格として子どもを尊重することに欠ける、日本社会の一部（いやかなりの部分）に残る古い体質でしょう。「おんなこどもは黙っとれ！」というのでしょうか。これは、1947 教育基本法で「男女平等」を掲げた第 5 条が 2006 年の改定で廃止されたこととも関連します。この問題に対する私たち一人一人の姿勢が問われているとも言えるのです。

「子どもの意見表明権」は、子どもの権利条約第 12 条で保障されている、条約の根幹をなすきわめて重要な権利です。国連が<44>で、「すべての場面において、子どもに影響を与えるすべての事柄について、子どもがその意見を十分に表明する権利を促進するための措置を強化することを締約国政府に勧告する」のも当然でしょう。

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.45(2011 年 4 月)より）

(5)「教育の領域」に関すること = 「高度に競争主義的な学校環境」の問題

加藤 彰男(群馬子どもの権利委員会事務局長)

このシリーズの第1回は〔調整〕〔国内行動計画〕、第2回は〔資源の配分〕、第3回は〔『新自由主義社会日本における子ども期の剥奪』〕、第4回は〔差別の禁止〕〔子どもの最善の利益〕〔子どもの意見の尊重〕〔生命、生存および発達に関する権利〕などに触れてきました。第5回は今日の日本の子どもたちにとっても、保護者にとっても、教育関係者にとっても、重大な関わりのある「教育の領域」に関する最終所見・勧告を読みたいと思います。

【教育の領域】

パラグラフ70:本委員会は、日本の学校制度が並外れて優れた学力を達成していることを認識しているものの、学校および大学の入学をめぐる競争する子どもの数が減少しているにもかかわらず、過度な競争への不満が増加し続けていることに留意し、懸念する。本委員会は、また、高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子ども間のいじめ、精神障害、不登校・登校拒否、中退および自殺に寄与していることを懸念する。

パラグラフ71:本委員会は、学力的な優秀性と子ども中心の能力形成(child-centered promotion of capacities)を結合し、かつ、過度に競争主義的な環境が生み出す否定的な結果を避けることを目的として、大学を含む学校システム全体(the school and academic system)を見直すことを締約国政府に勧告する。これに関連して、締約国政府に、教育の目的に関する本委員会の一般注釈1号(2001)を考慮するよう奨励する。本委員会は、また、子ども間のいじめと闘うための努力を強化すること、および、いじめと闘うための措置の開発に当たって子どもの意見を取り入れることを締約国政府に勧告する。

日本の「高度に競争主義的な学校環境(過度に競争主義的な環境)」の問題については、過去2回の最終所見で次のように勧告されてきました。

1998年の第1回勧告:パラグラフ22「児童が、高度に競争的な教育制度のストレス及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされている…」。

パラグラフ43「高度に競争的な教育制度ならびにそれが児童の身体的および精神的健康に与える否定的な影響に鑑み…過度なストレス及び登校拒否を予防し、これと闘うために適切な措置を…」。

2004年の第2回勧告:パラグラフ49-a「教育制度の過度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、かつ、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げていること」。

今回の第3回勧告でも「懸念」が表明され、しかも、第1回・第2回勧告では「身体的・精神的な健康への否定的影響」と包括的にのべられていましたが、今回は、「子ども間のいじめ、精神障害、不登校・登校拒否、中退および自殺」と具体的な問題を列挙しています。日本の子どもたちが追い詰められている深刻な状況が国連子どもの権利委員会でもよりリアルに捉えられたと考えられるのです。

さらに、今回は「大学を含む学校システム全体の見直し」を勧告するに当たって、「教育の目的に関する一般注釈1号(2001)への考慮」に言及しています。この「一般注釈1号」は、子どもの権利条約第29条1項についてのものです。では、第29条1項を見てみよう。

子どもの権利条約 第29条1項

1 締約国は、子どもの教育が次のことを指向すべきことに同意する。

- (a) 子どもの人格、才能、ならびに、精神的および身体的能力をその可能最大限度まで発達させること。
- (b) 人権および基本的自由ならびに国際連合憲章にうたう原則に対する尊重を発達させること。
- (c) 子どもの父母、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値、子どもの居住国および出身国の国民的価値観、ならびに自己の文明と異なる文明に対する尊重を発達させること。
- (d) 理解、平和、寛容、および両性の平等に関する精神、ならびに、すべての人民、民族的・国民的・宗教的集団、および先住民の間の友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活

のために子どもを準備させること。

(e) 自然環境に対する尊重を発達させること。

従って、今回の勧告は、「学力の優秀性に特化した教育を行うのではなく、人格の全面発達を目指す教育の中に学力形成を位置づけ直すこと（世取山 2010.6.）を日本国政府に求めていると言えます。日本国政府は、3回の勧告で継続的に指摘されていることの改善に直ちに取り組む責務があるのです。と同時にこれは、学習指導要領、検定教科書、種々の官製研修、教育委員会からの指導などによって、教育課程編成権を著しく規制されている今日の学校現場に対しても、「感情、体力、社会性、道徳性、芸術性などの人格を構成する諸側面と連動させてこそ学力が実効的に獲得されるのか、それとも、学力だけに特化した教育によって効率的に学力が獲得されるのか」（世取山 2010.6.）の基本的な問題を投げかけていると言えます。

（注：世取山洋介 2010.6.19 「第3回最終所見を読み解く」子どもの権利モニターNo.103）

教育をめぐる困難な状況は、いわゆる「新自由主義改革」によってその深刻さを増し、極めて危険な状況に陥っているのが実態です。さまざまな領域での格差の拡大、労働・雇用条件の悪化、経済力の低下 養育責任を果たすことができない親、競争主義的な教育制度のいっそうの競争主義化と管理主義化、受益者負担増、保育制度民営化などが極めて直接的に子どもたちへ悪影響を及ぼし、子ども期の剥奪と人間関係の崩壊を来しています。それに加えて、東日本大震災と原発事故の影響には計り知れないものがあると考えなければなりません。

子どもたちと保護者の状況が、そして学校・教職員が置かれている状況が困難であればあるほど、子どもたちと直に接して教育活動にあたる教職員が、子どもたちの父母・保護者と共に、自らの課題として実践的にこの問題を解明し、子どもたちの「最善の利益」に資する教育活動を学校現場から創り出し、学校を変えていくことが求められているのではないのでしょうか。

私は、すべての（と言って良いと思う）教職員が人事評価制度の下での管理強化と多忙化の中で呻吟しながら苦しい実践を強いられているが、その困難な状況の中でも少なくない教職員が、上に述べた課題に答える創造的な実践を行っていること知っています。これをより広く、子どもたち、保護者・地域市民、教職員で共有できるようにすることも、私たちの大切な仕事の一つであると考えられます。

この困難な状況を、子どもたちのありように目を注いで切り開くキーポイントは何か？

それは、子どもの意見表明権の尊重、言い換えれば「第3回報告書をつくる会」が言っている「受容的、応答的關係」であると考えます。

再度、今回の勧告のパラグラフ 43、44 を読み返してみます。

【子どもの意見の尊重（子どもの参画）】

パラグラフ 43：学校において子どもの意見が考慮される領域が限定されていること、ならびに、政策策定過程において子どもおよびその意見が省みられることはめったにないことを、引き続き懸念する。本委員会は、子どもを、権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制約していることを懸念する。

パラグラフ 44：子どもに影響を与えるすべての事柄について、子どもがその意見を十分に表明する権利を促進するため措置を強化することを締約国政府に勧告する。

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.48(2012年1月)より）

2 子ども権利に関する第3回群馬県内市町村へのアンケート

(1) 調査項目

これまででも、群馬子どもの権利委員会では、「国連勧告」が出されるたびに、県内各市町村に対して、「子どもの権利条約」や「国連勧告」の周知、子どもの権利・人権擁護についての施策などに関するアンケート調査を実施してきました。2010年6月11日に、国連子どもの権利委員会から日本政府に対して「第3回最終所見・勧告」が出されました。この「第3回最終所見・勧告」を契機に第3回目のアンケート調査を、2010年10月～2011年2月に、以下の項目で実施しました。

【アンケート調査項目】

- 1 子どもの幸福や権利にかかわる職務は、どの部署で行っておられますか。
 - (a) 「子ども課」といった専門の部署があれば、部署の名と業務の内容を。
 - (b) 専門の部署がなければ、どの部署でどんな職務を扱っておられますか。
- 2 国連からの第3回勧告に関して、国や県から何らかの情報や通達がありましたか。
 - (a) あった場合は、どのような形でどの程度のものでしたか。
 - (b) なかった場合は、どのようにして第3回勧告についてお知りになりましたか。
- 3 子どもの権利条約や第3回勧告を、どのようにして住民に知らせておられますか。
 - (a) 小冊子などの印刷物があれば、その題名と内容を。できれば1部いただければ。
 - (b) ない場合は、どのような形で広報や普及を行っておられますか。とくに子どもに。
- 4 学校関係職員、社会教育職員、民生児童委員などに、どんな研修をされていますか。
 - (a) 条約や勧告をテーマにした研修をなさっていれば、いつ、どのような内容で。
 - (b) なさっていないければ、どのような形で研修をしておられますか。
- 5 条約と勧告が重視する「子どもの意見表明権」に、どう取り組んでおられますか。
 - (a) 子どもが思いや願いを自由に言えるよう、どんな方策を講じておられますか。
 - (b) 子どもセンターや児童館などの建設や運営に、子どもがどう関わっていますか。
- 6 最近問題になっている「子どもの貧困」の問題にどう対処しておられますか。
 - (a) 貧困家庭の子どもに対して何らかの援助措置などがあれば、具体的に。
 - (b) 「親子関係の貧困」とでも言うべき問題に、どう対応しておられますか。
- 7 家庭での子ども虐待、学校でのいじめや体罰に、どんな対策を立てておられますか。
 - (a) 予防策、相談制度、救済措置などがあれば、内容や実績などを具体的に。
 - (b) 保護者や職員に対して、この問題でどんな講習や研修を行っておられますか。
- 8 子どもの人権や権利が侵害されないように、どのようにしておられますか。
 - (a) 「子どもの人権専門委員」またはこれに準じる委員を設けておられますか。
 - (b) 自治体独自の相談、救済、監視の制度について、内容や実績を具体的に。
- 9 独自の「子ども権利条例」や「子ども権利宣言」を採択されていますか。

また、子どもの生活実態を定期的に、あるいは最近、調査しておられますか。
- 10 民間団体と協力しておられますか。群馬子どもの権利委員会は、県当局や各市町村と力を合わせて活動する用意があります。どんなことを期待されますか。

(2) 調査結果

子どもの権利に関する第3回市町村アンケート調査結果まとまる

～県内市町村子ども行政の実態明らかに～

日本政府に対して国連から2010年6月に出された「第3回最終所見・勧告」を受けて、私たち群馬子どもの権利委員会が昨年10月から本年3月にかけて県内の全市町村に実施したアンケート調査の結果が、2冊の小冊子にまとまりました。会員にはこの通信とともに同封しましたので、ぜひご覧ください。会員外でもご希望の方は、残部が少しありますので、お早めに事務局まで申し出ただいただければ差し上げます。

2冊のうち1冊は、市町村からの回答をそのまま列挙した20ページの冊子で、いわば「基礎的な資料」です。アンケートの質問項目は10項目ですが、ご回答いただいた市町村の部署を最初のページに掲げ、つづいてアンケート項目を順次あげながら、それによって市町村ごとに回答をそのまま掲載しました。

もう1冊は8ページの小冊子で、アンケート結果を要約し、群馬子どもの権利委員会の見解を述べた「要点と意見」です。問題点を6つの柱(子ども行政の一元化、条約の広報と職員の研修、子どもの意見表明と社会参加、子どもの貧困と家庭での虐待、学校などでの人権侵害の救済、子ども施策の原則)に整理し、柱ごとに全県的な傾向をまとめて、前2回のアンケート結果との比較も試

みました。

このアンケート調査は国連からの勧告を受けて毎行行ってききましたので、今回は第3回になります。合併で35になった全市町村の約74.3%にあたる26市町村(11市10町5村)から回答がありました。1999年の第1回が70市町村の約81.4%にあたる57市町村、2005年の第2回が54市町村の75.9%あまりの41市町村から回答を戴いていますから、毎回かなりの回答率を確保しており、県内子ども行政の実態と、歴史的視野もふまえたその動向は、十分に読み取れると考えます。

特徴的なことをいくつかあげますと、まず、子ども関係専門の課を設けて子ども行政の一元化をはかる方向はかなり進んでいますが、子どもの権利条約と国連勧告を職員や住民のあいだに広めることは低迷しているように思われます。国や県から国連勧告に関する通達は来ていないようですし、教職員を含めた職員研修の機会は増大しているものの、子どもの権利は権利一般に埋没して、特化した研修はほとんど見当たりません。

国連が重視する子どもの意見表明についても、「子ども議会」の開催などは見られますが、子ども関係施設の運営に子どもが参加している場合はまずありません。また、最近問題になる「子どもの貧困」は今回初めてお訊ねしましたが、経済的な支援はかなり多くの市町村が行っているものの、国連が指摘する<子どもと親・子どもと教師の人間関係の貧困>については、いっそうの理解と対応が望まれます。

今回の回答では、「要保護児童対策地域協議会」の設置や子どもたちへのアンケート調査の実施など、家庭での虐待や学校でのいじめを防止する対策として、前回までなかったものが共通して見られました。あるいは国や県の指導があったかもしれません。

このあと、このアンケート結果を手がかりに県当局や市町村を訪問して、理解と交流を深めたいと考えています。まず、11月24日(木)午前10時から、群馬県庁29階292会議室で、県当局との話し合いを行います。会員のみなさまの参加を歓迎します。参加される方は、事務局までご連絡ください。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.47(2011年10月)より)

3 子ども権利に関する第3回市町村アンケートの結果にもとづいて行った県・自治体との懇談 (1) 県当局との話し合い行われる

県内各市町村に実施したアンケートの結果がまとまったのを受けて、群馬子どもの権利委員会は昨年(2011年)11月24日午前、県当局との話し合いを行いました。県側からは生活文化部少子化対策・青少年課から飯塚課長をはじめ3名、健康福祉部子育て支援課から2名、教育委員会義務教育課から2名の計7名、権利委員会側からは大浦代表ら7名が参加しました。

まず資料を交換し、飯塚課長と大浦代表が挨拶したあと、出席者が自己紹介。つづいて大浦代表がアンケート結果の『要点と意見』に基づきながら、問題点や疑問点を指摘し、権利委員会の解説と意見を述べて、県当局の見解を求め、みんなで話し合いました。

広報と研修

とくに重点がおかれたのはまず国連勧告の広報と研修の問題で、2010年6月に国連から出された第3回勧告が日本政府から県に通達されているか、また県は市町村に勧告を通達しているか、を問いました。これに対して、「国からの通達は来ており、群馬の状況を考えあわせながら検討中だ」という飯塚課長の回答がありました。教育委員会からは、「新任管理職研修、教員の初任者研修などでこの勧告に触れた」との説明もなされました。

ただこの話し合いのあとで聞いたことですが、「国(外務省)は県などに国連勧告を通達していない」というDCI日本支部からの情報もあります。県当局とのこの話し合いの中では、「初任者研修などで触れるだけでは不十分で、検討が終わったらもっと広く知らせてほしい」と要望しました。

いじめ・虐待対策

あと1つ重点がおかれたのは、いじめや虐待への対策です。アンケートの中で多くの市町村が「要保護児童対策地域協議会」を設置し子どもの虐待に対処していると答えていましたが、「これは2008

年4月1日から全市町村に設置が義務づけられ、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3つのレベルがある」という説明がありました。

また、いじめ対策室を設置し、電話相談も受け付けているとのこと。2010年度には611件の電話相談があり、この数字は高止まりだといえます。市町村アンケートで多く実施しているのが見られた子どもたちへのいじめ問題アンケート調査も、毎月調査するよう県が指導しているそうです。

行政と民間の連携

そのほか、権利委員会の参加者から、子どもの意見表明権を保障するための「生徒・保護者・教職員三者の会」を学校に、外国籍の子どもの学習権を保障するための「日本語教育の充実やボランティアの活用」、『みんなの願い』は5年生ではなく小学校入学時に配布を、などの意見や要望も出されました。

話し合いは、行政と民間という互いの立場を尊重しながらも、相互の理解を深めようという率直で自由な雰囲気の中で進められ、それなりの成果を上げることができました。いじめや虐待について子どもがまともなものが言えるには、教師と子ども、親と子どもがよい人間関係を保っていることが必要だ、という共通理解も得られました。

交換した資料

権利委員会から県当局に渡した資料は、市町村アンケート結果の『基礎的な資料』と『要点と意見』、権利委員会の『活動紹介と入会案内』、子ども向けのリーフレット『こどものけんりじょうやく』と『あそべあそべカルタ』でした。

県当局から権利委員会に渡された資料には、まず健康福祉部子育て支援課が2010年3月に出した子ども権利ノート『あなたのおはなしかせてね!』があります。施設で生活する子どものために、自らの権利とその守り方を説いたもので、よくできています。

教育委員会からは幅広く人権教育の指針を示した『群馬県人権教育充実指針』と、小学校の保護者のための人権教育資料『みんなの願い』をいただきました。『指針』の関連資料には、子どもの権利条約の条文を加えていただけるとなお良いかと思えます。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.48(2012年1月)より)

(2) 県当局との話し合いをふまえた市町村との話し合い

前橋市と藤岡市

〔前橋市〕

2012年2月2日(木)に行われ、市側からは福祉部こども課2人、教育委員会義務教育課2人、市民部いきいき生活課2人の各担当者が出席、子どもの権利委員会からは4人が参加しました。

自己紹介のあと、大浦代表がアンケート結果の『要点と意見』および前橋市のアンケート回答にもとづいて話し合いのポイントを出し、意見交換に入りました。重点は子どもの虐待防止といじめへの対策、それに新しい児童文化センターの建設と運営への子どもの関与、の2点でした。

多面的な虐待防止といじめ対策

虐待といじめには多様な対応がなされています。各学校で子どもに対して「いじめアンケート」が実施される一方、教師は「いじめチェックシート」を作ります。教師は子どもの表情や身体の様子などをたえず注意深く観察して、問題の早期発見に努力しているのです。スクールカウンセラーは県の予算で配置されますが、全校配置とはいかないそうです。

相談窓口として、プラザ相談室では電話やメールも受け付けていますが、来てもらって相談に応じることを基本にしているとのこと。県内全自治体に設けられていると県が言っていた「要保護児童対策地域協議会」については、資料を用意して説明がありました。

「子ども会議」で要望を聞く

今年の1月にオープンした新しい児童文化センターの建設にあたっては、広報で募集した子どもによる「再整備子ども会議」を4回開いて要望を聞き、プラネタリウムと図書室の改善や「足踏みカート」の存続に反映させたそうです。今後もクラブ活動を充実させ、子どもたちの意見を運営に

生かしたいといえます。

4月1日の日曜日、孫といっしょに行ってみましたら、図書館のカウンターには「スタッフ」の腕章をつけた子どもたち3人が、生き生きと仕事をしていました。中学生からスタッフになれるそうです。(注：最後の段落は大浦代表の話)

〔藤岡市〕

3月15日(木)午後に行われ、市側からは健康福祉部長、健康福祉部こども課2人、福祉課1人、教育委員会学校教育課1人、生涯学習課1人の各担当者が出席、子どもの権利委員会からは5人が参加しました。

話し合いは県や前橋市の場合と同様、聞きたいことや話し合いたいことをまず大浦代表が整理して出し、それに沿って説明や意見交換を行う形で進められました。重点が置かれた話題は、意見表明権に関わって人権標語・作文・ポスターの募集、それに子ども自身が自らの問題を考える「子ども会議」のことなどでした。

人権カレンダー1万部

人権標語・作文・ポスターの募集は、教育委員会の生涯学習課が小中学生を対象に行っています。こうした表現活動で子どもが自分たちの権利を考えるだけでも素晴らしいことですが、入賞作品をカレンダーにして全家庭に配布しているのですから、たいしたものです。

子ども自身が「いじめ撲滅宣言」

藤岡市の子ども会議は、2004年12月に「藤岡市子ども憲章」を採択しています。2008年2月、子ども会議は「いじめ撲滅宣言」(心のこもったあいさつ/うるおいのある学級・学校づくり/学年・学校をこえて交流/友達のよいところ認め等)を採択しました。以後、「いじめ問題解決に向けた子ども会議」として毎年開催、市内全小中学校の代表が集まって交流しています。

子育て研修会

子ども課では、藤岡市発達障害支援事業として、「子育て研修会」を開催しています。子どもの発達についての不安などが虐待につながることも多く、健康推進員が母親の妊娠の段階からかわりを持ち、早い段階から子どもの特性を理解していけるように取り組んでいます。小学校区ごとに「すくすく委員会」を設け、保育園・幼稚園・小学校・特別支援学校の委員が事例研究を進め、実践事例集にまとめて、だれでも活用できるようにしています。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.49(2012年4月)より)

高崎市と安中市

第3回県内市町村アンケートの結果をふまえた行政当局との話し合いは続いています。県当局との話し合い、前橋市および藤岡市との話し合いについては、『パートナー通信』No.48とNo.49で紹介しましたが、その後7月19日(木)に高崎市、8月30日(木)に安中市との話し合いが行われました。

いずれの話し合いも和気あふれる雰囲気の中で、世話人だけでなく地元の会員が何人も参加して、積極的に率直に発言し、話し合いはいつそう身近で実り多いものとなりました。今後とも話し合いのときには、その自治体にお住まいの会員にご案内を差し上げますので、ぜひご出席ください。

〔高崎市〕

市側からは福祉部子ども家庭課長、教育委員会学校教育課長、同青少年課長をはじめ計7人が出席。子どもの権利委員会からは世話人6人のほか、地元から保育関係者4人の参加があり、計10人の出席となりました。

自己紹介のあと、大浦代表が小冊子『市町村アンケート結果の要点と意見』に基づき、高崎市のアンケート回答も考慮しながら問題を提起し、市側がそれに答える形で話し合いが始まりました。特徴的なことをいくつか報告します。

まず話題になったのは、2010年2月13日に制定された『たかさきこども憲章』でした。「わたしたちは、一人ひとりの気持ちを考え、笑顔いっぱいの平和なまちにしていきます」を第1項目と

し、自然を大切にした緑あふれる街づくりや、地域の伝統を守る新しい文化の創造など、全部で 5 項目から成る簡潔な憲章です。テーマを決める段階から、各学校は子ども同士で討議しました。

その討議をふまえて、市内の全小中学校 86 校の代表が意見を発表し合い、最後はこども議会で議決しました。この憲章に応え、大人たちも 2011 年 4 月 1 日に『こども都市宣言』を市議会で制定、「安心して子どもを産み育てることができる」都市、「子どもの人権を尊重し子どもたちが様々な可能性に挑戦できる社会」をつくると宣言しています。こうした一連の動きは、他の自治体も大いに参考にすべきでしょう。

高崎市も藤岡市と同じように、人権標語や絵画などのコンクールを小中学生を対象に行い、入選作品は「人権啓発カレンダー」にして配布しています。2012 年版の現物をいただきましたが、さまざまな人種の人びとが手をつないでいる見開きの絵のほか、「ありますよ小さな僕にも大きな人権」といった標語が毎月一つずつ掲げられています。

次の大きな話題は、各地で大問題になっている子どものいじめと自死で、子どもへのアンケート調査や少しでも不安があれば先生方が対応を心がけるなど、市側から未然防止策が話されました。世話人からは、「どちらが良い、悪いでは解決しない」「いじめる側の子がたいへんなものを抱えていて、いじめという形でしか自己表現できないという問題もある」「いじめをした子どもされた子どもともに被害者だ」「大人、教師が子どもたちの思いを丸ごと受け止めること、そして子ども同士の触れ合いがなければいじめはなくなる」との視点が出されました。

虐待の問題については、年ごとに増加している中で、「要保護児童対策地域協議会」や児童相談所をはじめとする関連機関の連携と役割分担を明確にして、未然に防ぐ努力をしている、との答えでした。参加者から「まったく面倒を見てもらえず、アパートに置き去りにされていた子の事例」や、「相談に行った際に、担当者がもう一步踏み込んだ対応ができる態勢がほしい」、あるいは子育て支援に関わって、発達障害や不登校など、大勢の中で普通の行動が取れない子どもたちへの課題も出されました。非行の問題では、市立青少年補導センターの所長も勤める青少年課長が「チーマー・暴走族の子だって根は悪い子じゃないんですよ」と実感をこめて話すなど、子どもに密着した発言もありました。

最後に、出席した保育園関係者から、現在政府が進めている保育制度改革では子どもたちの保育がバラバラにされ継続的な保育が出来なくなる、などの心配が語られました。特に 2 歳児までに小さな集団でゆったり満たされて育っていくことで得られる自己肯定感が大切で、これが小中学校での成長・発達に続いていくことが望まれる、また、保育園の取り組みも巡りめぐって親を支える支援センター的な取り組みが重要な仕事になっている、などが出されました。

〔安中市〕

市側からは保健福祉部長、保健福祉部子ども課長、同課子ども育成係長、それに教育委員会教育部長の 4 人が出席。子どもの権利委員会からは世話人 5 人のほかに、地元から 2 人が参加して計 7 人の出席となりました。高崎市のときと比べて両者とも人数は減りましたが、話し合いの内容はそれに勝るとも劣らないものでした。

いつものように自己紹介のあと、大浦代表が小冊子『市町村アンケート結果の要点と意見』に沿いながらも、安中市のアンケート回答と出席者の関心も考慮して、問題を整理し提起しました。とくに重点を置いたのは、条約と勧告の広報、いじめと虐待の防止、放射能への対策、の 3 点でした。放射能の問題は地元の強い関心と要望に応じたものでした。

住民への広報については、光陽館（人権擁護のための隣保館施設）発行の『光陽館だより』77 号（2010 年 3 月 26 日）に、「子どもの権利条約」の概要と 1 条から 6 条までが紹介されていることが市側から話され、現物も配られて大きな関心呼びました。条約の概要と条文は日本ユニセフ協会のホムページからとったもので、条約をわかりやすく砕いてあります。しかも挿絵は、安中一中の子どもが描いたものなのです。全戸配布ですし、7 条以下の条文も順次紹介してゆくといいですから、実にすばらしいことです。

「いじめ」については、アンケート調査、生活記録ノート、スクールカウンセラーなどの対応が

説明されましたが、世話人からは一步踏み込んで、子どもたちにアンケート調査をしても、率直に本音を言ってくれるかが問題で、子どもと教師との間に日頃から信頼関係ができていなければならない、との意見が出されました。参加した母親からは、「いじめられている子や親の不安感を、先生がもっと受け止めてほしい。学年・学校全体での取り組みが感じられない。いじめをしている子の育ちにもしっかり目を向けてほしい」との発言がありました。

家庭での子ども虐待防止と子育て支援のため市は家庭児童相談に力を入れており、たとえば2009年には160回の相談がありました。発達障害関係が多く、不登校の問題もあったといいます。子どもの育ちの様子を記録し、子育てのさまざまな事項をチェックできる『子育て支援ファイル』を2歳児以降の保護者に配布していて、「子育てハートフルライン」をはじめさまざまな相談窓口や子育て支援センターへの連絡方法なども丁寧に紹介されています。

放射能の不安については、保育園と学校の線量を測定して除染しているほか、給食の食材の検査を午前中に行き、体内被曝の防止に努め、プールの水もしっかり検査しているとのことでした。しかし、松井田地区など山間部の近くではまだ線量値が高く、内部被曝の問題を意識したさらに細やかな測定と除染を進めてほしい、との要望がありました。校舎の耐震化については最優先の予算措置で取り組んでおり、2015年か16年までには完了できるといいます。

最後に、地元の参加者から身近な問題を自由に発言していただきました。まず、児童館設置の要望が強く出され、校舎の耐震化が終わったら検討するという回答でした。しかし、保護者の多くが孤独な子育てを強いられている現状で、安心して集える場がぜひともほしい、差し当たり隣接する富岡市・妙義児童館との共同利用を考えていただけないか、とこの地に住み子を持つ母親の真に迫る発言がありました。

また、図書館について、性描写の激しい携帯小説のような本を小学生でも手にとれる心配がある、蔵書などの内容は充実しているが、館内の標示などが少し厳しすぎて叱られている感じがするなど、職員の配慮をうながす要望も出ました。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.51(2012年10月)より)

沼田市と太田市

第3回県内市町村アンケートの結果をふまえた行政当局との話し合いは、2011年11月に県当局と行ったのを皮切りに、昨年は2月に前橋市、3月に藤岡市、7月に高崎市、8月に安中市、そして10月18日(木)には沼田市、11月22日(木)には太田市をそれぞれ訪れて、懇談と意見交換を行いました。どの話し合いも率直に発言しながらも互いに相手から学ぼうとする姿勢が感じられ、実り多いものでした。

安中市訪問までの様子はすでに『パートナー通信』に掲載しましたが、沼田市と太田市の訪問についてここにご報告いたします。

〔沼田市〕

市側は健康福祉部子ども課から課長と子育て支援係長ほか1名の3人、教育委員会から学校教育課長と社会教育課社会教育係長ほか2名の4人、計7人が出席。子どもの権利委員会からは世話人5人が参加しました。自己紹介のあと、大浦代表が小冊子『市町村アンケート結果の要点と意見』に基づき、沼田市のアンケート回答も考慮しながら、条約と勧告の広報、いじめと虐待への対応、放射能への対策、の3点に重点をしばって問題を提起し、話し合いに入りました。

広報については、全戸配布の『広報ぬまた』に年4回「人権ってなんだろう」というコーナーを設けて、さまざまな角度から人権問題を取り上げており、とくに12月の世界人権デーに重点を置いて広報活動をしているとのことでした。また、3ページの『人権教育推進方針』を全教職員に周知させ、校長会でも話し合っているといいます。

どちらの資料もいただいて読んでみましたが、具体的な問題としては「差別」と「いじめ」に重点が置かれているように見受けられました。とくにいじめは沼田市が重視している問題で、教育委員会は18ページにわたる『沼田市いじめ問題対策マニュアル』を作成して全教職員に配布し、「基

本認識」に始まって、「未然防止」「早期発見」「解決まで」「組織対応」など、あらゆる面から詳細に述べ、対応できるようにしています。

さらに、月1回のアンケート調査も実施していますが、アンケートが成功するには子どもがホッペを言える信頼関係が教師と子どもの間に必要だ、という視点が作文教育なども例にして権利委員会の側から出されました。

つづいて話は、家庭での子ども虐待とも関連して子育て支援の問題になり、まず、低所得者層に対する保育料を国の基準より低く設定しているなど、沼田市が経済的支援に力を入れていることが話されました。

「要保護児童対策地域協議会」の設置のほか、家庭児童相談員による相談も行なわれ、去年は22件(その2件は虐待問題)で、うち5件ほどは今年に継続して相談活動が行なわれているといます。すばらしいと思ったのは、市が38ページにおよぶ『子育てガイドブック』を発行して妊娠した女性に手渡し、妊娠の段階から子育てと子育て支援のことが具体的によくわかるようにしていることでした。

また、市の子ども課はNPO法人の「ごったく広場」と協同して、「沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会」を組織しています。

市の施設を使って各種のイベントや講座などを行なっていますが、とくに保健福祉センター3階に設置した「子ども広場」では、講演会のほかに、歌とリズム、簡単な工作などを毎週やっているようです。(後日この「沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会」の講演会を訪問取材した報告を、本号の4~5ページに掲載しています。)

放射能の害から子どもたちを守る取り組みについては、運動会に間に合うように校舎と敷地内の除染を進めたといいます。国の援助は、旧利根村地域など国が指定した汚染地域にしか出ない、とのことでした。

話し合い終了後、市役所から5分ほど歩いて「ごったく広場」へ行ってみました。利根沼田地域のボランティアセンターになっていて、「おしゃべり茶店」とも言い、100円のコーヒーや500円のカレーうどんなどがメニューに並んでいます。事務局の真下さんらスタッフの女性たちとおしゃべりし、『ごったく広場ニュース』や『沼田子育てネット』などの情報紙もいただきました。

〔太田市〕

市側は福祉こども部から部長とこども課長ほか1名の3人、教育委員会から教育部長と学校教育課長の2人、計5人が出席。子どもの権利委員会からは世話人5人が参加しました。

自己紹介のあと、大浦代表が小冊子『市町村アンケート結果の要点と意見』に沿いながらも太田市のアンケート回答や最近の状況にも配慮して、問題点を次の5点に整理し他の市町村の実例などもあげて提起しました。授業などで子どもの権利の啓発、児童館などの運営に子どもの意見の反映、いじめや虐待への対処、地域や民間団体とのかかわりかた、放射能から子どもを守る方法、の5点です。

まず、条約の周知、あるいは子どもの権利意識の向上をめざす取り組みですが、12月の「人権の日」を中心に学校で集中学習をやるといいます。しかし人権一般として取り組んでおり、子どもの権利に特化してはいません。「子どもの権利条約」の学習をもっと進める必要があることが確認され、権利委員会がいま進めている子ども向けに条約をやさしく書きかえたものが出来上がったらしい、という要望も市側から出されました。

つづいて児童館のことですが、太田市では15の地区すべてに児童館が1つずつあり、それぞれが特色ある『児童館便り』を出しています。子どもの意見反映は、たとえば「子ども将棋大会」のような事業をすると、終わったあとで事業の検証をしますが、そのとき子どもたちからアンケートをとって事業の改善に役立っているといいます。

いじめ問題は、ちょっかいを出す程度でも「いじめ」ととらえ、月1回のアンケート調査も実施して、早期発見に努めているとのこと。しかし基本的には子どもと教師が日常的ないい関係をどう作るかだ、という認識が市側にも権利委員会にもありました。

家庭でのこども虐待への対応は子育て支援とも重なり、ひいては地域とも関わってきます。太田市では民間の保育園などの協力を得た「子育て支援センター」が17か所あるほか、行政が主導し民生委員が中心になって行なう「子育てサロン」が各地にあり、それには高齢者も参加するといえます。いじめや虐待の総合的な対応組織として「要保護児童対策地域協議会」もありますが、学校や地域でのこうした日常的な活動は重要です。

最後に放射能対策では、2012年2月に食品検査機2台を購入して、4月から給食の検査をしていますが、基準値を超えたことはまだないといえます。除染にも取り組んで、グラウンドの表土をけずって、とりあえず深いところに埋めているそうです。

なお、資料として『太田市次世代育成支援行動計画・後期計画』という2010年4月発行の143ページにおよぶ大冊をいただきましたが、時間がなくて説明をお聞きすることはできませんでした。帰宅してページをめくっていると、「個別事業」の34番目に、「子どもの権利条約の普及・啓発（生活そうだん課）」とありました。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.52(2013年1月)より)

伊勢崎市

第3回県内市町村アンケートの結果をふまえた行政当局との話し合いは続いています。2011年11月県当局と話し合ったのを皮切りに、去年は前橋、藤岡、高崎、安中、沼田、太田の6市を順次訪れました。今年も1月24日(木)午後、伊勢崎市を訪問しました。

伊勢崎市側は市民部人権課から課長と人権啓発係長ほか1名の3人、福祉部児童家庭課から課長と子育て相談センター係長ほか1名の3人、教育委員会から学校教育課長と健康教育課長の2人、計8人が出席。子どもの権利委員会からは、代表を含む世話人6人のほか、地元の会員1名の7人が参加しました。

自己紹介のあと大浦代表が小冊子『市町村アンケート結果の要点と意見』に基づき、伊勢崎市のアンケート回答も考慮しながら、条約と勧告の市民への広報、子どもの意見表明と社会参加、いじめと虐待や体罰への対応、放射能汚染から子どもを守る対策、の4点に重点をしばって問題を提起し、話し合いに入りました。

広報については、人権教育の一環として行っていると人権課長から説明がありました。1月20日にも、和田献一氏を講師に招き、「ちょっと待って！人権がある 子どもの権利条約から考える」と題する人権講座を開催したとのこと。配布された資料だけでも16ページにわたる詳細なもので、この講座に参加した子どもの権利委員会世話人の話では、子どもの権利条約を重視した内容のあるものだったそうです。

子どもの意見表明と関わって、学校で子どもも教師も自由にものが言える人間関係づくりは、いじめや体罰防止にもつながります。教育委員会はこの点を重視し、「ふわふわ言葉」や「ちくちく言葉」に気づかせながら、挨拶に始まり相互に言葉を交わすことを活発にして、言語活動の充実をめざしている、と学校教育課長は言います。

「教師がパソコンばかりで子どもとの対話が少ないのでは」という世話人の指摘に、課長はたとえば「子どもが掃除終了の報告に来たら、ご苦労さんと声をかけるよう指導している」と答えました。「学校は競争の場ではなく、まちがってもいいところだ」と子どもに教えて、お互い同士声をかけあうようにしているとのこと。

日本語が不自由な外国籍の子どもの問題も、伊勢崎の地域性として、地元参加者や世話人から出されました。漢字の習得など日本語の手当てが必要な子どもは300人ほどで、国からの補助も受けながら、スペイン語のできるスタッフを16校に配置していると言います。

直接的ないじめ対策としては、どこでもやっているアンケート調査などのほか、伊勢崎市独自の『いじめ問題対策リーフレット』を作成して全教職員に配布し、また、いつでもどこでもすぐ相談するという意味の「チャンス相談」にも取り組んでいます。「いじめ防止キャンペーン」を2ヶ月にわたって推進したとの説明もありました。

学校外での子どものケアでは、7つある児童館に合計45の放課後児童クラブ(小学1~3年対象)があり、運営に直接子どもが関わってはいないが、利用者アンケートをとって参考にしていると、児童家庭課長から話がありました。また、一人親家庭などに対して月額2千円の児童扶養手当を約200人に支給しているそうです。

しかし、子育てのことできわだっているのは、2010年10月に「子育て相談センター」を市役所内に設置し、虐待を含むさまざまな相談に専門スタッフが応じるとともに、42ページにも及ぶ『子育て支援ノートブック』を作成して親たちに配布し、積極的に子育て支援を行っていることでしょう。カラーのチラシでセンターの宣伝もしています。

最後に放射能のこと。健康教育課長から、地上1メートルで0.23 μ Sv/hという国の除染基準を尺度に、校庭、プールの水のほか、給食も検査していますが、伊勢崎市では国の基準を上回る数値の放射能が検出されたことはまだない、という説明がされました。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.53(2013年4月)より)

館林市と富岡市

今年度も、「子どもの権利条約に関する市町村アンケート(2010年)」にもとづく自治体訪問、子ども行政・教育行政担当者との「懇談・意見交換会」に引き続き取り組んでいます。懇談・意見交換の主なテーマは、子どもの権利条約の広報と職員の研修、子どもの意見表明と社会参加、子どもの貧困と家庭での虐待、学校などでのいじめ・体罰など人権侵害の救済、子どもたちの放射線被曝防止策、の5点です。

〔館林市〕(5月30日)

市側は保健福祉部こども福祉課長ほか1名、教育委員会から教育総務課長、学校教育課長ほか1名、生涯学習課長ほか1名の計7人が出席。子どもの権利委員会からは世話人6人が出席し、地元の会員・市民の皆さん7人が参加しました。

両者の自己紹介の後、大浦代表から小冊子『市町村アンケート結果の要点と意見』をふまえながら館林市のアンケート回答の内容も考慮して、課題や質問事項を提起しました。

広報や研修については、まず子育て支援係から昨年11月の「児童虐待防止強化月間」、広報紙による市民へのアピールや市のホームページの活用、市民ホールのバナー広告・チラシ配布などを行ったと説明がありました。教育委員会の話では、毎年8月に行われる「人権に関する研修会」に全教職員が参加すること。学校内のことだけでなく社会人権という観点で市の人権推進委員や一般市民も一緒に参加するということでした。

いじめについては、アンケート調査や教職員の見守りなどにより、小・中あわせて毎月7~8件ほどが認知されています。県の「いじめ問題対策推進事業」を受けて、邑楽館林地区の小・中・高を含めた「いじめフォーラム」という形で、子ども自身が自分たちでできることを考え交流し、各校の子ども自身の活動に生かせるような取り組みを予定しているとのことでした。

子育て支援では、今年度から「ファミリーサポートセンター」が開設されます。「家庭児童相談室」では2名の嘱託職員が虐待、要支援・要保護などに対応。最近は発達障がいのある子どもの相談も増えています。年間60件を受付、累計で360回を超える相談・対応になっています。虐待は7件あり、児童相談所と連携した一時保護が3件あったそうです。

「子ども議会」は昨年度で13回目の実施。市内11小学校区の子ども会代表22名が子ども議員です。環境問題、交通・通学路問題、いじめ問題、観光産業問題など自由な質問が出され、市長、教育長が答弁しています。3つの児童館では年間を通していろいろな教室を開いているが、反省会などで意見を集約し次年度の計画に生かしています。県内でも珍しい取り組みが「通学合宿」で、地域の公民館に泊まって、子どもたちが中心に食事や宿泊のすべてを企画・実行しながら学校に通うというもの。現在4つの地域で行われていて、地域の人びとが子どもたちの主体性を大事にしながらサポートしています。夜には先生がたも学習や天体観測などのサポートに入ります。

体罰問題では、今回特にすべての学校に「ガイドライン」に基づいた研修を具体的にどのように

実施したか、報告を求めています。これは人権に関わる問題で、体罰は教育的指導ではない。教育的効果はないという認識を先生がたに改めて持ってもらうよう言っている。しかし、時間が経って意識が薄れてはいけないので、教職員間での連携が大切になるといいます。

放射線被曝防止策については、2011年11月に基準値を少し上回った3か所は直ちに除染処理を行いました。すべての小学校の通学路の合計1579地点で測定を行っているが、全部下回っていません。給食についても昨年度は82回、132検体の測定を行ったが、いずれも不検出とのことでした。

地元の参加者から、「市内の総合病院から産科がなくなり、小児科は平日外来のみ。お産ができるクリニックが1つだけで、邑楽館林地域では産科・小児科の24時間体制の急患・入院受け入れができていない。子どもの命にかかわる深刻な状況にあり、病院、医師、看護師、行政、地域の人たちなど、さまざまな力を集める取り組みを始めている。」「先生がたの、お互いの感性や子どもを見る目や授業の力を磨き合う、開かれたフォーラムができないものか。」「子ども・子育て会議を生かして子どもたちにとって本当にいい制度になるよう願っている。」などの発言がありました。

〔富岡市〕(7月18日)

市側は総務部総務課の主事が世話役をつとめ、健康福祉部子ども課から課長ほか1名、教育委員会から学校教育課長ほか1名と生涯学習課長ほか1名の計7人が出席。子どもの権利委員会からは世話人5人が出席しました。地元会員の参加はありませんでした。

自己紹介の後、大浦代表が『市町村アンケート結果の要点と意見』に沿いながらも富岡市のアンケート回答や最近の状況にも配慮して、問題点を整理し他の市町村の実例などもあげて提起しました。

まず、人権や子どもの権利への意識を高める問題では、小学校5年生で人権ポスターコンクールを実施していることが関心呼びました。優秀作品は上信電鉄の車体に描かれて走ったそうです。ポスター制作は子どもの意見表明でもあるわけですが、ほかに意見表明の場として「少年の主張」発表会があり、つい先日も市内の6中学校から12名が700人近い聴衆の前で熱弁をふるったといえます。以前には「子ども議会」もありました。

しかし、さらに関心を集めたのは、市内に2つある児童館でした。子どもが運営に直接関わってはいませんが、工作、エアロビ、音楽鑑賞などの行事に子どもが自由に参加できるようにし、子どもの反応を見たり意見を聞いたりして、運営に生かしているそうです。児童館は開放的で、自由の場としていかに遊びを保障するかが児童館の役目なのです。児童館は公民館とも言えるし、子育て支援にも大きな役割を果たしているのです。

駅前の児童館の敷地には子育て支援センター「親と子のスマイルサロン」があって、非常勤の職員が常駐し、いつでも相談に応じています。児童虐待防止週間には講演会なども行っているのですが、それでも子どもへの虐待はふえる傾向にあり、一昨年は15件、昨年は21件の報告がありました。情報を関係者で共有して、対処しているといえます。

学校教育に話を移しますと、教育委員会は「富岡市の学校教育」と題するリーフを発行して広く配布し、教育の基本方針を明らかにして市民の理解を求めています。それによりますと、「変化の激しい社会を夢や希望を持ち主体的に生き抜く子どもを育てます」が基本で、「生きる力をはぐくむ指導の充実」と「地域に根ざした信頼される学校づくり」が2つの大きな視点となり、さらに今年度の重点として、自己への「プライド」と他者への「リスペクト」、それに「ふるさと学習」に力を入れていると述べています。

学校教育課長の説明では、子どもたちが主体となって活動する授業づくりをとくに重視し、教材研究に基づく発問で子どもたちに考えさせたいと言います。学校行事でも子どもたちを主体としたいい、「プライド」は自尊感情の重視、「リスペクト」はよりよい人間関係の構築だということでした。いずれも子どもを主体とするみごとな姿勢だと思います。とりわけ興味をひいたのは、「たてわり班活動」でした。同じ班の中に1年生から6年生がいるもので、上の子は下の子の面倒をみますし、6年生が中学に行けば小学校と中学校との連携も生まれます。ただ、こうした努力の中でも不登校の子どもはいるもので、現在全体で20人ほどだとのこと。その多くは学校には来るが教室に

は行けないそうです。「いじめ」ではないというが、はたしてそうか、という疑問も権利委員会の参加者から出ました。

最後に放射線被曝防止策について。国の測定基準より厳しく地上 5cm で測定、事故直後には 11 校が基準を超え、直ちに除染作業をおこなった。給食は食材も含めて検査に配慮している、とのことでした。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.54(2013年7月)より)

下仁田町と渋川市

〔下仁田町〕(8月29日)

下仁田町は東電福島第一原発の事故による放射線量が高い地域の一つでしたが、いち早く町をあげて町内全域の独自の測定も行い、国や県の補助金を受けてきめ細かな除染事業を進めていることから、「とりわけ子どもたちの健康を守る放射線被曝防止策」の積極的な例としてお話をうかがうことにしました。

町側からは、町長、教育長、総務課長、健康課長と担当係 2 名、教育課長と担当係 2 名の計 9 人が出席。子どもの権利委員会からは世話人 5 人と地元のお母さん 2 人が参加しました。

自己紹介のあと、まず保健環境係長から、19 ページにわたる克明な資料と国に提出した除染計画を踏まえての説明がありました。

2011 年 9 月に文科省と群馬県による航空機モニタリングの測定結果の中で、町区域で 0.20 ~ 0.50 μ Sv/h の地域があると公表されたことを受け、10 月には町独自で健康課保健環境係による道路・公共施設の測定を実施し、基準値を超える地域のあることを確認しています。同月中に国の「汚染状況重点調査地域の指定」を受ける方向を確認し、12 月に指定が決定されています。2012 年 1 月の臨時議会でサーベイメータの購入や除染業務委託などの補正予算を決めて、町内 31 行政区全ての詳細測定を実施、最高値では地上 1m で 0.48 μ Sv/h という地点もありました。その結果、13 行政区が平均空間線量で基準を上回り、直ちに「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」を国に申請し決定を受けています。残る 18 行政区は基準値を下回っていたが、子どもとお年寄りのためにも除染をして行こうということで、県の「震災等緊急雇用対応事業」を活用して町全域の除染を行っています。

除染にあたっては、原発事故によるものは今までになかった追加被曝であり、環境回復をめざしてすべて取り除いていくという方針の下、まず保育園(3園)、小中学校(2校)、通学路を優先し、公園、児童遊び場、スポーツ広場、公共施設、民有地、住宅へとすすめています。住宅でも全世帯を調査しホットスポットの除染を行い、今年の 8 月末で除染を完了する予定になっています。

内部被曝防止施策としては、食品に含まれるセシウムを測定する機器を町の保健センターに設置し、町内で生産された農畜林水山産物、市販品を除く食品、井戸水、農産物栽培土壌などを、また給食は週 2 回の測定を行って数値の公表も行っています。

この取り組みをすすめるにあたって、当初から県立県民健康科学大学の倉石政彦准教授をアドバイザーとして委嘱していることも、他の自治体には見られないことです。

町長や保健環境の担当者から、「目に見えない、直接触れてもわからない、そういうものが蓄積されて後々どのような害が出てくるかわからない。後手後手に回って後世に汚点を残してはならない。率先してやるべきで、お金には代えられない。下仁田町はネギとコンニャクが有名で風評被害も心配されたが、40年50年先を見通して対策をして行く決断をした」という話がありました。

地元の参加者から、「学校給食安心対策事業」に群馬県も今年 2 学期から対象になったので、下仁田町もぜひ参加して欲しい。食品計測を基本 20 分で 25 ベクレルを基準にやっているが不安である。最低でも 10 ベクレル以下、計測は 1 時間に伸ばして欲しい。保育園の給食の測定と公表をして欲しい、などの要望が出されました。

子どもの権利に関するテーマでは、教育委員会から、下仁田町人権教育推進協議会が主体となって取り組まれる人権標語・作文・ポスターの募集と優秀作品をまとめた冊子『ふれあい』が説明さ

れました。同協議会・PTA 連合会・町教育研究所が中心となって行われる人権教育講演会は、夏休み期間に教職員・PTA を対象に開かれ、今年度は「子どもの人権」をテーマに人権擁護委員の講演を聞き、いじめ問題の協議を行ったといえます。

町をあげて下仁田ジオパーク登録推進や下仁田自然学校に取り組んでいますが、多くの町民が参加する活動発表会では中学生が活躍し、意見表明・社会参加の場になっています。中学生の提案で生まれたポロシャツを町職員が毎週木曜日に着用するそうです。

子育て支援については健康課福祉係から、保育園の待機児童はなく、保護者の勤務実態に即して午前7時半から午後7時までの延長保育やお母さん方の緊急的な事情に応じた一時保育をしている。親子で自由に使える「かるがも広場」や「子育て街角会議」などを設け、母親同士の交流を図り、子育ての不安に対応する細やかな取り組みもしているという説明がありました。

〔渋川市〕(10月10日)

市側は保健福祉部子ども課から課長ほか1名、教育員会学校教育課から課長他1名と生涯学習課から課長の計5人が出席。子どもの権利委員会からは世話人6人が出席しました。地元会員の参加はありませんでした。各出席者の前の机には、人権教育資料の冊子や人権教育啓発カレンダーなど、7点もの資料が手回しよく置かれています。

冒頭挨拶の中で、大浦代表が、「行政と民間という立場の違いはあるが、ともに学びあい力を合わせて子どもの幸せのために努力しましょう」とこの意見交換会の趣旨を説明し、自己紹介のあと、事前に合意されたテーマをめぐって懇談にはいりました。

まず目をひいたのは、机の上に置かれたカラフルなカレンダーでした。B3判1枚の大きさで、下のほうに今年4月から来年3月までのカレンダーがあります。日曜と祝日は赤ですが、12月10日(火)の世界人権デーには特別に赤い星が付いていました。

おもしろいのはその上のほうで、「渋川市人権尊重ポスター展入賞作品」として、小学生から高校生まで16点の作品が所狭しと並んでいます。このコンクールは今年度で21回目ですが、1431点もの応募があったそうです。それぞれのポスターには「育てよう笑顔があふれる世界」、「生きてるだけで100点満点」といった標語が書かれ、さまざまな角度の絵と標語を楽しめます。

このポスター作りが子どもの意見表明の一つの場であり、それをカレンダーにして配布することが市民への広報活動であることは言うまでもありません。渋川市は一般市民を対象にした人権講演会も行っており、2011年度には子どもの人権にしばって、「児童虐待から見える子どものこころ」の話が社会福祉施設の施設長から聞きました。

子どもの意見表明に関しては、渋川市は以前から「子ども議会」を開催しており、10年前に訪問したときはこれが話し合いの中心になりました。今年も8月に開かれ、各小中学校から2名ずつの代表が、英語指導助手のことや通学路の問題、はては渋川市の知名度向上策まで、意見を出し合ったといえます。出されたさまざまな実情や意見を実際の行政にどう生かすか、これはむしろ大人たちの課題ではないでしょうか。

子どもの貧困については、ひとり親家庭597人に児童扶養手当を支給するなど、きめ細かい経済的支援措置がなされています。おもしろいのは、ひとり親家庭を激励する東京ディズニーランド行きツアーが実施されたことで、52組122人が参加しました。

家庭での子ども虐待に対しては、子ども課の中に「家庭児童相談室」を設けて、相談員4名が対応しています。月30件ほどの相談のうち約1割が虐待関連だそうです。また、「要保護児童対策地域協議会」のほか、中学校区ごとに学校・家庭・地域の「三者連携推進協議会」があり、絵本読み聞かせやあいさつ運動など独自の活動をしています。

学校での人権教育は、教育委員会が6月に人権教育協議会を開いて方針を決定し、教職員に事前研修を行っています。講演会などのほか、『心にきれいな花を』と題する手引き書を配布して実践例も紹介し、12月の世界人権デーに合わせて授業を行うのです。「いじめ」についてはアンケート調査で早期発見と対応に努めていますが、子どもがアンケートに本当のことを書ける人間関係が教師との間に必要だ、と教育委員会は指摘します。

「結局は教師の人権意識がポイントで、教師が子どもに対してどんな言葉を使うかも重要だ」と指導係主事は言いますが、「体罰を考えるシンポジウム」で山西哲郎さんが「部活動にしても、先生と言葉で対話できる間柄であれば体罰は出てこない」と発言されたことを考え合わせても、うなずける発言ではないでしょうか。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.55(2013年10月)より)

みどり市(12月19日)

市側は、保健福祉部から部長、こども課長ほか1名、教育委員会から社会教育課長、学校教育課長ほか2名の計7人が出席、子どもの権利委員会からは世話人5人が参加しました。地元会員の参加はありませんでした。

冒頭挨拶の中で、大浦代表は、2008年7月のみどり市人権教育推進協議会委員の研修会に講師として参加できたことや『みんなともだち』に「子どものけんりカルタ」の紹介を掲載していただいたことなどに感謝しながら、「子どもの権利条約に関するアンケート調査」と自治体訪問の趣旨を説明し、条約の普及と子どもの権利擁護に関して共に学びあう会にしたい、と述べました。

両者の自己紹介につづいて、加藤事務局長から話し合いの柱と持参した資料の説明を行いました。特に国連子どもの権利委員会のクラップマン氏の講演記録「日本政府に対する最終所見のポイント」にやや詳しく触れました。

「条約の広報・研修」については、社会教育関連では14ページわたる資料にもとづいて、人権教育推進協議会、人権教育指導者養成講座、「子どもの気持ちといじめ問題を考える」講座、みどり市人権講座などの取り組み、みどり市人権展に寄せられたポスター・作文・標語を人権冊子『みんなともだち』に収録して全戸配布しているなどの充実した取り組みの説明がありました。

平成24年度版の『みんなともだち』には「やさしいことばで書かれた世界人権宣言」が紹介されていましたので、次には私たちの『わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』なども活用してほしいと要望しました。学校教育関連では、全県的にも取り組まれている12月の人権週間にちなんだ集中学習の様子が報告されました。

「いじめ問題」については、みどり市の特徴的な取り組みとして、市内のすべての小・中学校で『ハイパーQU』(河村茂雄著)というアンケート調査を年2回実施しています。大きく3つ「やる気のあるクラスをつくるため・いごこちのよいクラスをつくるため・ふだんの行動をふりかえる」という柱で構成されていて、個々の生徒の学級での位置や満足度ないしは疎外感などのほか、学級全体の状況をつかむものです。調査結果を単なる分析に終わらせないで実践に活かせるよう、先生方の研修も実施しています。また、社会教育諸団体に依頼して1000を超えるサンプルにもなるいじめについての意識調査を行ったり、スクールカウンセラーについては予算をつけて日数・時間の制約を除く取り組みもしているということでした。

「貧困や虐待の問題」では、まず、福祉部子ども課から、貧困家庭への支援について、国や県の基準に基づいた施策を行っている、と説明がありました。親子関係への対応策としては、健康管理課が「両親教室」、「乳幼児相談」などを行っていますが、子ども課では「家庭児童相談室」で不安や心配ごとの相談にのっています。今年度から職員を4人に増員、相談の数は年々増加傾向にあり、昨年は養育関連で139件、虐待関連で59件でした。また、市長のマニフェストに基づき来年度から専用電話「子育て応援ダイヤル」を設置して充実を図る予定だということでした。

虐待防止では、要保護児童対策地域協議会を今年7回ほど開催し、民生児童委員などと連携して心配のある家庭や児童への見守り活動を実施しています。保育園・幼稚園・学校に子どもたちの身体・行動の変化への注意と発見・通報などを依頼をしたり、児童相談所との連携を密にしたりしているそうです。

さらに、待機児童やスポーツ少年団の指導のことなども話題になりました。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.56(2014年1月)より)

桐生市

2014年3月20日(木)午後、桐生市役所内の会議室で行われた懇談・意見交換会に、市側から、保健福祉部子育て支援課長ほか2名、教育委員会学校教育課教育支援室長、生涯学習課課長補佐ほか1名あわせて6人が出席、子どもの権利委員会からは世話人4名が参加しました。

市民への広報活動で特徴的なことは、他の自治体と同様に桐生市も12月の人権学習週間に、小・中学生の人権標語・ポスター・作文づくりに取り組んでいます。その優秀作品を市内のスーパーマーケットの一角を借りて展示していることでした。土日を含む10日間の展示ですがより広い層の市民に見てもらえる取り組みと言えます。また、この作品を掲載した冊子や中学生向けの冊子「考えよう、あなたの人権、わたしの人権」、小学生向けの冊子「みんなが幸せになるために」などの資料をいただきました。タイトルにあるような「あなたの人権もわたしの人権も」という視点や冊子の中の「子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません」という言葉はまさに条約の精神と合致しているところです。

生涯学習課が窓口になって、「いきいき市役所出前講座」という、市民の要望に答えて担当職員が土日や夜でも出かけていく事業があり、その一つとして人権講座「みんなが幸せになるために」があります。この講座を直接子どもたちに届ける企画として、市内全小学校の6年生を対象に、各学校ごとに1校時分の時間を取り「いじめ」問題や子どもの人権を内容とする学びの機会を作っています。この講座には保護者も自由に参加できるそうです。子どもたちに感想文を書いてもらい、担当職員が手書きの返事を書いたり、気がかりな内容の感想があったときは学校と連携して必要なフォローなどもするように心がけているということでした。

子どもの意見表明と関連して、昨年10月に開かれた「子ども議会」で4人の子どもたちから出された「伝統的な絹織物を体験して広め、その良さを実感したい」という意見を生かして、新年から各小学校で「織物体験授業」を実施することになったといます。

「いじめ」問題に関しては、「いじめ防止子ども会議」に小・中学校の代表が集い、それぞれ1年間取り組んできたことを交流し、互いに学び合っています。この会には保護者も参加して、子どもたちが何を考え、どういうことをしようとしているかの理解を深めました。また、子どもの思いを受け止めるために、県のスクールカウンセラーに加えて市独自に教育相談員を配置し、すべての小・中学校に毎日相談員がいるという態勢を整えています。

子どもをめぐる貧困の問題に関しては、種々の手当・援助金などの経済的支援や市独自の保育料の値下げなどについての説明がありました。

子育て支援・親子の関係作りについては、育児講習会や年5回の健康講座で保健師・短大の先生たちから学べるほか、地域の4つの公民館で毎月開催される「出前サロン」(親子の遊び・子育て相談・玩具づくりなど)、ゼロ歳児を持つ親を対象した「赤ちゃんサロン」(親子で触れ合いの仕方などさまざまな相談や体験ができる)があります。また、健康づくり課と共同した出産後の「パパママ講座」や発達障害などの心配がある子どものための「つばさクラブ」など、さまざまな取り組みが進められています。

児童虐待への対応では、市民からの通報を受けた時の一連の取り組みを24時間以内に進めるよう心がけている。「子育て放棄」の家庭はある程度把握できているので、定期的なケース会議や見守り活動をしているということでした。

放射能対策としては、公共施設を対象に測定を続けていて、基準値を下回る状況にあるということでした。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.57(2014年4月)より)

4 『わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』と新版『子どものけんりカルタ』の作成

(1)パンフレット『わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』の作成に取り組んで

大浦 暁生

第2条 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護

の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約の定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

子どもの権利条約第2条の日本語公式文言です。この条約の原本をなす英語など6つの正式言語に日本語は入っていませんので、日本政府が訳しました。

それにしても、なんと読みにくい悪文でしょう。「又は」「若しくは」「及び」といった固い言葉がいまは使わない漢字を使って多用され、言葉のつながりもわかりにくい。なによりも、英語の child を「子ども」でなく「児童」と訳しているところに、子ども自身の幸せを育むよりも行政の立場で上から子どもを管理する姿勢が感じられます。条約の公式名称も、「児童の権利に関する条約」なのです。

また、内容解釈や表現の点で政府訳には疑問の箇所も多く、国際教育法研究会では独自の訳を作りました。それによると、第2条は次のようになります。

第2条（差別の禁止）

1 締約国は、その管轄内にある子ども一人一人に対して、子どもまたは親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位にかかわらず、いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重しかつ確保する。

2 締約国は、子どもが、親、法定保護者または家族構成員の地位、活動、表明した意見または信条を根拠とするあらゆる形態の差別または処罰からも保護されることを確保するためにあらゆる適切な措置をとる。

なじみのない漢字の使い方が消え、条約原本にはない見出し語（「差別の禁止」）が頭につきました。これで少しは口当たりがよくなりましたが、基本的な読みにくさ、わかりにくさはほとんど変わりません。おそらく、条約の本文そのものが本質的に難解なものを含んでいるのでしょう。ここは思いきった発想の転換が必要だ。あくまでも子どもの目線に立ち、条約の文章を大胆に書きかえて子どもにわかるようにできないものか……。

そういう思いをこめて群馬子どもの権利委員会が作ったのが、1996年に出した条約書きかえ版の初版であり、2001年の改訂版でした。改訂版を見ましょう。

あなたが、男の子でも・女の子でも、体が不自由でも・そうでなくても、勉強ができても・できなくても、仲間外れにされたり、いじめられたりしません。どんなわけがあろうとも差別されません。あなたが差別されないように、あなたも人を差別しません。（2条）

画期的なのは、子どもに直接語りかける形で条文を書きかえていることです。これで子どもには条約がぐっと身近なものとなるでしょう。性別や障害の有無なども抽象的な言葉でなく、たとえば性別なら「男の子でも・女の子でも」と具体的に言いかえて、わかりやすくしています。漢字にルビをふりましたが、それも子ども目線の表れなのです。

しかし、子どもに目が行きすぎて、条文の意図がはずれたり、条文にないことが書かれたりしています。第2条の意味は、すべての子どもに差別することなくこの条約の権利を保障せよということですが、書きかえ改訂版はその点がすこしずれて、子ども同士のいじめを禁じるようなニュアンスさえ出てきました。第2条は権力や大人の社会が子どもを差別して権利を制限することを禁じて

いるのです。

日本ユニセフ協会も「抄訳」の形で子どもの権利条約をやさしく言いかえたものを作っていますが、条約にある権利がすべての子どもに平等に保障されることが第2条の精神だと言います。ユニセフの「抄訳」にも各条の頭に見出し語がついています。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

2001年初夏の改訂版発行から10年半をへて2011年11月に始まった今回の作業は、改訂版の再改訂を基本とし、改訂版をできるだけ生かすようにしました。

子どもに直接「あなた」と呼びかけて権利を自分のものだと思えるようにし、一般的な「子ども」を使うのは刑務所入所や軍隊加入など通常は自らの体験とかけ離れている場合や、この条約で言う子どもの定義など「子ども」を使うのが適切な場合に限りしました。また、条約を項目で分け、その項目が条約の第何条に当たるかを末尾に括弧で示しました。漢字にルビもふりました。いずれも改訂版を受けついでものです。

しかし、項目の内容が末尾に示した条約の条項の内容とずれている場合は、子どもの目線を重んじながらも合わせるように書きかえる努力をしました。また、国際教育法研究会訳やユニセフの「抄訳」にある見出し語は、独自のものを各項目につけることにしました。こうしてできた再改訂版の条約第2条に相当する部分は次のとおりです。

だれも差別されない

4 あなたがどこのどのような生まれでも、男の子でも女の子でも、からだの不自由でもそうでなくても、どんな考えを持っていても、仲間外れにされたり、いじめられたりしてはなりません。いっさいの差別なく、この条約の権利は保障されます。(2条)

改訂版にあった「勉強ができて・できなくても」を消したのは、条約の第2条が能力差を事例としてあげていませんし、子どもに学習能力のことをあらためて意識させたくなかったからです。その代わりに、「どこのどのような生まれでも」と財産や身分に触れ、「どんな考えを持っていても」と意見や信条の問題に言及しました。また、英語の正文では「～すべきものとする」という強い意味合いの助動詞 shall が使われていることを考慮して、「～してはなりません」という禁止の意味を明確にしました。

さまざまな資料に当たりながら毎月の世話人会で論議を重ね、2年をへてようやく完成した今回の再改訂版は、新版に等しいものとなっています。35あった項目は40に拡大され、第1項には「なぜ子どもの権利条約か」の見出しで条約の「前文」の要約が新たに入りました。第2項と第3項は国の広報義務や国連からの勧告など条約の扱いに関する事項で、第1条の「子どもの定義」は最後の第40項に回りましたが、第4項以後は条約の第2条以下に沿いながら、子どもの権利条約をわかりやすく言いかえています。

世話人会の討議は子どもの権利条約の学び直しでした。子どもの権利とは何かをあらためて考えました。「障害」の害の字はおかしいと、「障がい」にしたりしました。「子どもの意見表明権」の「意見」は考えや思いや願いのことだと学習していましたので、そのように改めもしました。でも、論議は徹底的に行いましたが、まだまだ改善の余地はあるでしょう。事務局への率直なご意見をお待ちしています。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.56(2014年1月)より)

(2) 新版『子どものけんりカルタ』の作成

「子どもたちにわかることばで」

小林美代子（世話人）

1993年の委員会設立以来ずっと、子どもたちの日常生活の隅々にまで条約の精神が具体的に生かされることを願ってきました。しかし、条約の文言があまりにも難し過ぎて子どもたちのもとへ届けられないという思いも強くありました。そこで「子どもたちにわかることばで!!」と考え、独自のパンフレットやカルタを作ってきました。1996年のパンフ初版『子どものけんり条約』、2001年の改訂『子どものけんりじょうやく』や『あそべあそべカルタ』などです。

そして2003年に「子どもたちが取って遊べるカルタにしてはどうか」というご意見をもとに、50音『子どものけんりカルタ』を完成させました。しかし、私たちの思いのたけが募るせいか、読み札の文言がやけに長いのです。その上、絵札は全部子どもの顔の表情のみでした。シンプルとはいえ、これでは子どもたちが“わっ!!”と飛びついて遊ぶまでにはゆきません。

それから9年、日々の活動の中で常に「カルタ」が意識され、話題になりました。まずは文言を半分くらいのショートバージョンにできないだろうか？世話人会ではこの2年間ほど、再改訂版パンフ『やさしく言いかえた子どもの権利条約』の制作に向けて条約の全文を読み合い、並行してカルタのショートバージョンの文言検討を続けてきました。ほぼ完成に近づいたころ、どなたか絵を付けてくれる方がいらっしゃればなあ...しかも、ノー・ギャラで!!...祈るように念じて待つ日々でした。2012年8月末日、偶然、運命的な出会いが。次百（つぐも・ペンネーム）さんです。その場で意気投合？し、一気に具体化の動きが進展しました。2013年12月、群馬子どもの権利委員会設立20周年の節目の年に、会員の皆様の大きな支えをいただきながら、フルカラーの新版50音『子どものけんりカルタ』は完成に漕ぎ着けることができました。

読み札、絵札ともにまだまだ不十分なところが多くあると思っています。今後カルタ遊びをしてくださる皆様と一緒に、より完成度の高いものへと発展させられたらと願っています。身近のお子さんや大人の方がたに広めて、子どもたちに、自分こそが生きることの主人公なのだという気づきの場を作ってくださいよう願っています。

「こんな素晴らしい考え方」

絵札原画作者 次百さん

はじめ、「カルタに絵を」とお話をいただいたとき、知人に相談しましたら、「次百さん、これに関わると人から笑われるよ」とアドバイスをしてくださいました。私はそのとき、「笑われるって、どんなことだろう？わからないなら笑われてみよう！」と思い、決意し、条約の勉強から始めました。条約の内容を生まれて初めて知ると、本当にこんな素晴らしい考え方がこの世にあるのだ、もっと深めたいと正直に思いました。勉強したあとに描いた絵をアドバイスしてくれた方に見せましたら、「イイ絵だね」と言ってくださいました。

結局、いろいろな人のいろいろな考えやモノの見方を学ばせていただける、私にとってはまたとない「人生の研修」となりました。そして自己覚知もできるようになりました。私はまだまだ「人生の研修」をして行くつもりです。自分と同じ考えを持っている人、似たような考えの人、またちょっと角度や見方が違う人、そして自分とはまったく考えの異なる人とも融和していけたらと考えています。

『次百＝人間は決して「百」になることはない。けれど「百」というポジティブな理想に向かって、淡々と歩みを進めて行く。』人間は完璧ではない。だから生きている（人生の歩みを進める）意味があるんだと、この名を私の絵師名にしております。

会報に連載のスペースをくださった編集部のみなさん、そして私の拙い文章を読んでくださった会員の皆さんに心より感謝申し上げます。また機会がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.56(2014年1月)より）

(3) 『子どものけんりカルタ』に添えた解説書

みなさん、まずは「絵札」を広げてみてください。50音カルタのはずなのに「絵札」が少し多いのにお気づきになると思います。「い」「め」「や」の絵札がそれぞれ二枚になっているからです。たとえば、「(い)言おう話そう 自分の考え」には、小学生の絵と赤ちゃんの絵の二枚があります。まだ言葉を身につけていない赤ちゃんも、身体ぜんぶを使って自分の欲求(思いや願い)を表現していることにも注目してほしいからです。

さて、『子どものけんりカルタ』の生い立ちを少しお話しします。

群馬子どもの権利委員会：Gunma Committee for Children's Rights(略称GCCR)は、子どもの権利を擁護し、発展させることを目的として1993年に設立された市民団体です。

会の活動の一つとして、子どもの権利に関する情報・広報活動がありますが、私たちは『子どもの権利条約』を県内の子どもに知らせるために1996年、パンフ『初版 こどものけんりじょうやく』を発行しました。

次いで、2001年『改訂版 こどものけんりじょうやく』と、会員の要望に答えて低年齢向きのパンフ『あそべあそべカルタ』を、赤い羽根共同募金の助成を受けて各1万5千部作成しました。この2種類のパンフを広く県内へ配布しましたときに、「子どもが取って遊べるカルタにしてほしい」という要望が会員および会員外から多く寄せられました。そこで2003年、『初版50音・子どものけんりカルタ』を完成させました。

『子どもの権利条約』は前文と54条からなる国際条約ですが、それぞれの条文は独立してあるわけではなく、条文と条文が重なり合い関連しあって「子どもの権利をまもる」内容になっています。私たちは、『条約』の第3条に言われている「子どもの最善の利益」が、具体的にはどういうことだろうかと、子どもたちの日々の生活の場面を思い描きながら、それを50音で始まる「読み札」の言葉に表し、「絵札」には子どもたちのさまざまな顔の表情をつけました。

しかし、この『初版カルタ』は、子どもの権利についてわかりやすく説明されていていいのですが、実際にカルタ取りをしてみると、言葉が長くて子どもたちの頭に入りにくく、疲れてしまう。子どもたちが“わっ”と飛びついて遊ぶまでにはならない、などの意見が寄せられていました。

パンフの改訂からおよそ10年が経ちましたので、パンフ『再改訂版 わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』の制作に向けて『条約』の全文を改めて読み合い、並行して『初版カルタ』の読み札をもっと簡潔にするショートバージョンづくりに取り組みました。その簡潔な言葉を考える仕事の中で、このカルタと『子どもの権利条約』に関心を持った次百(つぐも・ペンネーム)さんからぜひ絵札の絵を描いてみたいという申し出があり、私たちが「カルタことば」に込めた願いを、子どもたちの心に優しく、わかりやすく響かせてくれる絵を描いていただきました。こうしてフルカラーの『新版 子どものけんりカルタ』が出来上がりました。

私たちは、子どもの最善はまず子どもの思いや願いに耳を傾けることが重要だと考えています。そのことを『条約』第12条では、子どもは自分に関係あることについては、どんなことでも、自由に意見を言うことができると述べています。このカルタでは、第12条に関連して何枚かの札があります。

- (い) 言おう話そう 自分の考え
- (お) 思いや願い 伝えていこう
- (こ) 子どものきまりは 子どもの意見で
- (わ) わかってほしい 子どもの心

これらの「カルタことば」の背景には、子どもの思いや願い、意見を丸ごと受け止めて、子どもと一緒に丁寧語り合い、考え合うことを大切にする大人の存在がなくてはならないとの思いがあります。

保護者のみなさん、保育や教育に携わっているみなさん、ぜひ子どもと一緒にこの『子どものけんりカルタ』で遊んでください。そして、子どもが遊びながら発する疑問、感想、意見などを書き留めて、私たちに届けてください。子どもの声は、私たちに『子どもの権利条約』の理解の浅いと

ころを気づかせてくれるのではないのでしょうか。そういった子どもたちの声をもとに、もっと適確なカルタことばを生み出していただければいいなと願っています。

「絵札」は、次百さんが『子どもの権利条約』と対面して、心の底からわきあがる思いを絵にしてくださいました大切なものです。

でも私たちはまた、子どもが大きな声で「カルタことば」を読みながら、子どものイメージで、自分たち独自の「絵札」を描いてくれることも願っています。子どもたちと大人の共同作業で、このカルタが成長していくとうれしいと思っています。

近い将来、きっと子どもたちの豊かなイメージが膨らんで、「♥♥小学校子どものけんりカルタ」「子ども会子どものけんりカルタ」「学童クラブ子どものけんりカルタ」など、それぞれの思いが込められたたくさんの『子どものけんりカルタ』が生まれてくることを願っています。

群馬子どもの権利委員会

連絡先：〒379-2215

伊勢崎市赤堀今井町2-1089-10

事務局・加藤 彰男

&Fax 0270-20-2059

(4) 『子どものけんりカルタ』の読み札の言葉

新版・オールカラー『子どもの権利カルタ』(2014年1月発行)「読み札」の言葉

群馬子どもの権利委員会

- 〔あ〕 遊びは子どもの / エネルギー
- 〔い〕 言おう話そう / 自分の考え
- 〔う〕 生まれは別でも / いのちは同じ
- 〔え〕 絵でも歌でも / 気持ちは言える
- 〔お〕 思いや願い / 伝えていこう

- 〔か〕 各地の学校に / 子どもの権利を
- 〔き〕 きみもたいせつ / ぼくもたいせつ
- 〔く〕 国の約束 / 権利条約
- 〔け〕 健康でのびのび / 子どもの権利だ
- 〔こ〕 子どものきまりは / 子どもの意見で

- 〔さ〕 差別はされない / 差別もしない
- 〔し〕 知ろう知らせよう / 権利条約
- 〔す〕 すべての子どもに / 学ぶ権利を
- 〔せ〕 世界のことは / なんでも知りたい
- 〔そ〕 それが第一 / 子どもにいいこと

- 〔た〕 タバコは吸わない / からだに悪い
- 〔ち〕 ちがっていいんだ / あなたとわたし
- 〔つ〕 疲れたときは / ゆっくり休もう
- 〔て〕 手をつなごうよ / 世界の子ども
- 〔と〕 友だちとともに / 自分ものびる

- 〔な〕 長い人生 / 自分できめる
- 〔に〕 日本も世界も / 条約守ろう

- 〔ぬ〕 ぬくもりで守る / 子どもの健康
- 〔ね〕 ねる場所食べ物 / きちんとほしい
- 〔の〕 のびのび子育て / 国も助ける

- 〔は〕 はっきり伝えて / 子どもの意見
- 〔ひ〕 ひとの心は / たいせつに
- 〔ふ〕 不幸な友だち / 助けていこう
- 〔へ〕 平和な暮らしは / 人権守って
- 〔ほ〕 ほしいよほしい / 子どもの居場所

- 〔ま〕 まちがいなんて / だれにもあるよ
- 〔み〕 みんなでつくる / たのしい学校
- 〔む〕 むりをしないで / 助けてもらおう
- 〔め〕 目や耳の不自由 / みんなが支える
- 〔も〕 もっとだいじに / プライバシーを

- 〔や〕 やさしい心で / 支えあう
- 〔ゆ〕 ゆたかな心と / じょうぶなからだ
- 〔よ〕 よく遊ぼう / はじけて自由に

- 〔ら〕 乱暴するなよ / 話せばわかる
- 〔り〕 リサイクルしよう / 地球の資源
- 〔る〕 ルールはみんなで / 作ろう守ろう
- 〔れ〕 連絡とって / 知らせあおう
- 〔ろ〕 朗読しよう / この権利カルタ

- 〔わ〕 わかってほしい / 子どもの心

(5) 『子どものけんりカルタ』の普及と活用

自分が自分らしくいられる場 - 足利っ子わいわいフェスタに参加 -

足利っ子わいわいフェスタ実行委員会から、2013年11月3日のフェスタに『子どものけんりカルタ』を持って参加しませんか、とお誘いを受けました。『新版 子どものけんりカルタ』の印刷を急いでもらい、とりあえずケース無しの10セットを持って、世話人の石橋、小林、加藤の3人が足利市民プラザに向かいました。

11月の穏やかな日差しに包まれた会場は湧き出たように子どもたちで溢れて、本当に「わいわい」でした。受付を通るとすぐに「ハローキッズワーク」の看板。子どもたちの目は「求人票」を真剣に追っている。お店で働くとお給料がもらえる。納得の仕事が見つければ次は「わいわい銀行」へ。わいわいフェスタにだけ通用する「わいわい銀行券」に両替して、子どもたちのお店、おとなの模擬店へとお祭り気分。

フェスタ事務局長の案内を受けて向かった「カフェえがお」には、畳にカーペットが用意された『子どもの権利カルタ』大会コーナーとボランティアの中学生さんたちがお出迎え。子どもたちが顔をのぞかせるとすかさず「カルタで遊ぼう！」と呼び込み。フェスタの子どもたちは好奇心旺盛。条約の心がちゃんと伝われ、と発声にも思いを込めて読み上げ始めると、子どもたちの手が一齐にカルタの上に。すると、年上のお姉ちゃんが「手は頭！」と小さい子への配慮もしてくれる。苦心してつくったショートバージョンのリズムは子どもたちの呼吸にピッタリ！子どもたちの素早い動きに押されるように、読み上げるほうもなんだか嬉しい気分になってしまいました。

♥このフェスタにずっと参加されている吉田祐一郎さんからカルタへの感想が寄せられました。

今回、足利っ子わいわいフェスタの際に見せていただいた『子どものけんりカルタ』の活動に賛同し、カルタをお分けいただきました。私は子ども福祉に関する研究を専攻しており、特に子どもの権利普及に注目して研究を進めています。その中でこの度、群馬子どもの権利委員会の皆様により新調されたカルタを拝見し、このカルタに参加する子どもたちの姿を見たことから、子どもの手や心に届く素晴らしいカルタを制作されたと感じました。

後日、私が所属している大学で保育を学ぶ大学生にカルタを見せたところ、学生からも、子どもの権利条約の内容が子どもにも分かりやすく伝えられそうといった声や、カルタのイラストにも工夫が凝らされているという意見、日本のカルタの文化も同時に子どもに伝えることができそうなどの意見があり、評判が良かったです。これらの学生からの意見を踏まえた上で、カルタなどツールを活用して子どもたちに分かりやすく子どもの権利を伝えていく必要性について学生とディスカッションを行いました。

「子どもの権利」について、まだ社会の中で子どもたちや市民に普及するまでには時間がかかる現状であると思います。しかし、カルタの中の言葉を借りて説明すると、子どもの権利とは「(わ)わかってほしい子どもの心」の一言に尽きると思います。そのためにも今回のカルタを介して子どもの心に気づく視点が目ざめ、子どもの権利意識を高めるためにカルタが一役買ってくれることを期待しています。

吉田祐一郎さん(社会福祉士)(四天王寺大学人文社会学部人間福祉学科講師)
(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.56(2014年1月)より)

新版『子どものけんりカルタ』で遊ぶ「未来塾」の子どもたち

子ども日本語教室「未来塾」ボランティアスタッフ 小林千鶴さん

スタッフ会議があるので「はい、今日はこれでおしまい。また来週ね」と塾長が言うと、たくさん絵札を取ったSちゃんがすかさず「なんでー!?もっとやりたい!“遊びは子どものエネルギー”でしょう!!」と訴えました。・・・そうです。その通り。

会議が始まってしまったので「静かに」カルタ取りをすることに。大学生スタッフのYさんが無言で読み札を子どもたちの目の前に。子どもたちはじっとそれを見てから絵札を探す。またも無言で、でも機敏にカルタを取り、無言でガッツポーズをしていました。

♥「はだいろ」クレヨン

カルタが終わってからひとりお迎えを待つSちゃん、なにやら絵を描いていました。丸い地球と旗を持って立っている人。日本人、ペルーの人、ブラジルの人、アルゼンチンの人、アフリカの人、アメリカの人、イタリアの人。...「この国の旗はどんなかな?この国の人にはどんな肌の色?髪の色は何色かな?眼の色は?どんな服を着ているかな?」と地図帳で調べたり楽しそうに書いていました。クレヨンセットの中の「はだいろ」と書いてある色を手に、「ねえペルーの人の肌の色はどの色?これじゃない、どれ?」と。確かに、「はだいろ」とはちょっと違う。じゃあこれとこれを混ぜてみようか、と試行錯誤しながら色々な国に住む人たちを描いていきました。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.57(2014年4月)より)

「遊び」で楽しく国際交流「国際こども遊びフェスティバル in 玉村」

こどもフェスティバル実行委員 関口 信子

て「手をつなごうよ 世界の子ども」

2014年7月13日、玉村町において、子どもを主人公にした「国際こども遊びフェスティバル in 玉村」という国際交流のイベントが行われた。これは、行政と協働して地域課題を解決するための「玉村町協働によるまちづくり提案事業」の一つである。

わ「わかってほしい 子どもの心」

群馬子どもの権利委員会が制作した『子どものけんりカルタ』を手にしたブラジル出身のお母さんが、「外国の子どもをのこともっと理解してほしいから学校に持っていきたい!」と言ったことがきっかけとなり、この企画が持ち上がった。

外国の子どもたちの中には、うまくコミュニケーションがとれなかったり、生活習慣が違ったりして悩むケースも見受けられる。小さいころから一緒に遊んだり、交流したりすることでお互いを理解し合い、仲良しの関係が築けると思われるが、町の子どもたちがいろいろな国の子どもたちと交流する機会はまだ少ないのが現状である。

し「知ろう知らせよう 権利条約」

このような現状を踏まえ、子どもたちにとって一番身近な「遊び」を通して国の枠を超えた心の交流や相互理解の場を作り、「ちがっていいんだ あなたとわたし」「差別されない差別もしない」「やさしい心で支えあう」など、お互いを尊重し、支え合う多文化共生の素地作りを目指して実施されたものである。

「見て!遊んで!食べて!外国のことや日本のことを知ろう!仲良くなろう!」と日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語のチラシを作っているいろいろな国の子どもたちの参加を呼び掛けた。

世界の子どもたちの集まる場である。そこで、世界中の子どもたちの幸せを願って作られた国と国との約束『子どもの権利条約』についても啓発しようと、目的の中に盛り込んだ。遊びながら『子どもの権利条約』や子どもの権利について、その主体である子ども自身や子どもに関わる大人たちに理解してもらえるように『子どもの権利条約』の精神をやさしいカルタにした『子どものけんりカルタ』を使って「カルタ大会」を行うことにした。

か「各地の学校に 子どもの権利を」

フェスティバルで使用したカルタは、使用後、学校や児童館へ提供し、遊びや人権学習等で活用してもらおう予定である。おおいに遊んで絵札やカルタ言葉を心に刻んで「みんなで作る 楽しい学校」にしてほしいと願っている。

準備段階からもっとたくさんの子どもに関わる人たちにも参加してもらおうことで、『子どもの権利条約』に基づいた子どもにやさしいまちづくりを意識してもらえるのではないかと考え、群馬子どもの権利委員会をはじめ、国際交流協会や学生ボランティアサークルに積極的に協力をお願いした。みんな快く引き受けてくれて、当日のボランティアは総勢 47 人の協力をいただいた。

万国旗で囲まれた会場のメインステージには『国際こども遊びフェスティバル in 玉村』の看板の下に『子どものけんりカルタ』の A3 判絵札の拡大版と『子どもの権利条約』の文字。壁には、ユニセフの写真パネル「守られているの?子どもの権利」「ひとりひとりが大きな力」を展示して視覚からも啓発を行った。

そ「それが第一 子どもにいいこと」開始!

いよいよ当日。会場の「ふるハートホール」に日本、ブラジル、フィリピン、イギリス、アメリカ、ベトナムなどの子どもたち(大人も含む)が約 250 人も集まり、大盛況の交流会となった。

え「絵でも歌でも 気持ちは言える」

「子どもの表現の場」として『見て!』のコーナーで音楽やダンスなどの発表も盛り込んだ。玉村町には、子どもたちが活動している「玉村ジュニアオーケストラ」やウクレレの「みちくさ kids」、フラダンスの「プメハナメケアロハ」などがある。発表する子どもたちにとっては貴重な自己表現の場になるとともに、多様な文化に出会う機会になると考えた。小さな子どもたちが一生懸命頑張

る姿は胸を打ち、大きな拍手でたたえられた。

せ「世界のことは なんでも知りたい」

仲良くなる基本のスキルは「あいさつ」である。いろいろな国のことばであいさつすると、みんなにっこり。知らない人も笑顔になった。

次は世界お国めぐりゲームでチーム作り。“どんな国があーるかな？”

“Can you say a country name?”

“ブラジル”と言うと4文字なので4人でチームを作る。これは、カルタをするチーム作りにもつながっている。次々に国の名前を呼びながら、最後に8人組みを作った。

あ「遊びは子どもの エネルギー」

いよいよメインの『遊んで！』のコーナーである。「子どものけんりカルタ大会」へ突入。8人組の輪が18チームくらいでき、絵札が並べられた。マイクで読み札を読むのは、ブラジルのRちゃん。取り札の文字が分かりやすいようにステージで黒板に大きく文字を書くようにした。読み上げるたび、あちこちから歓声が上がリ、熱く盛り上がった。カルタ言葉に表現されている『子どもの権利条約』の精神について、補助的に解説も入れ、意味をとらえやすくした。

知らない子たちが集まったグループであったが、カルタをやっているうちに外国の友だちが取ると自然と拍手が起こったり、取りやすい位置に置いてやったりと気配りがされたという。また、残りの札が少なくなると「手は頭へ」など、自分たちで考えたルールも適応され、まさしく「やさしい心で 支えあう」「ルールはみんなで作ろう守ろう」の場となった。子どもに預けると子どもなりの発想やアイデアで柔軟に対応していくものである。子どもは頼もしい底力をもっていることを実感する。

よ「よく遊ぼう はじけて自由に」

カルタの後は、日本の遊びスタンプラリー。自由に好きな遊び場をめぐって思い切り遊ぶ時間である。こま、竹けん玉、お手玉、あやとり、竹でっぼう、竹馬、筆遊び、小さい子やハンディキャップのある子のためのお絵描きや新聞プールもある。中でも竹でっぼうや筆遊びが人気だった。竹でっぼうは、ポンッと気持ちのよい音がしてはじけるように木の実がとび出し、世界地図的に当たるのが面白そうだった。

こまは、回せるまで何度も挑戦していた。ボランティアさん自身もしたことが無い遊びが多く、子どもと一緒に遊んで楽しんでるのが印象的である。筆遊びは、超人気で順番待ち。思い思いに自由な発想で思いつく言葉や絵をかいて楽しんでた。中には「Sou Brasileiro!!(ぼくブラジル人)」と胸を張って書いた子もいた。ブラジル人であることを誇りに思っていることに感動した。

ゆ「ゆたかな心と しょうぶなからだ」

思い切り遊んだ後は、気持ちいい。遊びの中で子どもたちは、人と関わり、挑戦し、驚き、感動し、工夫し、豊かな心を育てていく。遊んでいる子どもたちの表情は輝いていた。

思い切り楽しく遊んだ後は、『食べて！』のコーナー。ブラジル串焼き、かき氷、そうめん流しを楽しんだ。スパイシーなブラジル串焼きのおいしいこと。子どもたちもガブリついてた。

そうめん流しは、竹活用実行委員会の協力で、長い竹が2本も設置され、竹で作られた器や箸で食べた。流れてくるそうめんをすくうのが面白くてたまらない。みんな格闘しながら上手にすくって食べていた。日本ならではのそうめん流しだが、日本の子どもたちもあまり経験がなく、みんなが無邪気に楽しんだ食文化の交流だった。

午後は玉村町のマスコットキャラクターで大人気の「たまたん」も登場。みちくさ kids やプメハナメケアロハの子どもたちと一緒に歌ったり踊ったりして、子どもたちを楽しませてくれた。

と「友だちとともに 自分ものびる」

午後は、外国の遊び。リズムに乗って竹の下をくぐるリンボーダンス。

「挑戦したい人は、ステージに上がって！」と呼び掛けるとたくさん子どもたちが駆け上がってきた。だんだん竹は下がってくるので難しくなるが、身体を反らして負けじと頑張る。観客も手拍子で応援する。日本の子ども外国の子どもハンディキャップのある子どもみんなが挑戦していた。みんな真剣。本当に世界の子どもが一つになった感じがして胸が熱くなった。

次は、「みんなで踊ろう！マカレナダンス」。日伯学園の子どもたちのリードでマカレナダンス。子どもたちは再びステージに駆け上がり、観客も立ち上がって一緒に踊った。会場全体が軽快なリズムに乗って踊り、みんな笑顔で大いに盛り上がった。

最後は竹の子楽団による竹太鼓の演奏で終了！

き「きみもたいせつ ぼくもたいせつ」

子どもも大人も大いに楽しんだ。日本とか外国とかの枠はない。みんな一緒に地球人である。「国際子ども遊びフェスティバル in 玉村」は、国の枠を超えた感動的な交流会となった。

<アンケートの子どもの声>

バーベキューの串焼きがおいしかった。竹でっぼうがおもしろかった。音がおもしろかった。作り方を教えてほしい。筆遊びもおもしろかった。チョークで書いたのが楽しかった。カルタは、知らない友だちとやったけど、みんなと笑えたので心に残った。

<アンケートの大人の声>

外国籍の子どもたちが違和感なく溶け込めるこの空間（世界）はすばらしい！やっぱり子どもは理屈じゃない。「遊び」を通してこそ、権利も国際交流も心身に刻まれるものだろうと実感した。

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.59(2014年10月)より）

学習の中で心つないで - 4年1組の子どもたちと

玉村町立玉村小学校 牛島 寛子

（関口・小林両世話人が「子どものけんりカルタ」の出前授業に出かけた玉村小学校4年1組の担任・牛島寛子先生から、「4年1組人権カルタ」づくりや音楽物語「ごんぎつね」などに取り組んだ、3学期の子どもたちの様子をお寄せいただきました。）

12月末に関口先生と小林先生に来ていただいて、子どものけんりカルタを親子行事で行いました。子どもはもちろん、親の方も子どもそっこのけで、カルタに夢中になりました。

グループでのカルタ取りの次に、体育館全体を使っての4チーム対抗ジャンボカルタ!! カルタとりそのものも楽しかったのですが、親も子ども笑顔、笑顔のわけは、やはり、子どものけんりカルタの言葉にあったと思います。

一人ひとりが本当に大切。そんな意識を高めていけたらな...と思いながら冬休みに入りました。

4年1組 人権カルタを作る

1月7日、新年の始まりは、すてきな朝になりました。それは・・・。

体育館には、音楽の先生の弾くピアノの曲が静かに美しく流れていました。次々と入ってくる各学年の子どもたちは、始めは楽しそうにおしゃべりをしていましたが、やがて静かに背中を伸ばしてピアノの曲に聞き入り、全校の子どもたちが全く静かになりました。そしてピアノの曲がやみ、集会が始まりました。

なんて気持ちのいいスタートでしょう。いいものを感じ取り、自分で行動できる玉小の子どもたちの豊かさを感じました。

集会后に教員同士で感想を伝え合ったとき、音楽の先生は、笑って、「私は、ただ練習してただけなんだけど...。あまり大きい音出しちゃ悪いと思ったし、あの曲は、ああゆう曲だから静かに弾いてたんだよね。でも、いいスタートだったから、今度からもそうしよう。」と言うので、みんなで笑

い合いました。

さて、4年1組では、子どものけんりカルタの中のいくつかをその後も口ずさんでいる子もいて、子どもの心に残ったかな~と思ったので、「4年1組の人権カルタ作ってみる？」と話すと、「わーい!! 作る!作る!」と、その日のうちに一人、1つ2つ作り、その他、思い浮かんだものも加えてほとんどできてしまいました。

その後、2週間ほどかけて、少しずつ時間をとっては、B5版の大きな紙に清書し、絵札も作ってついに完成!あとは、私がパウチをして仕上げればよかったのですが、これが、なかなか時間がとれないまま、2月が過ぎて行きました。

この間、6年生を送る会に向けて4年生たちは、音楽物語「ごんぎつね」に夢中で取り組んでいたのです。

音楽物語「ごんぎつね」に取り組む

音楽のI先生は、

「...音楽や絵画は、芸術って言うのだけれど、芸術には百点がないんだよ。上手になったと思っても、もっとできる、もっとできるって上をめざしていくんだよ。」

と言って、みんなの合唱を引っ張ってくれました。4年生82名と音楽の先生と合唱を創る日々は、本当に真剣勝負でした。兵十やごんの気持ちを二部合唱で表現していくのです。パート別に歌う時はできても、合わせた時に本当に美しい二部合唱にするには、耳をすまし、自分の音を正確にさがし、口の中をしっかりとあけていい歌い方をしなければなりません。I先生の伴奏で担任3人が合唱指導や演技指導をし、大人も子どもも汗をかいて歌いました。

<子どもの感想から>

「私は、ごんぎつねの歌がすごいと思いました。兵十になったり、ごんになったり、色んな役になって歌っているからです。歌ってすごいと思いました。」(R子)

「...歌う時にふりつけを入れながら歌ったりしてすごく大変でした。二部合唱の時、つられちゃったりして大変だったけど、段々できるようになって...略...またいたずらをしに来たなというところは、兵十がすごくおこっているのが感じられました。先生にもっと口をあけてと言われたから家に帰って鏡で自分の口の大きさを見てみたら、小さかったので、次は、もっと口をあけようと思いました。」(H男)

「...一番心を込めて上手に歌える場所は、最後のごん おまえだったのかの辺りです。先生が“語って”と言うと、前の練習の時、ものすごくよく歌えて、その時にごんの気持ちを考えると感動しました。」(Y子)

2月半ばのある日、一曲目の二部合唱が初めて最高に美しく響きました。

(これが、二部合唱だ!)みんな、そう思ったと思います。兵十の合唱も、怒りを込めて歌えたので、低い姿勢の演技も入れて歌ってみました。

兵十はふと顔を上げ...でパッと顔をあげ、こないだうなぎをぬすみやがった...と怒りの歌をしゃがんだまま歌い、「よおし!」の声の後、兵十は立ち上がり、火縄銃をとると...を立ち上がりながら歌っていくのです。(要求しすぎか...)とも思いました。(無理だったらやめればいいや)と思っていました。立って歌う合唱ですが、すごく迫力があってチャレンジさせたくなったのです。やってみました。すると...さらにすごいではないか!パッと顔をあげるところ、思い思いの姿勢で前にせまって歌ってきます。目は、前にいる私を通りこして...「ごん」を見ている目でした。

歌い終わったとき、I先生が、

「みんな、すごい!すわって歌ったら声が小さくなっちゃうかと思ったら、さっきの立った時の迫力と全く同じだよ。すごい!」

そう言ってほめてくれました。(やれる...!)と思いました。

送る会当日は、緊張で少しかたくなってしまい、くやしい思いをしたみんなは、それぞれの気持ちを書いてきた日記を読み合い、心を一つに、あのときの二部合唱の迫力を出すんだ!と翌日の学習参観での発表に臨みました。私は、今でも、この発表のときの子どもたちのいろんな表情や兵十

の合唱の目つきや姿を思い出します。美しく迫力のある合唱劇でした。

長縄にチャレンジ

「ごんぎつね」に取り組んだ 2 月。体育集会では「長縄」をやっていました。その初めての日、全校のリードをする立場にあった私は、みんなに声をかけて、さっさと外に出てしまいました。(長縄も持たずに...!) みんなもいつも通り、すぐに校庭に出て準備体操。(よしよし...) とながめていて、私は気がつきました。(長縄がない!) あわてて近くにいた A 子ちゃんに頼むと、

「先生、平気だよ。W 君が持ってきたよ。」

なるほど、W 君がちゃんと縄を持ってみんなの所へ来ると、どんどんリードしています。なんと立派...。W 君、3 年生のときは、ちょっといばってズルなどしてわんぱくだったのですが、本当に友達思いです。

ある日、机の中があまりにちらかっている子を私がしかって片付けさせていたら、しづしづ片付けをするその子を W 君が近くに立ってじっと見ていました。そして、ちらかっている線引きなどを 1 つ、また 1 つひろって、黙ってそっと、その子の机の中に収めてあげていました。その静かな行動。なんという優しさ。

ところで長縄は、今までやっていなかったせいか、思うように回数とはべず、みんなしょんぼりして帰りました。みんな黙っていましたが、心の中で「もっととびたい!」と思っていたのでしょう。すぐに休み時間の練習が始まりました。

そして...

「先生! 今日 401 回とべたんだよ! 休み時間中やってたん!」

「ええっ! だれがとんだん?」

「みんな! ほとんど全員!」

「それに、S 君が続けて入れるようになったん!」

「そうなんだよ! すごいんだよ!」

「ほとんどみんな、続けて入れるようになったんだよ!!」

「へええ~、どうやったん?」

「みんなで教えっこしたんだよ。」

聞いているうちに、本当にうれしくなりました。なんと仲良くなったのでしょう。続けて入れるようになった S 君のことをみんなが喜んで、みんなが笑顔です。そして、20 分休みの間じゅう、長縄を回し続けたのは H 子ちゃん、M 子ちゃんと聞いて驚きました。ぐんぐんとべる二人。体育集会の時の回し手を決めるとき、希望者がなかなか出なくて、

「私は、とぶ人の方がいいんだけどな...」

とふくれて、しづしづ引き受けた H 子ちゃんだったのです。その H 子ちゃんが回し手に徹して S 君のことを興奮して大喜びしています。ふーむとうなってしまうました。子どもって、どうしてこうも優しいのでしょうか。

体育集会最終日、回し手は、私と H 子ちゃんでした。集会では、5 分間のチャレンジ。クラス目標は、300 回。みんな夢中で数えました。

「...98 . 99 . 100!」「1 . 2 200!」

「残り 1 分!」と係の先生の声がとびます。200 回突破!「78 . 79 . 80! . . . 90! 91! 92!」みんなの声が高くなります。H 子ちゃんの手が速くなり、私は、

「落ちつけ! 落ちつけ!」と叫んでいました。

「95! 96! 97!!」297 回! 目標にあと 3 回届きませんでした、みんなで達成した新記録です!

「ヤッター!!」とみんなでとび上がりました。引っかかった子にドンマイ。大丈夫、大丈夫! と声をかけ、どの子も大事にし合って、チャレンジできたこと、力を合わせたことがうれしくてヤッターでした。

長縄と言えば、もう 1 つエピソードがあります。1 回目の体育集会のとき、終わったその場でみんなで集まって相談。私が話をしていたとき、S 君がちがう方を見ていたので、友達が、

「S!ちゃんと聞きな。」

と注意しました。その後、あまりとべなかったなア...とみんなで教室に戻ったのですが、S君がトイレに入って出てこないのです。

彼は、3年生の時は、うまくいかないことがあるとすぐにトイレに立てこもってしまっていました。4年生になって、ほとんどなくなっていたのですが、「あ、みんなに注意されて、へそを曲げたのかな。S!と強く言われたことが原因かな」と思いましたが、何事も話をしなければ解決はしないので、みんなでS君をぐいぐいと連れ出してきました。そして、泣いているS君をなだめて、わけを聞いてみると、

「...ほくのせいで、みんなの目標が達成できなかったから...」と言うのです。なんと、注意されてくやしい思いをしているのかと思ったら、全くそうではなく、自分が引っかかっていたことの責任を感じていたのです。

オレも、私も引っかかったよ。S君のせいじゃないよとみんなで話して笑顔に戻ってもらいました。あげパンとスヌーピーが大好きで、厚紙を集めては、みんなにスヌーピーの絵のしおりを作ってプレゼントをしてくれるS君です。

二分の一人成人式で自分を語る

学習参観で「ごんぎつね」を発表したあと、体育館でクラスごとに集まって「二分の一人成人式」の一人ひとりのスピーチを聞き合いました。

小さい頃から、そして4年生になった自分を見つめ、変わってきたこと、良くなってきたこと、自信をつけたことなどを話し、さらに将来のなりたい自分の姿を語るというものです。一人の友達がスピーチに出るたびに、みんなの中にはウフフ...という温かな笑みが広がりましたが、話の内容は、とても真剣でした。4-1は全員、原稿は持たずに語りました。中でもT君の話聞いてびっくりしてしまいました。

「...今の自分のいいところは、みんながノートを書き終わっても、自分だけで終わるまで書いているところです。...」

彼は、書くのがゆっくりなので、大量の板書はみんなと同じには書きあがりません。あまり負担に感じてはかわいそうだと思い、「途中まででいいよ。」とか、「後でいいよ。」などと声をかけるのですが、「ヤダ、今書く。」と言って書き続けます。仲間たちもよくわかっていて、時には「Tちゃん、給食はこっちに置いておくね。」なんて気づかいます。

私は、てっきり、書くことをがまんしながらがんばっているとばかり思っていました。ところが彼は、最後まで一人でも書き終えようとしている自分を誇りに思っていたのです。何が優れているとか、T君の方がわかっていたのです。

純粹で優しく強い子どもたち。みんな友達のいいところをさがしながら、自分の良さをさがしながらここまで来て、友達を、自分を、大好きになっていきました。

さよなら 4年1組

3月になり、いよいよ4年1組の終わる日が近づいてきました。同時にK君が転校していくのです。

そこで、4年1組のお別れ会をしようということになりました。みんなが決めた内容は、ドロケイ、かんけり、4の1人権カルタ、いすとりゲームの4つ。関口先生がパウチを引き受けて下さった人権カルタができ上がって届いたのです。

「とっても大事 自分の意見」、「なっとうみたいにねばろうよ」H子

「にこにこ 楽しい思い出づくり」A子

「うれしいな きみが助けてくれたから」S男

みんな好きなカードです。

かんけりに夢中になって時間を延長したので、いすとりゲームだけは、修了式のある25日になりました。

ところで、この1カ月ほど、みんなの様子が変わりました。私に内緒で何かしているのです。何かた

くらんでいるようなのです。そしてある日、W君がそっと私の所へ来て、ひそひそ声で、「これ、Kに色紙、みんなで書いたんだ。あと先生だけだ。」と言うのです。なんと、家にあった色紙を持ってきて、K君にかくしてみんなで書いたというのです。「なかなかやるねえ...」とうれしくなりました。

ところが、たくらんでいたのは、もう1つあったのです。修了式も終り、いすとりゲームをしてK君に色紙も渡し、E君と握手して、さあもうさよならという時に、またまたW君が、「先生、もう少しだけ時間とれませんか。」と改まっていうのです。

「え？帰らなくちゃだよ。でもちょっとこの机、2階へ運んでくるよ。」と用足しに出て戻ってくると...。みんなが立って、半円に並んでいて、先生、そこに立ってというのです???私がまん中に出ると、Hちゃんがいきなり、

「先生、これは、私たちの気もちです。受け取ってください。」なんて言うのです。そして、S君がおずおずと私に手渡したのは、2つのカードの束でした。一人ひとりの言葉がぎっしりと書かれています。びっくりして読んでみると、「これから“たいせつなもの”を歌います!」と誰かが言って曲が流れ、送る会で歌った合唱が始まりました。でも、それは、いつもと違う完全な二部合唱!一人ひとりがしっかりとパートに分かれて歌っています。

いつの間に練習したのでしょうか。(4年生は、いつも低音だけだったのに...)自信にあふれた合唱に涙があふれてきました。

と、子どもたちもわーんと泣きながら歌い出しました。勝気なH子ちゃんもしゃくり上げながら歌っています。男の子も泣きながら歌っています。びっくりしました。こんなにみんなが泣くなんて...。いつも、にこにこ、ケタケタ笑って、元気な姿ばかり見てきたので。自分も泣いてしまいましたが、こんないい合唱に混ざらなくちゃ損だと思い、必死で歌いました。

帰りの会で、日直さんが、連絡ある人はいますかと言うと、K君が手をあげました。そして、いつもは、とても穏やかな彼が泣きながら大声を出して、「ぼくは、名古屋に行ってしまうけど、みんなは、がんばって下さい!ぼくも、向こうでがんばるから、みんなもここでがんばって下さい!」

ほとんど、叫ぶような発言でした。

その後、ある子は涙をふいて、ある子はぐっと下を向いたまま、私と握手して、K君を囲んでみんなで帰っていきました。

...「牛島先生に、ゼツタイないしょだよ。」と頼みこまれて、音楽の時間に“たいせつなもの”の二部合唱を練習していたのだと、後でI先生が話してくれました。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.65(2016年4月)より)

『子どものけんりカルタ』多言語訳に挑戦

～子ども日本語教室・未来塾のサマースクールを終えて～

小林美代子

「子ども日本語教室・未来塾(高橋眞知子塾長)」は、日本語を学びたい子どもたちへの支援事業として2012年4月、伊勢崎市に開塾しました。支援母体はNPO法人「Jコミュニケーション(高橋清乃理事長)」です。未来塾の目的は「日本語を学びたい子どもたちへの日本語と教科学習の支援。日本語を学びたい子どもたちの居場所作り。地域での支援と交流を通じて、多文化共生の社会作り」などです。世話人の有志が定期的な日本語学習支援などに参加しています。一学期の支援活動をふまえて、夏休み中、7月・8月に各4日間実施した「サマースクール」の参加ルポです。

普段は十分できない楽しい活動(学習も含む)と交流を深めて、みんなで作り、みんなで遊んだ8日間でした。“英語であそぼう”“バルーンアート”“和紙づくり”“こわいお話の会”などに加えて、石橋峯生先生の「ビュンビュンゴマ」作りと『子どものけんりカルタ』をそれぞれの子どもの母語に訳してカルタ大会をしました。

「ビュンビュンゴマ」作り

いつもは元気いっぱい、やんちゃであばれんぼうのKくんが、奇想天外(?)なコマを作り出し、みんなをアッ!!と言わせます。最後には、持参している水筒を廻してみたいと言いました。石橋先生は「廻るんだよ...、右と左のバランスさえ完全にとればね。」と、早速実演します。時間をかけて左右のバランスをとり、水筒の中央をしっかりと太いひもで結わえました。子どもも大人も息を飲むように見守る中...、ゆっくりと廻り始めました。

「重たいものは廻り方がゆっくりだね」と重力と回転の話をちょっぴり。

『子どものけんりカルタ』多言語訳

これは想像以上にたいへんでした。元のカルタの日本語表現が情緒的だったり、抽象的だったり...しているのです。私たちが作った読み札でしたが、外国語の網にかけてみると日本語の特徴がよく見えてきました。スペイン語の先生が辞書と首っ引きで汗をかいてくださいました。

カルタの絵付け(ぬり絵)とカルタ大会は、どの子どもみんな“楽しかった!!”“もう1回!!もう1回!!”と身体をのり出しての歓声が湧き上がりました。

「子どものけんりカルタ」や「子どもの権利」についての事前学習は十分にはできませんでした。自分が訳したカルタは、それぞれ自分の学校へ夏休みの「自由学習」として提出することにしました。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No51(2012年10月)より)

「東日本大震災」と「東電福島第一原発事故」の影響から子どもを守る

1 放射能から子どもを守りたい・・・ママたちの思い、その一心から

市民団体「放射能から子どもを守ろう安中の会」事務局員 今村 井子

はじめに

みなさん、こんにちは！

私たちは、今年(2012年4月、「子どもたちを放射能から守ることは最優先されるべき事」という考えのもと、安中を拠点に結成された市民団体です。

私たちの住むこの安中市(特に旧松井田地区)は、政府のモニタリング調査結果でも明らかなように、何カ所か空間放射線量が高い地域が点在しています。また、国からも、汚染状況重点調査地域として指定を受けています。(群馬県では、12の市町村が指定を受けています。)

しかし、3・11福島第一原発事故直後には、放射能の飛散状況やその危険性について、なんら正しい情報は公開されませんでした。そして、結果的に私たちは、安中市での放射能汚染についてなんら知らされないままに、我が子を雨の中へ外出させ、学校に通わせ、晴れた日には、いつものように普通に散歩に出かけるなど、事故直後、大気が放射能で最大限に汚染されている時に被曝するという最悪の事態を招いてしまいました。事故から1年半過ぎた今でも、後悔の念に苛まれる母親たちがいることを、政府はどう思っているのでしょうか。

私たちはこれまで、「守る会」設立準備に至るころから7ヶ月あまりかけて、子どもを持つママたちや子どもたちへの放射線の影響を心配する市民たちを中心に、放射能について学び、対策を考え、行政に要望する機会をさまざま設けてきました。以下が、この間行ってきた活動記録です。

<食品分野>

- ・ 講演会「内部被曝を防ぐ調理法」
- ・ イベント「小豆を使ったおやつ作り」
- ・ 安中市シイタケ農家の方への聞き取り(その被害状況や対策、補償など)

<健康・除染分野>

- ・ 講演会「放射線の健康への影響」高木学校：瀬川さん
- ・ 座談会「野呂美加さんを囲む座談会」
- ・ 意見交換会「安中市の除染状況を考える」
- ・ 講演会「放射能汚染 安中市の現状と私たちにできること」県立県民健康科学大学：倉石先生

- ・ 上映会「内部被曝を生き抜く」
 <市への要望、請願>
- ・ 安中市、市役所関連部署との懇談会
- ・ 安中市長との懇談会

(これまでも、文書で数回にわたり、放射能対策、除染についての要望書を提出しています。)

<子どもイベント>

- ・ イベント「あんなかこどもサロン」
 - ・ イベント「放射能ってなんだろう 実験編」
- 「3・11」前、後、そして未来

3・11という原発事故は、私たちにさまざまなことを問いかけました。これまで私たちが知らなかった(または、注視してこなかった)原発や放射能問題についてもそうですが、放射能を取り巻く社会環境について多くを問われた契機になったといっても過言ではないでしょう。経済性、利便性だけが重要視されてきた便利三昧の今までの暮らしは、多くの危険や矛盾の上に成り立ったものであったことに多くの人が気づきはじめました。そして、それを個々人が声にし「NO!」と訴えはじめたのが、毎週行われている脱原発アクションではないかと思えます。

私たちが放射能から体を守る調理について考える際に、今の日本が食の大半を輸入に頼っている現状や輸出本国では禁止されている農薬が輸入食材では利用され日本に入ってきている現状(ポストハーベスト問題)など、「放射能だけじゃだめ。放射能から、他のことも見ようとしないと」と話し合いを重ねてきました。日本の食のあり方は健全な状態と言えるのか、人の暮らしの根本である衣・食・住について軽んじられている現実が今の日本にあるのではないかと、そしてそれは、直接子どもを取り巻く環境でもある、ということを私たちは忘れてはならないと思いました。今も継続しているフクシマのかたがたの苦悩を決して忘れないためにも、私たちができることはたくさんあると私たちは思っています。

下仁田町の除染に関する報告を受けて

下仁田町は、安中市と同様に国から汚染状況重点調査地域に指定されています。その下仁田町では、すでに放射能汚染の状況調査を詳細に国に報告し、除染費用数千万円の支給が決まりました。今では、その調査結果に基づいた本格除染が始まっています。

「守る会」として、安中市の取り組みと下仁田町の取り組みとで何が違うのか、安中市でできることは何かを探るために、下仁田町に出向き、実際に除染を担当している方からお話を伺うことができました。お話をお聞きして改めて感じたことは、町として放射能問題にどう向き合うのかという姿勢がとても明確であるということでした。町として、放射能の危険を最大限に減らすために徹底的に除染しようという強い意志が、担当者のお話の随所に感じられました。具体的には、町民への地区別説明会の実施や、放射能の専門家を交えての除染対策の検討など、住民目線に立った丁寧な対策が練られていました。

下仁田町は「下仁田ネギとこんにゃく」という地元特産品で観光に力を入れている町でもあり、風評被害にならないかという不安の声も少しはあったようですが、むしろ、今後の風評被害をなくし、安心してこれからも野菜を売っていくためにも、今きちんとし除染しておくことが大事だとの結論に達したそうです。

保育園合同保護者会の企画へ

そこで「守る会」としては、下仁田町の取り組みから学んだことや安中市の状況をより多くの保護者に知ってもらいたい、子どもたちのこれからの生活をより安全なものに近づけるために保護者として何ができるかなど、地域の保護者の総意を集めるために「保育園合同保護者会」を企画することになりました。安中市の行政の方がたと共に、今、子どもたちのためにできることを、皆で知恵を絞りながら考えるきっかけにしていきたいと思っています。

群馬子どもの権利委員会のみなさんと共に

私自身は、群馬子どもの権利委員会の会員でありながらも、仕事の忙しさを理由に『パートナー

通信』だけのつながりになりがちな日常を送っておりました。ただ、私の住んでいる松井田町は、(超)少子高齢化で、近所に子どもがいない中での子育てでありまして、・・・4歳の息子との一对一の時間は、ときどき息切れすることも多く、親として自信をなくすことも多々ありました。そんな中で、『通信』は私の心の支えであり、穏やかな気持ちに戻れる時間をいつもいただける貴重なものでした。

今回、放射能問題で安中で活動をはじめるとあって改めて「子どもの人権」と「原発」・「放射能」は相容れないものであると痛感させられました。

3・11以降『パートナー通信』には、被災地の子どもたちへの思いを馳せた暖かな言葉が常につづられていました。そこで改めて私自身が、群馬子どもの権利委員会の皆様と共に、「子どもの人権」という視点から、3・11を問い直せたらと思っています。

これからも、多くを学ばせていただきながら、共同しあえたらと思っています。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.51(2012年10月)より)

2 子どもの命と健康を守るために・・・放射能対策、はじめの一步・・・

市民団体「放射能から子どもを守ろう安中の会」事務局員 今村井子
放射能から食を考え、食を見直す～「モンサントの不自然な食べ物」上映会

2012年11月17日(土)18日(日)に、遺伝子組み換え市場の90%を握っているモンサント社のドキュメンタリー映画の上映会を開催させていただきました。群馬子どもの権利委員会の皆様にもご協力をいただきましたおかげで、両日で300人超の参加者に来ていただけることができました。遅ればせながらこの場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。

その際150人以上の方々がアンケートを寄せていただき、「このショッキングな現実を知らなかった。」「とても勉強になった。」「もっと、多くの人に知ってもらいたい、知らせたい。」という意見をいただくことができました。

また、なかなか大手メディアでは取り上げられないドキュメンタリー映画を、今後も是非上映して欲しいとのご意見を多くいただきました。

主催者としては、今回の上映会を実施するにあたって、事務的にも全く初めてのことばかり、不安を抱えながらの取り組みだったのですが、多くの方々から嬉しい反響をいただいたことで、一主婦ママでしかない自分たちの活動にも、少しの自信を持つことができました。皆様からいただいた貴重なご意見を基に、今後もより時代を映し出すようないい映画を見つけ、上映会を開催していきたいと思っています。また、その際にはどうぞご協力のほど、よろしく願いいたします。

モンサントから、改めて放射能対策を問い直す～保育園の土壌測定結果から

保育園の放射能対策実施に向けて～合同保護者会の開催～

今年のパートナー通信にも今後の予定として掲載させていただきました息子の通う保育園と近隣の保育園の二園で、「放射能対策合同保護者会」を昨年12月13日に実施しました。

というのも、保育園の園庭の土壌測定をしたところ、キロあたりセシウム137が800ベクレルを超える高い数値で検出され、(近隣の保育園で3000ベクレル)早急に園庭の除染(土をはがし入れ替える作業)を実施してもらいたいと考えたからです。

この情報を、一保護者だけでなく多くの保護者と共有するところからはじめ、その対策を考える最初の機会として考え設定したのがもともとの意図でした。

しかし、当初考えていた内容は二転三転、いろいろなところからクレームがあり、直前に保護者への案内のお知らせを書き換えるなどを余儀なくされ、結果的には5日前にお知らせを配り終え、何とか実施にこぎ着けるとい形になりました。

そして、さまざまなクレームが、私たちのもとに寄せられました。

・「保育園の名称は出さないでくれ。保育園の名前が出ると、保育園主催と思われる」

(「放射能から子どもを守ろう安中の会」主催と記載してあってもだめ?)

・「こういうことをやると、脱原発とかがって思われるのではないか?中立な保育園でどうなのか」

(お知らせには「脱原発」といった文字はどこにもないのに?) などなど。

結局、私たちは、再度園長と話し合いを持ち、何か問題が起こったらすべて「守る会」の責任としてもらっていいということ、脱原発の文字はないし、あくまで子どもたちのための除染対策を皆で話し合いたいということであり、保育園で一番大事にしなければいけないことは命と健康を守ることではないのか、ということを確認させてもらい、再度了解を得ました。

この一連のクレームから私たちが学んだことは、「名前が出ると今後何か問題が起きたときに困る」という特に理由のない漠然とした「地域の空気」の難しさや、そのことで、「責任をとらされるかもしれない」、「この保育園だけ汚染されているように思われると困る」といったようなことが保育園の当事者としては「たいへんやっかいなこと」なんだということでした。

地域として、放射能について漠然とした不安を持ちながらも、すぐに健康被害が出ないことや、実際それが何十年後に出るかもしれない、といったわかりにくいことへの対応の難しさも改めて感じました。

立場を超えてつなげた意見や思い～2時間半の意見交換

正直なところ、会を開催するだけでこんなにたいへんな思いをするなら、いったん保留にして仕切り直しては、という意見もありました。しかしこの間、この会の準備のために測定からデータ収集までたいへんな準備をして来たことを考えると、とにかくやってみよう。集まるのは一人でもいいから、とにかく来た人に知らせていこう、ということになりました。

しかし、当初のプログラムには、2園の園長からの挨拶や事故直後からの除染の実際などの報告が含まれていて、会主催であっても両保育園園長名も入ったものであったのが、それがすべてなくなり「保育園の除染」といった一般的なお知らせになってしまったことは、保護者にとって参加する必要性の薄いものにつながってしまったように思いました。また、双方の園長自身から保護者に向けて、会への参加への呼びかけをいただけなかったことも大きかったと思います。

放射能対策会議の内容と目的はとてもシンプルなものでした。

報告内容は、保育園の土壤汚染の科学的データと除染の具体的な方法についてであり、除染の方法もある程度の実現の方向で提案できる内容を兼ねていました。

しかし、当日は、お知らせが直前になったことや時間帯が平日の夜ということもあったためか、参加者は20人、そのうち保育園関係者は5人という結果に終わりました(対象保育園の家庭数は約80)。参加者が思ったより集まらなかったことは、主催する側として、残念な気持ちでなりませんでした。いろいろな場面で、放射能に対する危険度を訴えてきた会でしたが、想像以上に参加者は少なく、放射能に対する意識の「風化」も正直感じました。

一方で、私たちが今回独自に行った園庭の土壤調査の結果や専門家の意見や判断を、公の場で発表、共有できたことはとても意義のあることだったのではないかと考えています。

以下、参加者して下さった方々の意見の抜粋です。

<保育園関係者>

「自分の子どもだけでなくすべての子どもたちを守りたい。この土壤調査の結果を除染につなげていきたい。」

<学校関係者>

「放射能の影響が強い小さな子どもほど、早い対策をとった方がいい。」

<地域の市議会議員>

「安中市の空間放射線量の測定方法が、生活実態に則った測り方をしていない。近隣の妙義児童館では、すべてのグラウンドの土を5cmはいで、土を入れ替えて除染している。市議会でも保育園の除染を要望している。是非当事者からも声をあげて欲しい。」

<他市町村の除染業者>

「3・11以降、安中市の皆さんが真剣に放射能汚染を減らそうとしている意識が感じられない。まず、きちんと測り、危険を知る事が大事。私たちは3・11以前に戻すために命がけで除染している。安中市の人たちは、まるで他人事のように発言していないか。」

< 地域の方 >

「現在でも 0.15 ある。安心できるレベルでない。事故前に戻すことが私たちにとって当然の権利ではないか。しかし、測ろうとすると地域で怒られたりもする。だからこそ、早く署名などして私たち自身が動いていかないと、声を上げていかないと。」

< 保護者 >

「将来息子に『放射能の危険がわかっていたのに、お母さんは何もしてくれなかった』と言われないうちに、今自分ができることを頑張っけてやっていきたい。」(会場から拍手がわきおこる)

この会は、その主目的だった「保護者の総意を集めながら保育園の除染対策を考える」という所までには至らず失敗に終わったとも言えるかもしれません。しかし、いろいろな立場の 20 人が意見を交わせた、一同に会することでつなげた思いは、参加者の皆さんに何かを残したのではないかと考えています。

自分自身への宿題として～日常の中で、子どもの人権や放射能を話題にするためには

同じ保育園に通うママからでさえも、「放射能から子どもを守ろう安中の会ってどういう団体なんですか？ どういう人が入っているんですか？」と怪訝な顔で聞かれました。

同じ保育園に通う保護者同士であっても「信頼」より「不審」を先に抱かれることがあります。

日々の子育てや仕事、生活でいっぱい日々の毎日を過ごしているママたち。目の前のことに追われる毎日。でも、それでも、3・11を忘れない、福島の子どもたちを思う気持ちを忘れずにいたい、と思いますし、まわりのママたちにもそれを伝えていきたいと思っています。

放射能の問題は、子どもの人権に関わる大事な問題だと、前回の『パートナー通信』で書かせていただきました。でも、その大事な問題を、地域で、保護者で、どうきちんと話し合っていけるのか。私たちの会だけではなく、もっと多くの、すべての大人たちが向き合っていかなければならない問題であることも痛切に感じながら、日々悩みながら取り組んでいるところです。

まず、私自身ができることからと、保育園園長への要望書提出や、保育園保護者会の役員招集のお願いをしました。あえて、会の名前ではなく一保護者としての要望として、そこで話し合いの場がもてないかと模索し行動を起こしました。同じ保育園に通う一人の保護者としての悩みから、まず共感、共有できないか・・・そこからまたスタートしたいと思っています。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.52(2013年1月)より)

3 トーク&トーク「いま フクシマの子どもたちは・・・そして群馬では」

～群馬子どもの権利委員会「2014年度総会」第二部企画より～

東電福島第一原発事故は、いまだに収束からは程遠い状況です。子どもたちの命や生活のことが心配です。松本佳充・鈴木裕子両先生から、ふるさとを奪われた福島の人びと、とりわけ子どもたちが向き合っている現実とさまざまな思いが報告されました。参加者からも複雑な思いや復興への願いが率直に語られました。

もう、ふるさとに帰れない

松本先生は、大震災後の6月から作り始めたという、画像や統計データを記録した200枚を超えるスライドの中から、荒れ果てて行くふるさとの姿や翻弄され続ける高校生の様子に焦点を当てて話されました。

当時は双葉高校に勤めていたが、避難命令が出されて他の高校(サテライト校)へ、散り散りに避難することを余儀なくされた高校生たちの生活は、教科書・ノート・鉛筆1本もない状況からスタートした。

間仕切りやプレハブの窮屈な教室、職業科目の実習も不可能、教員の数足りなくて成立しない科目、行事や部活動も実施困難、8割あった県内就職は2割に激減、将来どこに住み着くかも定かでないなか、どの地域に就職するか悩んだ。親の失業で奨学金返還も不安なため進学を諦めるといった劣悪な学習環境である。今年の卒業生は、震災の年に高校入学だから、自分の母校には一度も入らずに仮設の母校から卒業していった。

双葉高校では入学希望者が13人にまで減り、浪江小学校は平成25年度希望新入生ゼロと、ふるさとの学校が消えていく。人が居なくなれば復旧・復興も成り立たない。

震災当時のガレキの双葉や浪江の町並み、田畑、常磐線の線路、ご自宅が、時間の経過とともにそのまま荒れ果てていく数々の画像、そして先生ご夫妻の車を追い続ける愛犬タロの姿が目に残っていました。

考えて、選び取る力

鈴木先生は、川俣高校で生徒たちと作った文化祭パワーポイント資料を紹介しながら、「ふるさとの味」作りのドラマを語ってくれました。また、その後の学校生活の折々に生徒が書いた感想文を紹介して、困難に立ち向かいながら、授業や地域とのつながりを通して一步一步成長していく生徒たちの姿を明るく語られました。

「文化祭で支援を受けたから今度は自分たちで出来ることはないかと、仮設住宅のじいちゃん・ばあちゃんと蕎麦がきを作ったり、授業で縫った浴衣を着て夏祭りに参加したり、敬老会に参加したりと、地域とのつながりを深めていった。フランスの高校生からの励ましのメッセージを卒業式に飾り、地域の小・中学校にも回したりした。京都の高校生と一緒に地域の人たちと交流すると、ばあちゃんから「川高生も喋りたいみただよ」と言われるほど生徒たちは自分の体験や思いをいっぱい語って止まらなかった。さまざまな交流を通して、本当に地域の人に生徒は育てられ、大人になれたかなと思う。」

鈴木先生は、まさに命を守る選択の連続だった生徒たちに、話したり書いたりする機会をたくさん与えて、体験した事実を記憶にとどめ、自分の考えをまとめさせています。また、家庭科の授業について、教師が正解を押し付けるのではなく、生徒が自分で考え、自分はどちらを取りたいか選べるようになってほしい。それにはやはり「人権」、個人の尊厳とか、幸せに生きる権利とか、憲法を含めて、その自分たちの権利が今どうなっているかに気づける「ものさし」を手にいれられるような授業を作りたい、と話されました。

フロアーからの発言

Aさん：昨年、南相馬へ行ってきた。牛がみな野放しになっていたが、あの牛はどうなっているのだろうか。

Bさん：放射能の基準値に関連して新たな「安全神話」が作られているような気がする。タバコと比較してガンの可能性が語られるなどに違和感を感じる。

Cさん：昨年、福島の高校生と話したが、もう、放射能のことは話したくないとか、原発について、仕方がない、安全が確認されればいいなどの容認する意見があった。その後どうなっているだろうか。

Dさん：お二人と同じ意見ですが、奪われたふるさとをとり戻すのは、福島を追い出された人以外他にはできない。でも、その先へ進めないでいる。日本中の人々がそう思わなければ、大人数の人たちで力になるように動かなければ。

Eさん：実家が浪江町です。荒れていく実家を見るのがつらい。個人通信『ミツバチの羽音』を出している。福島駅前にある福島共同診療所を支援してほしい。

Fさん：なによりも被災地を訪問して事実を見て感じることだ。そしてそれを人に伝えることをしなければと思う。エスペラント語を使って世界中に発信している。

Gさん：仕事の関係で福島を訪れることになるかもしれないが、正直に言って「被曝する」ということを引き受けるという感じになっている。福島では家族や友人の間で意見が分かれてといった話も聞いたが、家族もとてもナーバスなので、行くべきか迷っている。

Hさん：前の会報で読んだ「答えのない問いに向き合って」の言葉に引っかかっていた。答えはある、「原発をなくすこと」でしょうと短絡的に思っていた自分がいました。今日のお話で、どこを見ても不安だらけのなかで、本当に光を見せてくれた。子どもたち一人ひとりが、アッそうしたことなんだと気づき、みんなの思いがつながり、それぞれのところで希望が見えてくる。学び・育つ教育ってこれだと、本物の話を伺いました。

Iさん：数ヶ月前、いわき市のママたちの講演を聞きました。保育園や地域の除染を徹底してやったり食品もすべて測定した。印象的だったのは、今は福島県産のものが数値が出ない。やはり、精密に測ることが基本で、安全をちゃんと担保することが大事だと思う。

Jさん：他の原発立地自治体や議会あるいは周囲に住んでいる人たちが福島に視察にきているか。マスコミは第二・第三の事故に対して万全の対応が取れているか調査して国民に知らせる責任があると思う。マスコミを動かすには、われわれがモノ言わないとダメだ。

奪われたふるさとをとり戻す

松本先生：私の感想ですが、私のふるすとは56年目です。きれいな川に鮎もヤマメもいます、鮎も上ってきます。魚や野菜を親戚に送って喜ばれました。でも、いまはなんにも誇れるものがありません。退職したら、鮎の友釣りでもして優雅に過ごそうと思っていましたが、もうその夢はすべてなくなりました。いま辛いのは、他の地域に行ってコミュニティーがないんですね。ふるさとと言うのは山・川それに田圃とかあるのが当然ですが、助け助けられて生活してきたものがすべて分断されて、これから築けといわれても不可能です。墓をどうするか、30年後に息子はどうするのかとか、答が出ません。でも前に進むしかないんだとやっています。

鈴木先生：私は最初、震災から11月頃までは落ち込んで、なんかやるとすぐに泣いていて喋れない状況でした。いろいろな人のところに行って喋っているとだんだん元気が出てきて、結局生徒も同じで、聞いてくれる人がいるというのはありがたいです。人びとのつながりをズタズタにされたけれど、それをまたとり戻すのはつながりなんだなと思います。教育の中身が成果として現われてくるのには本当に時間がかかります。教育が大事だから安倍政権も教育を変えようとしている。コレは人間にとって良くないと肌で感じる感覚を育てたいです。先ほど迷っていますというお話がありました。そういう迷っていることも言える、いろいろ意見を言える、言い合うということって大切なんだなと思います。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.58(2014年7月)より)

4 放射能と向き合いながら豊かな保育を保障するために

おひさま飯塚保育園 神戸かおり

群馬の保育園の子どもたちは、どろんこあそび、さんぼ、山登り、畑仕事を楽しみ、自然の中で土や植物や風の感触を感じ、川や湖やプールで大好きな水でいっぱいあそび、感性豊かにたくましく成長してきました。

しかし、震災・原発事故後、放射能は大丈夫だろうか心配し、測定したり、調べたりしなくては安心して保育ができなくなりました。毎年登っていた赤城の鍋割山は、原発事故直後、放射能の数値が驚くほど高く登るのをやめていました。(半減期が過ぎ数値が下がったため昨年からは測定しながら登っている) また子どもたちが大好きだった落ち葉の山にもぐったり、落ち葉かけをするあそびは、落ち葉に放射能が凝縮して数値が高い所があり、今もあそべません。給食の素材は産地に気を付け、数値を測定し、それまでも食材にはこだわっていましたが、放射能という違った観点で常に注意しなくてはならなくなりました。

悲しかったのは、子どもたちと畑で作った芋や大根も、子どもたちが毎年楽しみにしていた季節の恵みの山のドドメ(桑の実)やビワやシイの実も「放射能を調べてからね」とすぐ食べさせられなかったことです。残念そうな子どもたちの顔を見ると「原発を許してきた私たち大人のせいで大事な自然を放射能で汚染し、安心しておもいきり遊べなくしてしまった。安心して食べるという喜びを奪ってしまった。そしてこれから子どもたちはずっと放射能と向き合っていかなければならなくしてしまったんだ。」と思うとどうしようもない気持ちになりました。そして「今までのような自然豊かな中での保育ができなくなってしまうのではないかと不安な気持ちに押しつぶされそうになりました。

でも生活の中で、いつも前向きな子どもたちと向き合っていると「放射能なんかに負けたくない。子どもたちの育ちを保障するためにやれることをやろう。でもどうやったら自分の園の子どもたち

だけでなく、群馬の子どもたち、そして一番大変な思いをしている福島の子供たちを守ることができるのだろう。何か行動しなくちゃ」という前向きな気持ちが強くなっていた震災翌年の秋、やはり同じように「何かやるべきことがあるのではないか」でも、何かからやっていけばいいのだろう」という考えを持った高崎市の保育士、保育園で子どもを育てた元保護者、教員、生協職員、労働組合員、新婦人の会の会員、市議、県議などいろいろな職種の人たちが集まって「放射能から子どもを守ろう！高崎の会」を発足することになりました。

そして、みんなそれぞれの思いや意見を語り合う中でやることを決めていき、まずはそれぞれの団体・地域で放射能の測定をしていきました。そのデータを共有することで、放射線量の高い地域や場所、放射線量が高くなる理由などがわかってきました。その測定結果(側溝の土の苔を測ると10000ベクレルを超える物があった)や「聞こう！語ろう！つながろう座談会」を開き、出された意見を持って高崎市との懇談を行いました。

また、「うわさや政府見解に惑わされず、不確かなことは積極的に学び、正しい知識を知ることが大事！学習を軸にしよう」と「放射能の正しい知識を医師から学ぶ学習会」「放射能内部被ばくから子どもを守るために調理士さんから学ぶ会」「学校で配られている、放射能副読本の学習会」「震災瓦礫の受け入れについて」「除染についての具体的な方法」「チェルノブイリの視察報告会」「抜けた乳歯のストロンチウム測定・乳歯保存運動」「群馬山麓の汚染状況の実態」などたくさんの学習会を開いてきました。また「福島のお母さんの声を聴く会」「福島は今」など福島で生活している人の話を直接聞く学習会を持ちながら、実際にバスで福島に行き、支援活動や放射能と真剣に向き合い保育している保育園・学童保育を見せてもらい、子育て中のお母さんたちの心の内を聞く機会も持つことができました。そして帰ってきてからは「報告会」を開き、自分たちが感じた事や知った事実をできるだけたくさんの人に伝えていく活動も大切にしています。

また震災原発事故後、毎年3月に開かれている「さよなら原発ぐんまアクション」には、高崎の会だけでなく、いろいろな保育園の保育士や保護者、子どもたち、福祉保育労の組合員もたくさん参加しています。そして同じ思いを持った他の会とも手をつなぐことができ、放射能や原発についていろいろな角度から学んでいく機会も増えました。学ぶたびに「子どもたちの未来に原発はいらない、再稼働ではなく廃炉を」という思いが強くなりました。なかなか自分の意志をアピールする機会を持たない人たちにも、小さなアピールができるようにと「バイバイ原発Tシャツ」を作って広めていく活動も始めました。

これからも、まだまだ放射能と向き合いながら、豊かな保育を保証していくための活動は続いていきます。たくさんの人とつながり、小さな力の一人一人が手をつなげば、大きなことができることを信じて、子どもたちの未来のためにできることからやっていこうと思います。

(「第4・5回市民・NGO基礎報告書 - 群馬」のために書き下ろし)

「体罰」「いじめ」「不登校」「自殺」の問題

1 公開シンポジウム「体罰を考えるーなぜなくなるか」

～群馬子どもの権利委員会「2013年度総会」第2部「公開シンポジウム」の概要報告～

第2部・公開シンポジウム『体罰を考えるーなぜなくなるか』は「ぐんま教育文化フォーラム」と共同して企画しました。パネリストは山西哲郎さん(立正大学教授)、松本稔さん(県立中央中等教育学校教諭)、須田章七郎さん(元高校教諭)、小山潤也さん(大学生)。コーディネーターは針谷正紀さん(教育ネットワークぐんま)。体罰の実態調査報告を県教育委員会の西村琢巳さんにお願しました。

開会挨拶：大浦暁生(群馬子どもの権利委員会代表)

きょうはようこそおいでくださいました。群馬子どもの権利委員会は『子どもの権利条約』を広めることが第一の仕事ですが、その条約にも体罰にかかわると解釈できる部分があります。教育への権利を扱った28条の第2項で、「学校の規律」は「子どもの人間的尊厳に適合する方法で」運用

しなければならぬ、と言っているのです。

このシンポジウムでも、きっと教育の問題に深くかかわるすぐれた問題提起がなされ、熱心な討論が行われるものと、心から期待しております。

コーディネーターの問題提起：針谷正紀さん

今回の体罰問題が社会問題として浮上したのは昨年 12 月、大阪市立桜宮高校バスケットボール部の主将が自死し、監督の教諭が日常的に行っていた体罰がそれと関係のあることが明らかになったからでした。しかし、発端は部活の問題でもその後さまざまな論議がなされ、教育活動全体の中で体罰の問題を考える方向が出てきたように思います。

そのことを踏まえて、群馬子どもの権利委員会とぐんま教育文化フォーラムの共同企画として、このシンポジウムは開催されます。パネリストの内容豊かな発言だけでなく、県教育委員会の西村さんを含め、フロアからの発言も積極的にお願ひします。部活に限定せずこの問題を全体的に討議しようと、さきほどパネリストとも確認しました。

須田章七郎さんの発言

教職について人であれば、体罰とか言葉の暴力に無縁だと言いきれる人は、たぶんいないのではないのでしょうか。私は 38 年間高校現場に勤めていましたが、教師は一国一城の主で、教科指導にしても生活指導にしても、同僚教師がやることに横から口を出すことはほとんどできないんですね。たとえば職員室で隣の先生が大きな声で生徒を怒鳴りとばしているのを見ても、その先生の立場もあるしなあ、まあ仕方ないか、といった微妙な心の判断で、その場をそのままにしてしまうのです。

ある高校に赴任したとき、集会の終りに生徒指導主事がステージに上がって、いきなり「おまえら正座しろ」と怒鳴りました。生徒たちは一瞬戸惑いましたが、「正座しろ」と何度も言われて、全校生徒が体育館のフロアに正座したわけですね。これに私は抵抗感がありました。翌日朝の打ち合せで、これを言わないとこの学校に勤める自分の存在がなくなるような気がして、まあ勇気を振り絞って手をあげたのです。正座させる必要があったのか、と校長の見解を求めました。でも、教育的指導だと一蹴されました。

この学校は体罰が常態化していたんです。ある運動部の顧問教師が毎日昼休みに部長を呼び出すね。ふんぞり返って、「うん、きょうはこういうメニューでやっつけ」とやるわけです。それを見ていた若い先生が、これが顧問のやることだと思ったんでしょうね。毎日昼休みに部長を放送で呼び出す。生徒が来て「ハイッ、ハイッ」と答える。私はその若い先生に、こんなパフォーマンスはやめたほうがいいよと言いました。こんなことが起こってくるのは、やっぱり教師としてひとつの威厳を見せたいということですかね。

私は専門が書道ですが、30 代のころはいっこうに筆を持って書かない生徒がいると、早く書けなんて怒ったりもしましたけれど、30 代後半から見方がすこし変わったのは、この高校に勤めてからです。この子たちもいろんな環境の中で育ってきて、ああ、きょうはたぶん筆を持って書く雰囲気にはなれないんだろうなと、そういう思いに立ったとき、「きょうは書かなくてもいいよ」と言えるようになりました。子どもたちをどう見ていくのかということと、この体罰の問題は繋がってくるかなって、思っています。

松本稔さんの発言

私は生徒を叩いたことがありません。叩かれたこともありません。たぶん叩かれると痛いだろうなと思うんで、イヤですよ。自分が嫌なことは生徒にはしないように思っております。全国優勝したことがある監督さんのチームと試合したとき、送りバントを失敗した選手がベンチ前に戻ってくると、いきなりパンパンとやるんですね。それを見てイヤだなあと思って、ほんとうはそういう監督の強い学校と試合して勉強させてもらいたいんですが、二度ともうしたくないなと思います。

指導者には自分自身の考え方、哲学的なものが必要かな、と私は思っております。高校野球は松本さんにとっては何ですかと質問されると、「まあ遊びでしょうね、これは」と答えてきました。収入も得ず自発的にやっているし、すること自体がおもしろいわけですから、これは遊びだな、修行

をしているのではないと。そして、10年後よりもやっぱり今が大事だという視点も、いつも頭に入れていました。野球が好きでグラウンドに出てきた子どもたちが「ああきょうはおもしろかった」と帰ってほしい、という思いです。

スポーツや野球をなにかの手段にしたいくないな、という気持ちはずっと持っています。それから、私はあまり腹を立てるほうではありません。野球はミスのスポーツですから、ミスは当たり前です。部員がミスしたとき、おれがどのように指導すればこの子はもっといい結果をだせたかな、いつも振り返るようにしています。子どもたちがうまくいかなかったのは、指導者であるおれのせいだと思うようにしています。

やはり勉強しないと指導者はダメだ、と感じます。自分の指導法を考えても、大学や大学院で勉強したことが基になっています。私は「技術」を大事にします。練習を見ていて「おお、今のよかったね」とほめたり、「もっとこうしてみて」「ああしてみて」とうるさく言ったりします。もう一方で、人間関係をうまく維持することが最高の結果を出すのであれば、どこかで生徒を叩いたらそれでおしまいだ、という気はするんですよ。

小山潤也さんの発言

自分は小学生のころから子どものキャンプに参加していました。高校生からは指導者になり、大学生のいまも年間1か月以上子どもたちと山の中でキャンプをしています。

キャンプをしていると、子どもに腹が立つことはたくさんあります。1週間もキャンプをしていると子ども同士殴り合いのけんかが始まります。自分も1週間するとかなりのストレスがたまってくるんですね。ほんのちょっとしたことでキレてしまいそうになる。仲間の指導者の中には、子どもにキレて手をあげてしまい、訴訟になっているケースもあります。でもこれは、指導者を管理する運営者側の体制がまったく整っていなかった。不備なキャンプだったんですね。それと同じようなことは、学校の中にもありませんか。

自分はキャンプの中で子どもを叩いたりはしませんし、させません。ただ、3歳児にも6年生にも同じナイフを1本持たせ、できればお箸を作らせます。だいたい3歳児がナイフを使うと手を切るんですね。血を出します。痛いんです。すると、次に使うときは痛い思いをしないように工夫しますし、そのナイフを使って他人を痛い目にあわせることもしないでしょ。使い方を間違えると人を殺めてしまうことも、きちんと教えます。

子どもたちには指導者のことをリーダーと呼ばせ、先生とは絶対に呼ばせません。同じキャンプにいるお兄さんの気持ちです。叱るときもありますけど、自分は子どもと同じ目線に立つか目線より下げて叱るようにします。小さい子であれば膝をついて、子どもの顔の高さで叱ります。手を握って叱ります。小さい子は手を握るとですね、自然とこちらの顔を見て注意を聞いてくれます。上から見ている目線ではダメで、同じ目線に立って手を握ると真剣に聞いてくれるんですね。自分は前に参加者だったとき、こういう叱り方をリーダーからされていたのでした。また、自分は子どもと触れ合うとき、相手を否定するのではなく、相手を認めるような形で接するように心掛けています。

山西哲郎さんの発言

僕はいま日本体育学会、6千人いるんですけど、その一応総まとめ的な立場にいます。この体罰・暴力問題や、学校の柔道の授業で事故死が多い問題などが起こっていますが、学会は研究者や指導者の学術的な場ですから、現場に行かないし現場を知らない、またその必要もない人が多いのです。けれども、こういう問題があると責任を感じまして、体罰の問題では「声明」を出しました。もっと多様な研究があっていいと思います。きょうは現場の先生がたのお話を聞いて、学会に持ち帰りたいと思っています。

僕は暴力をふるわれたことはありませんけど、「言葉の暴力」はやっぱりふるいましたね。筑波大学で箱根駅伝のコーチとして伴走をやったときです。最初はほめるんですよ。でも10キロ過ぎて調子が出ないと「なにやってんだ、おまえは」、そして15キロ過ぎると「もう来年は使わない」です。でもあのころの学生は後ろを振り返って、「先生、静かにしてください」と言いましたよ。だか

ら僕も「そうか」とゆっくりにした。箱根駅伝って勝利優先、マスコミと大学の宣伝でしょ。負ければ監督は辞めさせられるのですから、ああいう叱咤激励もするわけです。そういう状況を作ってしまうのですよ。

大学生のころ、外国から来たいちばん新しい本を読みますと、マラソンを走るトレーニング方法は書いてあっても、暴力とか体罰とか叱るとか、なにも書いてない。そこでその本を書いた人のところへ行って尋ねてみると、スポーツはピース、平和だと言われてですね、やはり暴力はおかしいんだと思って帰ってきたわけです。スポーツは「気晴らし」で人権の一つだというようなことを、高校や大学の授業でもっと教えたほうがいい。総合的な学問としての「体育」科が成り立っていないのではないか、と思うんですよ。

そう考えると、やはり「言葉」は大切です。僕らスポーツの世界には言葉があまりない。だから僕は、大学の授業でも言葉を書かせるんです。言葉、それが体育実技のいちばん大切なことだ、といま感じています。部活動にしても、言葉があれば、先生と言葉で対話できる間柄であればですね、体罰は出てこないでしょう。スポーツには公益性がありますから、日本体育学会も言葉で社会と対話していく必要があると思います。

西村琢巳さん（県教育委員会学校人事課）の報告

体罰の実態調査を報告させていただきます。文部科学省からの依頼・指示等による実態調査で、文部科学省に報告した内容は、先日新聞発表等も行いました。

調査対象は群馬県内の公立学校に勤務する教職員、それに児童生徒とその保護者です。教職員には、文部科学省が示す「体罰の考え方」をアンケートに同封して配布しました。体罰は「身体に対する侵害や肉体的苦痛を与える行為」だということです。調査の結果、小学校 57 件、中学校 73 件、高等学校 28 件、特別支援学校 1 件の計 159 件が報告されました。小学校は授業中、中学・高校は部活動中の体罰がもっとも多く、小・中・高とも平手で叩くが最多で、次が拳で叩く、あるいは部活動の道具で叩くでした。

教育委員会としての今後の対応ですが、基本的には体罰は児童生徒の人権侵害であるという点に立って、指導したいと考えています。さらに、管理職や一人ひとりの教職員が単独で指導している中で起こることも多いので、研修会等を利用して複数で指導したり、その生徒を職員室に呼んで単独でなく指導したりするようお願いしています。また、県教育委員会作成の『体罰に関するガイドライン』も活用してほしいと思います。

なお、西村さんの報告の中で、「生徒を職員室に呼んで単独でなく指導する」とあることについて、「職員室の先生方の目が光っている中で、それを圧力として指導することにならないか」という疑問が出され、西村さんから「単独で指導している中で体罰が起こる可能性が高いので、それを避ける方法論として言っており、決して圧力をかける意図はありません」という答えがありました。

パネリストたち 2 回目の発言から

松本さん：お話をうかがって、とても勉強になりました。教師も世の中の人もいろいろいるから社会ができているので、価値観も複数持っていないとうまくいかない気がしました。自分の考え方が絶対正しくてそれを押しつけるのでは、問題が出てくると思います。学校も一つの小さな社会だとすれば、裁判所みたいな場所があってもいい。たとえば生徒指導部で、生徒と先生がうまくいかなかったら、中立的に判断してくれる場です。

小山さん：「言葉を使えば体罰はなくなる」ということ、その通りだと思います。自分は小学校 1 年生から和太鼓をやっていましたが、あるとき強化練習で来た若い指導者が、ほんとうに細かく具体的に、言葉を使って指導してくれました。言葉でわからないところは、身振り手振りで自らの体を使ってわからせてくれました。おかげで全国大会にも出られましたし、体罰や力ではなく言葉によって自分が技術的にも人間的にも成長したと感じました。

須田さん：私は自転車競技部の顧問もしてきましたが、ロンドン・オリンピックに出場した教え子が同窓会誌に「須田先生が自主性を尊重してくれたことがとてもよかった」と書いてくれました。スポーツとはそういうものだと思うんです。これやれ、あれやれって言って成果をあげるのではな

く、やっぱり自分で練習メニューを作ったり、どうしたらいいか考えたりする。そういうのをサポートするのが顧問の役目かなと思います。

山西さん：「言葉」の前に「感じる」ということがあります。僕たちの世界は「身体」ですから、「気持ちいい」「気分が悪い」、ここから話は始まるんですね。感じたことを言葉にしていくんです。スポーツは楽しむためにある手段だと思います。だから研究にしろ指導にしろ、ベースは自分らしくやれ、自分のための自分らしいものをやれ、ということになります。体育学会といいますけど、ほんとうは楽しい「楽会」なんですよ。

フロア発言の中から

私も須田さんと同じような経験があります。あまりにひどいので生徒指導などの会議で声をあげたのですが、「これは熱心にやってることだし、これで生徒は良くなっている」といった意見が多く、非常にショックを受けました。本当に自分の価値観がグラグラと崩れるような経験でした。

15歳のときに敗戦でした。陛下のために立派な生徒になれと叩かれました。では、今は誰のためと考えると、先生は「お前のため」と言い、スポーツでは「学校のため」「郷土のため」が出てくる。子たちは体罰を止めてもらいたいと思っていても言えない。これが言える子どもにどうやってやることができるのでしょうか。

パネリストのお話にすごく共感するところが多くて、「部活は遊びだよ」なんて初めて聞きました。いままで、部活は「しごき」かと思っていました。きょうのお話で、これは取り組みがいのあることだと思いました。いま指導者の立場になっているご自身が、もっと子どものときの自分が何を求めて、何を感じていたのかということを考え、子どもの目線でやっていただけたら楽しくなるなど感じました。私たち大人が考えなくてはいけないことは、ズーッと大人の論理で走ってきて、体罰に行き着き、暴力に行き着き、死にまで追い込んでいる。やっぱりここで、体罰・暴力を受けている側の子どもはどうなんだということ、きょうのお話と絡めて皆さんで討論できたらいいなと思います。

いわゆる「ゆるい指導」「軟弱」という言い方の一方で「毅然とした形で」「一致した指導を」というのが学校現場ではよく出てきます。だから、ある意味暴力的なものを背景にした教師が「厳しい」教師で、生徒がそれに服するということがあちこちに出てくるんですね。

僕も手をあげたことは一切ありません。そういう心優しいというか、軟弱な体育の教師はいっぱいいます。でも、目立つ方がいて、それが常に問題になってしまう。これはもう戦前からの問題です。逆に言えば体育の教師は犠牲者なんですね。昭和16年から終戦までは「体練科」といって、「練っちゃう」んです。人間の体も心も練っちゃったらどういうことになるか想像できると思います。スポーツの発生を考えればバイオレンスは当たり前ですが、イギリスから教育的に利用してきた歴史があります。この本質を特に体育の先生には知っていてほしいです。

県教委が苦勞して体罰の調査をやられたことを評価したいと思います。ただ、対症療法ではなく本質的な話で進めてほしいです。PTAの役員をした学校で、バレンタインデーにチョコを持ってこないと決めた。でも、持ってきた生徒がいて、渡された子がみんなに分けて食べたので一網打尽でつかまり、立たされ叩かれた。それが教育だろうか。細かい規則を作って守らせることが教育ではないのではないかと議論しました。

小学校の教師です。子どもは、何というんですかね、言葉が届かないでなかなか思うようには動いてくれないことがあります。ついイライラ・カッカしてしまいます。でも、言葉が届くようになると子どもは自然に自分から行動するんです。私が言わなくてもそうなる。子ども自身の内面が変わっていくことが、やっぱり教育なんだなあと、きょうのお話で感じました。

哲学という話も出ました。私は、子どもが「育つ」、大人も「育つ」というのはどういうことかと、教育の本質を考える必要があると思いました。今日も、言葉ではなかなか伝わらないとか、言葉なんて問題外で直ぐに手が出る、足が出るという話がありました。そういう子どもにどうやって何を伝えるかって、本当にたくさん時間が必要ですね。教育としての本当に大事なノウハウが必要です。子どもにどうやって伝わるのか、子どもの心ってどうやって育っていくのかという部分での議論が

深められる必要があると思います。まさに、動かない子どもにも発達する可能性が十分秘められていて、そこをどう見ていくかという気持ちがないと。

閉会挨拶：瀧口典子さん（ぐんま教育文化フォーラム代表）

みなさん、ありがとうございました。根が深いですね、体罰を起こす土壌というのは。だから文化の土を変えなくてはいけない。だとすれば時間もかかることだし、ちょっと肩の力を抜いて、ゆっくり変えることを一緒にやっていければいいなと思います。そのキーワードはやっぱり「遊び」「楽しむ」かなあと、つくづく思いました。きょうの話をやったり反芻しながら、これからのいい土壌づくりを一緒にやってゆきましょう。ほんとうにきょうは、ありがとうございました。

寄せられた参加者の感想の中から

体罰は民主主義の問題だと思います。われわれ市民が主人公の世の中、それを民主主義というのですから、その主人公が体罰を受けるということは、おかしなことです。体罰を受けて、“良かった、学び合えた”ということは恐らくないでしょう。楽しく教育を受ける・スポーツをする中で人間として成長するのでしょうか。体罰の陰には、指導者の自己満足の目的なり、民主主義とは違った方向に持っていこうとする思いとかがあるのではないのでしょうか。民主主義が花開くには時間がかかります。今日のシンポのように、至るところでこの事を話し合うことが大事でしょう。

とても重たい体罰問題、自分に照らしながら聞いて胸が苦しくなるようでした。自分の中にある暴力主義と封建主義的なものを強く思い起こされました。

多面的な意見を拝聴し自らの中での見解が広がったように思えます。子どもの主体性を重視すべきということを皆さんおっしゃっていたと思います。今、教員を目指して勉強していますが、果たして将来、自分はどのような教師となるのか、不安があります。今回学ばせていただいたこと、特に「自らが楽しむ」ということを忘れずにこれからも頑張りたいと思います。

「学校教育での体罰」予防とともに「大人（子ども）の地域のスポーツでの体罰・暴言・セクハラ・パワハラ」の予防にも取り組んでいただきたいです。（報告まとめ 文責：大浦暁生・加藤彰男）
（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.54(2013年7月)より）

「保育」・「子ども・子育て支援新制度」の問題

1 「育ち合いの場」が、いま、子どもを守るセーフティネットに ～ 保育制度「改革」が何をもたらすのか～

阿比留 とき子（高崎子育て支援ネットワーク副代表）

保育制度「改革」の問題については、本誌でもたびたび取り上げてきましたが、子どもと保護者、そして保育所と保育士をめぐる状況は一段と深刻になっています。群馬子どもの権利委員会の世話人でもある阿比留とき子さんから現状と運動の様子を報告していただきました。

保育所の子どもたち

以前は保護者の大半が正規雇用だったのですが、特にここ数年労働環境は厳しくなり、長引く不況、格差・貧困の広がり、すすむ雇用破壊で、子ども、保護者の生活は危機的な状況になっています。

「育児休業を終えて職場復帰しようとしたら戻る部署がない。」

「育児休業がない職場なので生後6週間後に預けたい。」

「会社の倒産で失業したうえに社宅から1カ月以内に出るようと言われた。」

「年末に突然店を閉めると解雇された。」

と安心して働き続けられない状況が続いています。家庭では、ひとり親家庭の増加、うつ病になるお母さん、職場に行けなくなったお父さん、こういったことが子育てや家庭生活に与える影響は大きく、子どもを守る最初のセーフティネットとしての保育所、公的保育制度の拡充の課題が大きくなっています。

保育所とそこで働く保育士たちは、子どもたちが豊かな自然の四季の中で子どもらしく仲間

の中で育ちあう生活体験が出来るよう、子どもたちと一緒に、地域に見守られながら実践してきました。さらに今は、子どもたちが親の生活から受ける影響を緩和しながら、子どもが安心して遊べる場、子ども同士が育ちあう場、親同士が相談にのってもらえたり、安心してほっとできる場として、地域の親子にとっても必要な場になっています。子どもの年齢による発達を保証し、親が安心して働き続けることが出来るために、なくてはならないのが保育所です。

しかし、現状はこうした事態に逆行しています。経済不況の中で都市部を中心に保育所に入れない子どもが増え、待機児童の問題が社会で大きく報道されていますが、認可保育所の整備は進んでいません。

保育所の状況

2008年4月時点で、保育所22,909カ所、入所児童2,022,173人と毎年増加し続けていますが、公立保育所の統廃合、民間委託が進み、公立保育所(11,328カ所)と私立保育所(11,581カ所)が逆転しました。

規制緩和と市場化を進める構造改革路線は、保育の需要に対して認可保育所の整備ではなく、既存保育所の詰め込み、認可外保育施設、保育ママ、分園設置、等を受け皿として進めてきました。保育事業の企業参入容認によって営利企業の参入も目立っています。しかし内容は正規職員1~2名、残りのほとんどの保育士が非正規雇用であり、経営に行き詰って保育所経営を投げ出す、認可外保育所で死亡事故が何件も起こるなど、安上がりな保育の供給が数多く報道されています。

認可保育所の場合でも、公立、私立ともに非正規保育士が増え、派遣保育士も増えています。定員弾力化でぎゅうぎゅう詰めになった保育所で、非正規職員は労働条件が低いまま担任や責任を持たされることが多く、正規の職員は子どもだけでなく家族支援にも心を配らなければならないなどの責任が集中します。

安定した職員との関係が子どもの育ちには欠かせません。しっかりした公的責任の下で、職員が安心して働き、研修や会議が保証されることで保育の質が保たれると思いますが、現状は混乱状況です。

政権交代と保育制度「改革」

昨年(2009年)政権が交代したことで保育制度「改革」はどうかと注目し期待しましたが、最低基準の規制緩和が出され、さらに保育所運営費の一般財源化が浮上しました。

最低基準については保育の質を定めるもので諸外国と比較してもお粗末な状況なのに、自治体に任せてしまうというものです。

職員配置は今回見送られ、面積基準を都市部に限り弾力化するとしています。最低基準では寝る、食べる、遊ぶ、を1部屋で過ごしていますが、2歳未満児では子ども1人当たり畳1枚、3歳以上で1,98㎡です。2歳児は7畳で子ども6人を保育士1人で見ることになります。

規制緩和への不安、子どもを長時間狭い部屋で保育することの、子ども、保育士へのストレスが心配されるだけでなく、保育施設での死亡事故の増加も懸念されます。

子どもを守るために

私たち保育センター園では、毎年「現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める」国会請願署名を行っていますが、今年は10万の目標で取り組みました。

東京の日比谷野外音楽堂の集会には保護者も含めて270名がバス、電車で参加し、集会の様子はテレビで大きく報道されています。国会要請で群馬の議員にお願いに行く、メールやハガキで議員や「事業仕分け人」への抗議を積極的に行う、各園が講師を呼んで学習会を取り組むなどの行動を起こしました。

「全国保育合同研究大会」を2011年に群馬で実施することに決めてからは、保育の公的責任を後退させない運動と共に、群馬の幅広い人たちと手をつなぎ大会を成功させたいと、自治体キャラバンを実施しました。43自治体に訪問することができ、保育をめぐる情勢を知らせ、自治体の状況を聞き、12月議会に向けて国に対して、現行制度の維持拡充、最低基準の改善、

制度改革（直接契約、直接補助方式）反対などの意見書採択をお願いしてきました。4市5町村で意見書が採択され（趣旨採択含む）大きな自信ができました。

群馬子どもの権利委員会とは「群馬保育のつどい」でお世話になって以来、保育の中だけで動いていた私たちに『子どもの意見表明権』を教えて頂き、0歳児の這い這いから歩くまでの発達を丁寧に見ている保育センター園では、0歳から2歳までの保育の大事さが理解でき、深くとらえられるようになったと思います。いま出されている保育制度の「改革」は子どもの権利条約を守るという立場からも許しがたく、今年が正念場と考えています。

毎日の散歩、子ども同士の会話のやり取り、仲間と遊ぶ姿、仲間と子どものことで笑い合う保育士、お母さんと笑って話している保育士、そんな光景がいつでもゆっくり見える時、子どもは大きくなっていくのだと、そういう保育園でありたいと考える今です。

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.40(2010年1月)より）

2 「待機児童解消」の名を借りた、子どもの権利剥奪

～いま、国が実施しようとしている「保育制度改革」について～

阿比留とき子

いま、政府が「子ども・子育て新システム」・「幼保一体化」と称して保育制度改革を進めようとしています。保育関係者の多くが大きな危機感を持ってこれに反対を表明しています。何が問題点なのかを、改めて群馬保育センターの阿比留さんにまとめていただきました。（編集部）

「保活」「育メン」という言葉、ご存知？

「保活」は保育所に子どもを入れるために活動する親たちで、待機児の多い都市部では夜中から並んで入園待ちをしている保護者が出ています。「育メン」は育児をするお父さんはカッコイイの表現です。

少子高齢化の時代、子育てはいま、解決が急がれる社会問題になっています。

政府は「子ども・子育て新システム」・「幼保一体化」として保育制度改革を実施しようとしています。保育関係者の多くが、この制度は国に守られて発展してきた保育制度を根底から崩すものであると危機感を持って反対をしています。

「子ども・子育て新システム」とは？

旧政権のもとで進められてきた「新たな保育の仕組み」をベースに、政府は「子ども・子育て新システム検討会議」を発足させました。この制度は介護保険や障害者自立支援法をモデルにしています。

子どもの保育を受ける権利として法的に明記されている現行の児童福祉法 24 条にある市町村の責任について、新システムでは「義務」から「責務」へと変わります。市町村の保育実施責任をなくし直接契約、直接補助、応益負担が原則になります。

さらに「幼保一体化」を加えたことで、現場ではますます混乱が起きています。新システムはすべての子どもに切れ目のないサービスを保証すると厚労省が全国を回って自治体に説明していますが、その受け入れ先は最低基準を下げながら家庭的保育や小規模型サービスの拡大、市場化によって実現しようというものです。

「新システム」は2011年に法案を提出し、2013年度から本格実施するという方向を出しており、全国の自治体、保育団体から続々と反対の意見が挙がっています。

「幼保一体化」について

保育所は「児童福祉法」、幼稚園は「学校教育法」の管轄ですが「新システム」の案では、保育園も幼稚園もなくし、すべて「こども園」として新たな法律に位置づけられる予定です（ただし10年間の経過措置を検討）。

指定基準を満たしていれば営利法人も事業者として参入できる指定制度が導入される。学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO、など多様な事業主体が可能となります。

企業参入を促すために基準の緩和が進み、庭がなくてもビルの一角でも同じ「こども園」という

扱いになります。すでに学習塾や育児用品の会社（ベネッセ、ピジョン、アート引っ越しセンター等多数の企業）が全国展開を始めています。

経済優先で進めるのではなく、子どもの立場を優先して時間をかけて議論してからでも遅くはない、というのが現場の意見です。

介護保険と同じ「直接契約」について

認定を受けた子どもが保育サービスを利用し、市町村がサービス費用の何割かを支給すること（利用者補助方式）になりますが、費用負担のみで保育の実施義務はありません。

応益負担となるので、いまの貧困化が進む社会状況の中で経済的な負担増になり、本当に必要な人が利用できない状況、親の孤立化が進み子どもの虐待を増大させることにつながる、と予想されます。

時間単位でのコマ切れ保育で、集団保育の実践・発達保障・障害児の受け入れ等が低下する危険性があります。

「待機児解消のため」になるか？

待機児童の8割は3歳未満児ですが、「新システム」では未満児は「子ども園」ではなく主に「家庭的保育事業」などの「小規模保育サービス」で、ということが予測されます。

現在は単価が安く担い手が不足し広がっていないため、企業参入を促すために保育士資格要件をなくすなどの規制緩和がなされようとしています。

待機児解消はほど遠いし、保育の質の低下や密室育児が懸念されるどころです。

認可保育所の状況ですが、公立保育所は一般財源化され、民営化、職員のパート化、非正規化が進んでいます。民間の保育園も状況は同じです。保育士の労働条件が悪化しているのに、さらに「新システム」の導入で介護の現場と同じ深刻な人材不足が予想されます。

国の責任で保育制度を拡充して「待機児解消」「子どもの貧困」問題解決を

運営費として保障されていた保育園の経営は、独立採算性の事業体となり効率化とコスト削減に迫られ、良心的な施設は閉鎖に追い込まれることになるでしょう。

保育所を市場化することでの経済効果を期待しているこの国は、新システムで本当に待機児を解消でき、少子化を止め、安心して子育てできると思っているのか？ 経済優先の保育改革には「子どもの権利保障」という観点が欠落しているとしか考えられません。

私たちの団体は、保育所の待機児問題は保育所を増やせば問題なく、公的保育制度の充実で解消すると考えています。

憲法 25 条、児童福祉法 24 条にもとづく現在の保育制度こそ子どもの権利、保護者や保育労働者の人間らしく働く権利を保障するものである、と考えています。

保育運動も子どもの最善の利益の保証という観点から、「新システム」の導入に反対の署名や賛同アピール活動をしています。関係者だけでなく広範な人びとに伝え広げていきたいと思えます。

群馬保育センターでは今年 8 月 6 日、7 日、8 日の 3 日間「第 43 回全国保育団体合同研究集会」を群馬で開催することになりました。8000 人～10000 人の規模で群馬アリーナを全体会に、いくつかの大学を「分科会会場」に決め、実行委員会を結成して準備を始めています。

大会の成功は群馬の子どもの豊かな育ちを願う人のつながりや、子どもの権利保障の高まりになるだけでなく「新システム」を止める動きにもつながります。「子どもの権利委員会」に加盟しているみなさんにもぜひ実行委員会に参加協力をお願いします。

保育園は、保護者と共同の立場で子どもを中心に考え、一人一人の成長を夢中で語り喜び学び合う大人たちがいて、暗くなるまで園庭で仲間と遊び、迎えが来ると帰りたくないといふほど楽しくて仕方がない子ども達の暮らしがあるところです。どんなに経済が大変でもそこだけは変えてはいいな、それだけは守りたい、とみんなで頑張っています。経済優先で進めるのではなく、子どもの立場を優先して時間をかけて子どもたちの明日をみんなで作っていききたいと思えます。

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.44(2011年1月)より）

3 子どもの姿が見えない「子ども・子育て支援新制度」

～わかりにくく複雑な制度 当事者である保護者には現在も説明はなく～

群馬県保育問題連絡協議会事務局次長 石川芳子

2015年4月実施をめざす「子ども・子育て支援新制度」とは

2012年8月に、自民・公明・民主の三党合意により、「社会保障と税の一体改革法」の目玉として成立しました。同時に新たに「社会保障制度改革推進法（推進法）」が突如出され、短時間の審議で同時に成立したのです。この「推進法」は、公助・共助・自助の考え方を、自助・共助・公助へと大転換させる内容を持っています。児童福祉法による、自治体の責任を明確にしている公的保育制度を、「子ども・子育て支援新制度」と呼ばれるように、市町村責任が大きく後退し、あくまでも「支援」する制度として大転換させることを目的にしています。また、「市場参入を妨げてはならない（政府通達）」として、全国展開する株式会社経営の保育所がすでに登場しています。政府の産業競争力会議、規制改革推進会議などが一体となって、産業化への道を進んでいるのが実態です。このように政府の施策のどこをみても「豊かな成長が期待される子どもの姿」は見えてきません。

「危険な社会変革は、暴力によってではなく、すべて国会での法律制定によって「合法的に」行われ、マスコミの沈黙で国民にはほとんど知らされない。ひとつひとつの法律が生活を大きく変える可能性を秘めている」（朝日新聞 堤未果氏）と言われるように、県内多くの保育所関係者の意思にかかわらず、「支援法」の実施への準備が県内すべての自治体で進められています。

子ども・子育て支援新制度の主な内容は

「新制度」の適応施設として、施設型保育（保育所、幼稚園、認定こども園（4種類） 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）など、10の分野に拡大します。保育所は市町村が保育を実施し、それ以外は利用者と施設が直接契約します。施設によって基準も別々に作られるため、職員の配置や保育室の面積などが異なることになり、保育環境や保育条件に格差が生まれます。すでに本年（2014年）4月から先行実施された「小規模保育事業」（未満児の19人以下の施設）では、保育士の資格のない人も認められ、また「保育支援員」という主婦のお手伝いも認知される事態となっています。

「新制度」の申し込みは、事前に保育区分認定を受けなければなりません。子ども中心ではなく保護者の働き方で短時間保育と長時間保育（標準時間保育）に分かれます。自治体で認定証が発行され、各種施設を選択するしくみとなります。施設の利用は保護者の自己責任となり、入れない場合は入れるまで保護者が申し込みを続けることになり介護保険と同じしくみとなります。保育認定は、1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要なし）の就学前の子ども。2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもとなります。

保育料などの軽減策や自治体単独補助制度も見直しが予定されています。

このようななか私たちは現在、市町村と懇談を進め以下の点を要請しています。すべての子どもに平等な保育の実施を目指し保育の格差を持ち込まないこと。保育の利用手続き、入所の仕組み、最低基準や運営費などについて現行水準を後退させることなく維持・改善すること。保育時間の認定は、最低でもこれまで通り「8時間以上」を保障すること。県・市単独補助、保育料軽減などは維持・継続すること。障害児保育は現行水準を維持・拡充することなどです。

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.58(2014年7月)より）

4 第43回全国保育団体合同研究集会 in 群馬を開催して

～子どもの権利を守り発展させる「保育の仕事の専門性・保育所の役割」～

第43回「全国保育合研」現地実行委員会・事務局長 阿比留とき子

気持ちを一つにして合研へ

2009年6月、群馬保育センター総会で「全国保育合研」の群馬県開催を決定しました。

群馬保育センターは、いま進められている保育制度改革が経済優先で「市場化」、「企業化」の方

向に向かっていることに危機感を持ち活動をしてきましたが、「合研」を開催することによりこの問題をさらに広範な人に知らせ、子どもを守る運動をひろげたい、全国の保育関係者、研究者が集まり保育実践を交流し、子どものことを考え合う1万人規模の研究集会を創りたい、多くの人に参加してもらい、これからの群馬の子どものことを一緒に考えたい、という3つの目標をもって、実行委員会の活動をすすめました。

自治体懇談、園訪問、プレ企画と実行委員会が大きく動き出してきたときに、3・11の大震災と原発事故が起きました。その後1か月ほどは余震があり、原発事故も終息せず、ほんとうにできるのかと誰もが不安で、活動も停止状況になりました。各園でも会議をもって話し合いを続けているときに、去年の開催地・岩手の実行委員会から、「実行委員をした方から、すべて流されたので岩手大会の要綱があったら送ってほしいと連絡があり、合研が大切な思い出になり生きる励みになっている」という話や、合研での「つながり」が震災後にも生きて、連絡し合って保育を続けていることの報告を聞きました。また福島からは、「自然豊かな場所なのに外に出られず、部屋の中からこいのぼりを見ているような室内での保育が続いている。換気ができず病気が次々にでて園内に蔓延してしまう。子どもも保育士も不安定な状況で保育しているので、群馬に行って元気になりたいと思っている」等の話を聞き、今年だからこそたくさんの学びがあるのではないかと、合研を成功させ、過去に震災を経験した兵庫へと、東北の復興への願いを込めてつなげる意味があるのではないかと、気持ちを奮い立たせ実行委員会の気持ちを一つにして合研へと向かうことができました。

結果として群馬県の参加者は3390名、全国からは7531名の参加となり、困難な状況の中で開催された今年の集会の意味や意義は大きく、深く心に刻まれた集会になりました。

実行委員会の活動

第43回「全国保育合研」集会の実行委員長を山西哲郎先生（元群馬大学、現在は立正大学教授）にお願いできました。実行委員会の始まりは毎回体操と、「教育全体の（ルソーの『エミール』を引用しながらの）視点で」の発言でリラックスでき、新鮮に向かうことができました。後半になると実行委員会参加者は250人程になり、前橋あゆみ保育園のホールは熱気に溢れました。みんなで「合研」の全体像をイメージするために、前年度の「岩手合研」の映像を見る、地域や各園で「合研ってなに？」の寸劇やチラシを作り実行委員会で披露する等、繰り返し「合研」の意義や目的、仕事内容を共有、確認して進めてきました。地域や園での取り組み、「県民マラソンに参加しながら合研の宣伝をしよう」、「保護者の参加費捻出のためのバザー」、「おやじの会ができました」等の実践が実行委員会で発表されるとたちまち県内各地に次々と新しい動きが起き、楽しみながら動き出し交流も盛んになりました。

地域実行委員会の取り組み

県内を東毛、中毛、西毛に分け、地域実行委員会として地域の園を中心に活動をすすめました。東毛実行委員長に唐鎌直義先生（元専修大学教授）、中毛では深澤尚伊先生（前橋協立病院院長）、西毛は高橋弘子さん（かしの木保育園園長）にお願いし、先生がたからも学びながら活動しました。保育士を中心に地域の園や幼児施設、子どものいる場所へ訪問し署名、合研の誘い、プレ企画への参加を呼びかけました。地域に伝えたい文化や学び（保育制度の学習会、絵本の学習会、保母学校、子育て講座、荒馬座公演）をプレ企画として園や地域合同で取り組みました。多くの新しい人たちが参加し、一つ一つの企画が好評に終わるたびに充実感や達成感を得ることができ、外に出ることで他の園、施設、自治体の状況を知ることができました。

「群馬らしさ」を全国に伝える

群馬をどう伝えていくか、オープニング、開催地企画にどう生かしていくか、地域、歴史、保育内容等実行委員会で出された意見を全国実行委員会で協議し当日につなげていきました。オープニング350人の子どもたちと保育士の歌声は群馬の保育の今を全国に伝えたいという想いで、弦楽5重奏は地方の楽団として活躍している群馬交響楽団の方を中心に震災にあった方へ、平和への祈りを込めて選曲をお願いしました。子どもの歌、群響とともに全国の参加者から「感動した」、「元気をもらえた」と、たくさん感想をいただきました。

オープニングフォーラム(1日目)での東北の方たちからの震災、原発事故の体験報告に、「生きる」ということの意味、保育の仕事の専門性、保育所の役割の大きさ等を感じ、「子どもの権利」より経済優先の「子ども・子育て新システム」が制度化されようとしていることに対する不安と、最低基準があり憲法で守られている現行の保育制度の大切さを実感した感動の集会になりました。

分科会(2日目)の提案では、保育センター園をはじめ、地域の保育園、無認可保育所、過疎地の保育所、院内保育所等子どもにかかわるたくさんの事業所が提案してくれました。開催地特別企画として子どもの発達、気になる子に対する講座を設けましたが、全国からたくさんの参加の申込みがあり具体的な対応が全国の現場で求められていると感じました。「親子であそぼう」は群馬保育のつどいを生かして設定し、山西実行委員長の「はだしで歩こう」、「丸山亜季講座」と開催地ならではの企画はすべてが好評でした。月刊誌「ちいさいなかま」の宣伝隊として102人の大人の「虎舞」も圧巻でした。虎舞は荒馬座から指導を受け、西毛を中心に各園に広がっていたので、保育士だけでなく保護者も積極的に参加し踊りました。東北岩手の民舞だったこともあって東北の方にとても喜んでいただき、東毛地域では夏祭り、運動会にとまだまだ広がり続けています。

群馬企画(3日目)では「群馬の保育と保育運動」の朗読と、音楽劇「オキクルミと悪魔」をおこないました。企画に参加することで先輩たちが作り上げてきた保育内容、運動の歴史を、若い人たちが改めて学ぶ機会になり、次世代に受け継ぐことができたと思います。

「合研」の広がり、つながりを出発点として

今回の「合研」で、県内すべての自治体、教育委員会、社会福祉協議会に伺い、後援をいただいたことは大きな喜びと成果です。地域でもたくさんのつながりができました。東毛地域からはたくさんの男性保育士たちが集まって実行委員会に参加し、要員として働いてくれました。中毛地域では公立保育園がたくさん参加し、西毛では行政から参加した方に、「この制度が間違っていることがよくわかった」という感想をいただきました。

新婦人、労組、民医連等、民主団体、群馬子どもの権利委員会はじめ各種団体の皆さんの協力と暖かい連帯にも支えていただきました。「合研」という初めてのおおきな取り組みは県内各地に大きく広がり、たくさんの新たなつながりが生まれました。

この経験を通して、実行委員一人一人が育ち合い、それぞれの園は自分の園の「今」と向き合いながら保護者と共に自信をつけ、園の課題や方向も見つけ出せたと思います。

群馬保育センターの存在が県内に大きく広がったことを感じます。合研で得た広がりや、新しいつながりを大切に、今後も子どもの笑顔が輝く平和な社会をつくる手つなぎへ、子どもを守る大きなエネルギーへと発展させていけるような活動をしていきたいと思います。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.47(2011年10月)より)

5 全国保育所給食セミナーin群馬が開催されました!

はと保育園 園長 平石美奈

私たち保育センターは、2014年秋のこの忙しい時期に、給食セミナーの全国大会に取り組みました。本当は、お隣の栃木県の開催予定でしたが、諸般の都合で苦しい時の群馬頼みをされました。

2015年度から保育制度が大きく変わるという直前の大会です。運動も正念場をむかえているだろうことは容易に想像がつかしました。ここ数年「ふられた仕事は請ける」が私のモットーでした。「人より多く仕事をやらされるのは損だ」という空気があることへの小さな反発です。損得で考えるのは世知辛く心が貧しく感じます。とはいうものの、一年あるから大丈夫。群馬合研に取り組んだ経験があるから楽勝、と少し余裕でいました。やはり直前にはパニックに近い焦りを覚えました。引き受けて良かったのか?この仕事にかかりきりになって周りに迷惑をかけているのでは、という小さな後悔もよぎりました。

でも、そんな気持ちを支えてくれたのは、群馬の保育士たちのつながる力でした。オープニングの八木節は、5回も練習をしました。運動会の取り組み、11・3の東京での保育大集会、10月末の群馬県全域をまわって懇談する自治体キャラバン、その他、保育の研修が目白押しだ

った時期です。保育士の負担になるのではないかと、練習回数を削ろうかと思ったのですが、「舞台上上がるのに恥ずかしいことはできない」ということで、群馬の保育士たちはやりきってくれました。そのほかの、受付やら交通案内やらもろもろは係分担をし、各係がきちんと役割を果たしました。さすが群馬、といったところですよ。給食だけを切り取った大会ではなく、保育と一体化して考えることを柱にしました。群馬の保育と食をテーマにした各保育園の写真をパネル展示したのは圧巻でした。自分の園のパネルが上出来だと思い得意げに持込んだところ、どの保育園も工夫を凝らし、子どもたちの様子が手にとるように伝わってきました。

そして当日。どうせやるからにはみんなにとってプラスになる大会にしようと思いを決めました。2日間の大会参加者は1,000人を超え大成功しました。鈴木実行委員長が「給食という切り口は、なかなか奥が深い」と言ったとおり、給食を取り巻く問題をさまざまな角度から掘り下げました。

小児科の和田先生の貧困と医療費の問題の話は、胸が詰まる思いでした。医療費を窓口でいったん支払い、後で支給される仕組みの補助制度の場合、支払いが厳しいお母さんが子どもの受診を敬遠するというものでした。

1日目の講演やシンポジウム、2日目の6つの講座と6つの分科会と盛りだくさんの内容で、大会はたくさんの学びと連帯の気持ちに溢れました。保育士、保護者も多く参加し、みんなで食を守ることの大切さを確認しました

保育園の中での給食職員の立ち位置は多勢に無勢のところがあるのです。しかし、この大会に参加して、多くの人々の関心が給食にあるということを実感し、「頑張ってみます。」と感想を寄せてくれた20代の調理職員もいました。

学ぶことでつながっていくという体験、それは損ではない、得なのです。殺人的な忙しさに日々とらわれている保育関係者が、これからも意識的に行動していければそれがたくさんの連帯を生んでいくと思います。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.60(2015年1月)より)

6 アレルギーの子どもの支えてくれた保育所生活

ももの木保育園保護者 渡辺 千種

息子は重度の食物アレルギーがあり、卵・乳製品・小麦等を除去しています。離乳食を始めた頃から湿疹が悪化し、病院を転々としました。最初はお米にも反応があり、この子はいったい何を食べて生きていけばいいのだろうと絶望的な気持ちになりました。それまで食物アレルギーというものはじんましんが出来る程度だと思っていましたが、命に関わる大変なことだと知り、とても不安な毎日を過ごしていました。けれど食べ物が限られているのにスクスクと大きく成長し、笑顔を見せてくれる息子を見て、出来ることを考え、食べるものを工夫し前に進まなくてはと思いました。

そんな中、ももの木保育園は食育を大切にし園の方針も素晴らしいことを知り、この園でお世話になりたいと強く願うようになりました。ただ、この体質で受け入れてもらえるのか、安全に集団生活が送れるのか不安な気持ちもありました。そんなとき「こういう困っている人にこそうちの保育園は手を差し伸べたいと思っているのですよ。」とっていただき、食物アレルギーと知ってからずっと我慢していた涙が溢れ出てしまいました。

そして、念願叶い入園が決まり先生方といろいろ話し合いをする中で、最初に感じていた不安はなくなっていきました。給食はすべて除去食で対応して下さいます。なるべく皆と同じ物を食べられるよう工夫して下さい、メニューを見るだけで優しさがいっぱい伝わってきます。給食室からの美味しい香りにつられて毎日給食室を覗きに行き、メニューは何かと楽しみにしていました。

これがもし自分だけお弁当だったら、こんな楽しみもなく皆を羨ましく思う毎日だったと思います。お昼ご飯とおやつが美味しいと輝く目で話してくれるので、私も息子が通うようになってから気持ちがずいぶん変わりました。食物アレルギーだと毎日の食事が和食中心なので体に良く、この体質も個性の一つと考えられるようになりました。でも、その裏での保育園側の苦労は並大抵のも

のではないと思います。大人数の中での除去食作りはどれだけ神経を使うか計り知れません。でもそれを苦とせず前向きに考えてくださるので本当にありがたく思いました。

ももの木保育園では園内外でのお泊り保育を行っていて、登山やスキーなど沢山の経験をさせてくださいます。園外での宿泊の際は給食室を丸ごと移動するほどの調理器具を宿泊先まで運び給食の先生も泊り込んで作ってくださいました。また遠方での夏山、冬山合宿では先生方が宿泊先まで打ち合わせに行き、きめ細かくお願いしたり調味料などを送り安全に皆と同じものを食べられるよう対応して下さいました。おかげで安心して送り出すことができ、息子も楽しい時間を過ごしたようです。

毎日楽しく過ごした4年間でしたが、大変なことが起こってしまったこともありました。おやつで小麦を使うメニューの時だけ代替品を持参することになっていて、その日のメニューはホットケーキを自宅から持っていったのですが、間違えてアレルギー用ではないものを持って行ってしまったのです。それを食べてアナフィラキシーを起こしてしまいました。命を守るはずの親が大変なミスをしてしまったのです。館林市には小児の救急を受け入れる病院がないため、隣の佐野市へ搬送されました。救急車に乗っている20分が長く長く感じました。全身が真っ赤に腫れ上がり呼吸も苦しくてどンドンぐったりしていく姿は本当にかわいそうでただただ無事を祈るだけでした。救急隊員がもっとスピード上げてと言った時の自分の動揺が今でも忘れられません。到着してすぐに注射や点滴の処置を受け大事には至らずホッとしました。アナフィラキシーという症状がすごく恐ろしいものという認識はありましたが、目の前でどンドン悪化していく様子を見て改めて恐さを感じました。息子の姿を見た先生方もとても驚いたと思います。

でも、保育園側はこれを機にもっと食物アレルギーの対応を見直し、改善していこうと言ってくださり、園長先生、給食の先生、看護師さん、担任の先生と共に息子がお世話になっている群大の主治医のもとへ出向きお話を聞くことにしました。園でもその後何度も話し合いを行い、新たに見直すものとして専用の机と椅子の用意。布巾は毎日専用のもので持参する。その他オープンもアレルギー用を用意。全てのものの準備が整ってから登園するという事に決まりました。いつも十分に気をつけながら取り組んでくれている保育園に迷惑をかけてしまい、また息子に辛い思いをさせたことが申し訳なくて、しばらく自分を責める日々が続きましたが、徐々に気持ちを切り替えエピペンを打つタイミングや毎日の食事の準備もさらに気を引き締めていこうと思いました。

息子と家族を支えてくれた保育園を今年3月で卒園し、小学校へ入学となりました。小学校では除去食の対応がないためお弁当持参の毎日となります。今まで皆と同じように給食を食べていた息子にとって自分だけお弁当という状況に戸惑うのかと思うと心が痛みます。最近「アレルギーじゃなければよかったな」という言葉を初めて聞きました。大きくなっていろいろなことを感じ始めたのだと思います。けれど保育園で過ごした4年間という月日があるからきっと大丈夫。たくましく育っていつかくれると思います。先生方に命を守ってもらいながら心も体も大きく成長しました。息子のことを「命の重みと大切さを教えてくれる大切な存在なのですよ」と言って下さいました。

こんなにも温かい言葉をかけてくれる先生の元で育つ子どもたちはとても幸せだと思います。まだまだここまで対応してくれる園は少なく、周りにはお弁当を保健室で食べさせている所やエピペンを持っているが入園させてもらえないという話も聞きます。命に関わる大変なことなのでそれも分かります。けれど子どもの気持ちにもっと寄り添い、特別扱いせず出来ることを考えて対応してほしいです。未来ある子どもたちの心と体の成長のために、ももの木保育園のように安全な食材を手作りで、そしていつも子どもたちのことを温かく見守り前向きに取り組んでくれる、そういう保育園が増えていつかくれることを心から願います。重度の食物アレルギーを持った息子が私の元に生まれてきてくれたのもきっと意味があると思っています。この経験をいつか何かの形で役立てたいと思います。最後に息子と家族を支えてくれた先生がた、そしてアレルギーのことを理解し協力してくれたクラスのお父さんお母さんとお友だちに心より感謝申し上げます。

(2014年11月、第29回全国保育所給食セミナー全体会での発言)

7 アレルギーの子どもが小学校に入学して

ももの木保育園元保護者 渡辺 千種

息子は現在小学校二年生になりました。食物アレルギーで主に卵、乳製品、小麦が食べられないので、毎日お弁当を持参しています。食育をととても大切にしてくれていた「ももの木保育園」では毎日美味しい給食を皆と食べていたので、入学してからの生活をどのように感じ、過ごしているのが気になります。

入学前の話し合いで、温かい物を食べさせたいのでせめてご飯だけでもお願いしましたが叶いませんでした。危険を排除するのはもちろん分かりますが、子どもの気持ちに少しでも寄り添ってくれたらと思います。また、食中毒の心配もあるので、夏場は冷蔵庫に入れてほしいとお願いしましたが、今まで事例がないのでと断られてしまいました。同じ市内の小学校では冷蔵庫で預かり、電子レンジで温めてくれる所もあるようです。担任の先生は、給食のときの席や給食当番のことなど、きめ細かく配慮してくださっていると思います。けれど、学校としての食物アレルギー児に対する心の面への対応をもう少し配慮してほしいと思います。

食物アレルギー児が増加しているので、地域によってさまざまな取り組みをしている所もあります。月に一度だけ全員が同じ物を食べる日としてメニューを工夫している所もあるそうです。月に一度だけでもアレルギー児にとってはとても嬉しい日になるでしょう。息子は「お弁当を毎日作ってくれてありがとうって思うけど、やっぱりみんなと一緒に給食が食べたい」と言っていました。

館林市では、給食センターの建て替えの計画があります。センター方式ではなく、美味しい香が漂い、温かい給食、そしてアレルギー対応もしやすい「自校方式」を願っていましたが、センター方式に決定したようです。でも、アレルギー・ラインを作る計画もあるようなので、建設にともない、市とお医者さんとアレルギー児の親で話し合いを行い、アレルギー・ラインを作ったという形だけではなく、きちんと安全に稼働できることを心から願っています。

ももの木保育園では、アレルギー児にも他の子と同じ経験を積めるよう、いつも丁寧な対応をしてくださいました。毎日の給食やおやつ、お泊り保育も安心して経験させていただきました。子どもの気持ちに寄り添い、心も身体も大きく成長させてもらい、毎日、毎日、感謝していました。入学後は、保育園との差に悲しい気持ちになりましたが、小学校の対応は仕方がないと諦めていました。けれど、諦めるのではなく、要望はきちんと伝え、学校とコミュニケーションを取りながら声を上げていきたいと思います。息子はもちろん、これから入ってくるアレルギー児のためにも、自分でできることはしっかりやっていこうと思います。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.68(2017年1月)より)

子どもの意見表明 - 子どもをまるごと受け止める

1 子どもたちの作文と『子どもの権利条約』

～子どもたちとお母さんたちと飯塚さんが作り出していること～

石橋 峯生(世話人)

9月の世話人会で、「子どもたちの作文と、それを支える母親たちや飯塚先生の取り組みはすごいってわかるけれど、それがどうして『子どもの権利条約』なのか、その関係が分からない」という声が寄せられていると報告された。そのあたりを説明(明らかに)する必要がある。それは、同じ時(同時代)と一緒に教師であった、私の仕事になった。

ぐんま子どもの人権宣言合唱団の子どもたちが、子どもの権利をうたいます。

“学校のために僕らがいるんじゃない

僕らのために学校はあるはず。”

うたえる人は歌ってみてください。うたえない人は、2度読みかえしてみてください。

「その通りだ。」と、しみじみ思いますよね。ところが日本の学校は逆転しています。

現在の学校は、教えると直ぐテストをします。テストで優劣を決めます。中学は高校の、高校は大学の入試のためのテストを、大学は就職のためのテストをと、「人材育成」のための教育を押し進めます。…これが、日本の教育の国策です。

『子どもの権利条約』は、子どもを権利の主体と考えます。「子どもには学ぶ権利がある。理解できるように教えてもらう権利＝賢くなる権利がある。大人には、子どもを賢く育てる義務がある。」…これが『子どもの権利条約』の根幹です。

子どもたちとお母さんたちと飯塚さんの作り出していることは、この逆転の逆転を見事にやっけてのけます。国策の中にある子どもたちを、権利条約の世界に蘇らせるのです。

2011年の夏、それは行われました。世話人の小林美代子さんが参加して、感動的な報告をしています。その報告と飯塚さんの報告と、子どもたちの作文で、子どもたちの逆転劇を考えてみましょう。

小林さんはつぎのように言っています……。

旧「パン工房ハイジ」のフロアーは飯塚祥則先生と30人近い子どもたちの熱気で充ち充ちていました。午前10時過ぎ、飯塚さんと子どもたちは出会います。子どもたちも初対面です。まず、お互いに学校名や学年、名前を紹介し合った後に、自分の好きなことや、今はまっていることなども出し合い、いよいよ始まります。先生は子どもたちの心を軽くほぐしながら話を進めます。

やがて一人一人の顔の表情がにこやかになり、全身の緊張が解け始めたころ『田中の家に犬がくる』を取り出しました。「この本には、みんなと同じ小学生の子の作文がいっぱい書いてあります。これから読んでみるけど、あんまり面白くないから笑っちゃダメです。笑わないでください」などと言いながら「うんこふんじゃった」を読みはじめます。とたんに居並ぶ全員の子も子どもたちは、せきを切ったように爆笑、また爆笑です。一気にその場の空気が弾け飛び、一人一人の子も子どもたちの回りに漂っていたガードの鎖がプチプチと切れていくのがよくわかります。『田中の家……』の作文が次々に紹介され、最後に、前橋市勝山小2年高山さくらちゃんの作文を読みました。もうその頃にはどの子もみんな「作文書いてみたいな」という顔になっています。すかさず飯塚先生は子どもたちに問いかけます。

「みんなも書いてみたいことか言いたいことってあるかな？ある人は手を挙げてください。」

「ハイ!!ハイ!!ハイ!!」

座ったままの子、中腰の子、立ち上がっちゃう子、会場はざわつきます。……お父さん、お母さんに言いたいこと、お友だちに言いたいこと、先生や、学校に言いたいこと、さらには自分が今、一番はまっていることなども出されました。中でもオレもワタシも……と共感が多かったのは学校へのことでした。

「学校の授業が6時間もあることへの超不満!!」

「授業は1時間だけでいい!!」

「教室で座っているのがいやだ!!」

「学校(校舎、建物)があるのがいやだ!!」

かなり過激です。でもみんなの共感があるので、空気は軽やかで、自然体に感じられます。飯塚先生も乗っています。私など内心ニヤニヤしてしまいます。……「もっと言って!!学校はみんなのためにあるんだから、子どもたちがいやがるようなところは学校ではないよ。学校の主人公は子どもたちだもんね。」「どういう学校だったらいいのかな？みんなが楽しくって、毎日喜んで行きたくなる学校って?」……もっともっと子どもたちの声を聞きたいと思いました。

さてさて、飯塚先生の手元にはA4判の白い紙と鉛筆が用意されています。

「今、みんなが話していたようなこと、作文に書いてみたいと思う人はいるかな。他にも書いてみたいことあったら題を出してみようか。」ホワイトボードは、子どもたちの書きたいこと(題)でいっぱいになります。

子どもたちは書きはじめます。ほぼ全員がえんぴつを走らせています。しーんとした静寂の中に、

何か一筋の張り詰めた緊張感が漂っています。「息を飲むような」と言ったらちょっと大袈裟でしょうか、「壯観」と言えばオーバー過ぎるでしょうか。でもそんな形容をせずにはいられないほど、その場の空気は圧巻でした。・・・(以上、小林さんの報告)

バッタのうんこ

あるひ、バッタをつかまえてかった。

おひるに えさをかえよときたらバッタがうんこしてた。

夕がたに きりふきしにきたら バッタがうんこしゃぶってくってた。

おにいちゃんをよんで

「ほら。」

といて ふたりで

「えー。」

といた。

つぎに おかあさんをよんだら おかあさんも

「えー。」

といた。

こんな作文が届いたとき、子どもが持ってきたとき、どんな話をしているか?・・・飯塚さんは、何も書いていません。小林さんはじっと見ています。・・・大事な瞬間です。子どもの表現(心)をどう受けとめ、飯塚さんの心をどう伝えるかという瞬間です。

多くの先生は、作文で何かを教えようとします。「良く書けました」と誉めたり、「最後、大事なことを書きたしたら?」とか、「ある日バッタをつかまえた」と「虫かごに入れてかった」の2つの文にした方がよくないか?」・・・など、教えたくなるものです。この表現の見事さが子どもの見事さであることがわからないのです。

こんな事を話した世話人会を終えて、遅れて来た飯塚さんにそのことを話すと、飯塚さんは「それは、子どもの表現(心)を否定したことになる」と言いました。その事に多くの人が気がつかない。多くの教師たちも、親たちもです。頭の中では理解してもです。子どもの権利条約の理念がわかりにくいと同じです。

小林さんは、報告の最後でこんなふうに言っています・・・

「この日集まった子どもたちの誰もがみんな、特別に選ばれた子ではなく、飯塚先生とは初対面という子も多い中でのこの展開から、私は、改めて多くのことを学ばせていただきました。子どもたちと飯塚先生は顔を合わせたその瞬間からパチパチと信頼関係の火花が散るのでしょうか。一気に心を開いていく様が手に取るように伝わってくるのです。自分の存在を肯定され、ありのままを受け止めて、気持ちに寄り添ってもらえる実感が心地いいのでしょうか。対等で平等な関係性の中で自由、率直に思いの交換ができること。時には温かく励まされ、時に厳しいアドバイスもしてくれる、そんな環境の中ではそこに居るすべての子どもが安心して共感共鳴の渦の中に身を委ねることができるのかも知れません。夢中で作文を書いている子どもたちの全身から至福のエールが発せられているように感じました。すべての子どもたちにこんな出会いをさせてやりたいと願うと同時に、私たち大人は、子どもたちが本当に求めている環境作りのために力を出し合わなければと思いました。子どもたちの発するサインやシグナル、心の叫びに謙虚に耳を傾けたいと思います。」

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.47(2011年10月)より)

学校教育の問題

1 どこまで伸びる? たんぼぼの茎 - 子どもととらえた自然

群馬理科サークル 宇敷輝男

2015年5月の群馬子どもの権利委員会総会第2部で、沼田の宇敷さんが「たんぼぼ」の話をさ

れていました。本当に長く伸びるたんぼぼの茎を探して活躍した子どもたちのことを振り返っていただきました。

たんぼぼ、いろいろ

子どもたちと散歩していて、日本たんぼぼがどんどん減って、西洋たんぼぼが増えているのが気になった。理科サークルの人に教えてもらった方法で、子どもたちと日本たんぼぼを探していた。川田小の学区でも、日本たんぼぼのある場所は限られた場所だけになっていた。

「日本たんぼぼを守るためにも、西洋たんぼぼを見つけたら、根まで掘って、コーヒーにして飲んでしまおう」と言って、たんぼぼコーヒーをつくった。たんぼぼコーヒーをつくる時は、鼈甲(べっこう)あめづくりもセットにすると、子どもたちも夢中になった。あめをなめながらたんぼぼコーヒーを味わうと、本当に幸せなひとときがやってくる。

日本たんぼぼを探していたら、シロバナたんぼぼにも出会った。関西の方には、シロバナたんぼぼがたくさんあると聞いていた。片品の友人から、利根にもシロバナたんぼぼがあると教えてもらったが、自分では見たことがなかった。でも、子どもたちは、校庭の鉄棒の所にあるのを知っていて教えてくれた。また、上野(うわの)に行く道で一面に咲いているのを見つけた。利根村でも一面に咲いている所を発見した。

たんぼぼコーヒーをつくるために、たんぼぼの根を掘っていたら、根がどこまで伸びているのかも気になった。家のまわりにあるたんぼぼの根も掘ってみた。80センチぐらいまで掘ったが、ちょっと切れてしまった。子どもたちも、できるだけ長く根を掘ってきた。いままで一番長いのは、利南東小の角田恵ちゃんが持ってきた根だ。105センチもあった(98センチの所で切れてしまっていたが)。

たんぼぼのことでは綿毛がどこまで飛ぶのかも調べてみたい。

たんぼぼ探し

さて、たんぼぼの茎がどこまで伸びるのかということだが・・・

93年のころだったかな。家族で散歩していたら、材木置き場の大きな木と木の間から、茎の長いたんぼぼがたくさん出ていた。4人で競争して長いを探した。その時は、妻が一番長いを見つけた。70センチぐらいだった。その後、道端やりんご園など、たんぼぼの長いがあると、いつでも競争して取るようになった。その時、私は川田小で4年生を教えていた。妻は、沼田小で1年生を教えていた。

子どもたちに話すと、子どもたちも夢中になって長い茎のたんぼぼを探した。長いを見つけると、新聞紙でていねいにくるみ、宝物でも持つように大切に持ってくるようになった。お母さん方も夢中になった。

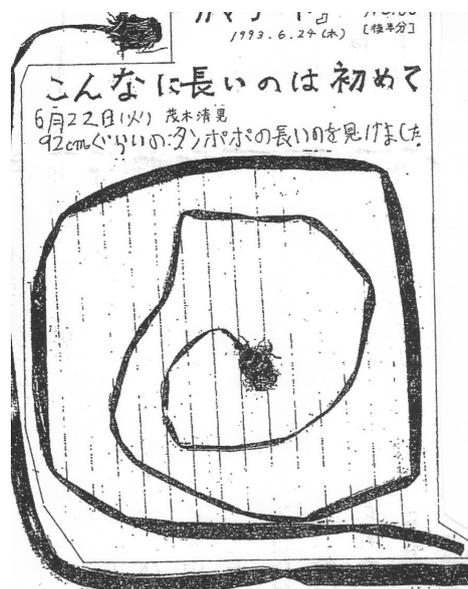
「先生、たんぼぼを見つけると、つい長さが気になって、車をとめて、見てみないと落ちつかないんです」

と楽しそうに話してくれるお母さんもいた。

その年、一番長いたんぼぼを持ってきてくれたのは茂木清晃君だ。90センチを超えるものがあるなんて、信じられなかった。生活ノートに蛇のようにとぐるを巻いていたたんぼぼにもびっくりしたが、そのたんぼぼがずっと立っているところも見たいと思った。

私も妻も子どもたちに負けないように、たんぼぼを探しまわった。87センチというのを見つけた時は、やったと思いき、思わず跳びはねて喜んでしまった。でも、90センチを超えるたんぼぼに会いたかった。

次の年もたんぼぼ探しをやった。妻は川場に転勤になり、川場でもたんぼぼ探しをやった。その年は90センチを超えるたんぼぼには、私たちも子どもたちも出会えな



った。

まだまだつづくたんぼぼ探し

また次の年もたんぼぼ探しをやった。川場小の子どもたちと川田小の子どもたちは、学区以外でも、長いたんぼぼ探しを始めていた。前橋に買い物に行くと、帰りには赤城の方に入ってたんぼぼ探しをした。片品のおじいちゃんの家に行くと、おじいちゃんも巻き込んでたんぼぼ探しをした。

そんななかで、川田小の生方幸司君が 100 センチのたんぼぼを持ってきた。まさかと思っていた 1 メートルのたんぼぼに、本当にびっくりした。お母さん方からも、

「あんなに長いたんぼぼが、本当にあったんですね。なんか信じられません」という声が届いた。

私たち夫婦も、生方君が神社の近くで見つけたというヒントを参考に、いろいろな神社を探した。1 メートルのたんぼぼは、いろいろなところで話題になった。

翌年、私は利南東小に転勤になった。6 年生の担任になった。たんぼぼの話をいろいろした。そうしたらなんとシロバナたんぼぼがプールサイドに咲いていて、びっくりした。たんぼぼの茎の長いもの探しにも、すぐに夢中になった。5 月 20 日から始めたが、23 日には、91 センチのたんぼぼを川田達也君が持ってきた。30 日には、98 センチのたんぼぼを川田正矩君が持ってきた。教室にはたくさんの長いたんぼぼが磁石でさげられた。90 センチ以上のものだけでも 10 本以上になった。そして、31 日には 1 メートル 3 センチのたんぼぼが届いた。吉野君と川田君で見つけたのだ。

生活ノートに、次のように書いている。

きょう、正矩君ちへ、遊びに行きました。たんぼぼをさがしに、ヒミツの場所に行きました。どんどんと、おくに入っていったら、2 本長いのがあって、とってみたら、めちゃながかったです。そして、はかってみたら、1 本は 104 センチでした。ちぢまぬように水につけておきました。そして、どっちが長いほうをもらうかジャンケンしたら、ぼくが勝って、もらいました。

吉野 奨

97 年の 5 月 11 日に、沼須の砥石神社の近くで、私たち夫婦は 1 メートルを超えるたんぼぼを見つけた。長いたんぼぼが何百本とあった。一番長いのは 103 センチだった。また、川場小の星野祐樹君は、家の裏庭で 105 センチのたんぼぼを見つけた。その時、3 年生だった祐樹君は、

「先生、先生、あったよ、あったよ」と言いながら走って妻に報告してくれたそうだ。

99 年、砥石神社のところは宅地として造成されてしまった。草ぼうぼうの桑畑だったので、長いたんぼぼがたくさんあったのだ。妻とも、「また、新しいところを見つけないと、子どもたちに負けちゃうね」と話し、別のところを探し回った。でも 90 センチを超えるたんぼぼも見つけれなかった。

砥石神社のところにも行ってみた。ほんの少しだけ、造成されないところがあった。かけのぼってみた。すみの草の間に、すくと伸びたたんぼぼがあった。すぐ近寄り、手をのばした。長いぞと思った。できるだけ根元からとった。近くにも、もう 1 本長いのがあった。103 センチだった。これで子どもたちには負けないと思っていた。

しかし利南東小の千明敬輔君が 107 センチのたんぼぼを見つけてきたのだ。

*

たんぼぼの茎はどこまで伸びるのか、私にはわからない。でも、まだまだ探し続けてみたい・・・と言う宇敷夫妻の笑顔はきっと子どもたちの笑顔と同じですね。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.62(2015 年 7 月)より)

外国にルーツを持つ子どもたち

1 外国人児童生徒の教育の問題と民間支援

本堂晴生 (NPO 法人 いせさき NPO 協議会 社会貢献ネット)

日本のバブル景気の時代に、企業の深刻な人手不足の緩和のため、三世までの日系人を対象に日本における就業の職種制限が撤廃されるという出入国管理法及び難民認定法（以下、入管法）の改正が1990年に行われました。これにより同年からブラジルをはじめとする南米各国などからの日系人の来日が急増し、日本に定住することとなりました。その多くが「デカセギ」のつもりで日本の生活を始め、日本語が十分ではない彼らの多くは人材派遣会社経由の不安定な就労でした。

その後、2008年のリーマンショックによる人員整理、2011年の東日本大震災の原発事故など、厳しい状況があり帰国する人も多くいましたが、その時点で踏みとどまった人たちは永住志向が強い人たちと思われま

す。一方で、子どもは親の事情で突然母国を離れ来日したわけで、その心理的負担はかなり大きく、また、日本語が十分ではない子どもにとって厳しい教育環境となります。また、1990年頃に来日した親の子どもが結婚し二世代の親となり、現在はその親の子どもが小中学校に増えています。いずれの世代も日本語能力や教育の問題を引きずったままのケースが多く、子どもの教育への影響は世代間で連鎖しています。

ここでは、1990年以降に来日した日系人を中心に子どもの教育問題と民間支援について述べます。

1. 子どもの学ぶ権利

義務教育は、保護者は子どもに学校で教育を受けさせねばならないという保護者に課せられた義務です。この義務は、日本国憲法第26条第2項に記載されています。日本国憲法は日本国民に対するものであるため、外国籍の保護者の場合は対象とならず、義務がないことになります。

一方で、国際的には日本も批准している国際人権条約により、日本にいる外国籍の子どもが就学を希望すれば日本人と同様な教育を受けることができます。

しかし、現実には日本の学校における外国籍児童生徒は少数派であり、日本語力が十分でないことや文化の違いから来る誤解などで、日本人の子どもとは異なる配慮が必要な場合が多くなります。学校現場としては、日本人生徒についても多くの問題を抱え、また、教員も多忙な中、問題のある外国籍児童生徒と保護者に対し「義務教育ではないから」ということで、保護者が中途退学を選ぶことになってしまうケースもあります。

教育を受ける権利が円滑に認められるような様々な環境作りが必要とされます。

2. 各国の学校制度・学校生活の違い

日本の小中学校の学年度は4月に始まり、3月に終わります。また、全日制であり、落第はありません。日本人にとっては当たり前のことです。

ところが、日本以外の国々に目を向けると、それは「当たり前」ではありません。ブラジル、中国、韓国、フィリピン、ペルー、ベトナムなど、落第のある国の方が圧倒的に多いのです。外国人の親は日本の小学校で子どもが落第せずに毎年進級しているので学力に問題はないと思っていたら、中学で急に不登校になり、そこで学校制度の違いに気付いたというケースがあります。

経済的に余裕のない家庭では子どもの教育に目を向ける余裕もなくなり、状況の理解が遅れます。このような背景を知らない場合、学校から見ると親の取り組み姿勢が理解できないことになります。

学校生活においても、授業参観や家庭訪問があることは日本人にとっては「当たり前」ですが、これらが無い国が多いのです。ブラジルでは保護者が学校に行くことや、教員が家庭に来るのは子どもが問題を起こしたときです。

教員や学校外の支援者は、日本の学校のことを熱心にかつ真摯に説明をしますが、一方、話を聞く外国人保護者は自国の学校の知識を基に話を聞くので認識にギャップが生じます。教員も支援者も保護者も、相手の国の違いを前もって少し知っているだけでギャップの少ないコミュニケーションを図ることができます。

違いが差別につながっていくのか、それとも自分を高めることにつながっていくのかの分岐点は、相手を相手の価値観で知るということをすれば自分を高めることにつながり、相手を自分の価値観で見るだけであるならば差別につながっていきます。自分の価値観だけで見るということは相手を知ることにならないからです。

3. 外国人児童生徒の教育で起きている問題

移動と学ぶ場所という視点で捉えると以下のような問題が起きています。

(1) 母国で生まれ途中で来日... 母国の学校で学んでいて途中で来日の場合、突然言葉のわからない国に来て大きな心理的負担を負います。また、日本は学齢主義であるので、過年齢のため中学に入ることができなかつたり、日本語力を考慮した下学年に入れられないことで厳しい環境に置かれます。過年齢及び下学年編入については、文部科学省から実施しても良い旨の考えが示されていますが、実施については自治体により差があるのが現状です。

【Aさんのケース】

7月にA県B市に来日。学齢は中学3年であるが日本語力を考慮し中学2年に編入してくれた。

9月にC県D市へ引っ越し。市教委に中学2年への編入を希望したが出来ないとのことで中学3年に編入。高校受験まで半年という厳しい状況になった。

このケースでは、A県で中学2年に就籍していればC県の転校先に学籍書類一式が送られ、A県で決めた学年をC県で変更はできませんが、来日から引っ越しまで期間が短く正式に就籍していなかった可能性があります。しかし、いずれにしてもC県では下学年編入を認めず、自治体により対応が異なる現状があります。下学年に編入ができると、日本語を習得する時間的余裕ができ、特に高校受験が近い場合は有効と思われる。

下学年編入を実施する場合、学校側から同級生などに背景や文化的な違いを事前に説明し理解を得ておくことが、本人の学校生活の慣れに助けとなります。

(2) 日本で生まれ日本の小中学校に在学... 日本で生まれた場合、母国語と日本語が共に中途半端になるケースがあります。どの言語でも良いので「考える言語」をひとつ身につけることが重要です。

【Bさんのケース】

親は日系人。子どもは日本で生まれ、日本の保育園、小学校を経て現在中学生。日本語の聞く話すはできるが、読む書くが不十分でついていけない授業がある。

家庭では母国語、学校では日本語を使い、頭の中は日本語で考えているという。しかし、漢字が小学3、4年生レベルであり、抽象概念の語彙は不足。このまま年齢を重ねた場合、考える力が不十分で社会に出ることになる。

このケースでは、学力が付いていかないまま小学校で進級し続けたという状況もありますし、そのような状況になる前に就学前の幼児期から親子で読み聞かせをするなどで「考える力」「想像する力」を養うことができているならば日本の学校で自律して学習に取り組める可能性を高められたのではないかと考えられます。

(3) 日本と母国を行ったり来たり... いずれの国の学校でも中途半端となり、学力が不十分となるケースがあります。

【Cさんのケース】

小学3年で来日し日本の学校に編入。日本語が不十分でなじめず退学し小学4年は外国人学校に在学。親の都合で小学5年は帰国し母国の学校、小学6年で再来日し外国人学校。外国人学校が倒産し、中学1年は母国の通信教育。中学2年で文部科学省の不就学児童生徒支援事業「虹の架け橋教室」を経て日本の中学校に編入し卒業。現在はNPOの学習支援を受けながら日本の高校の通信教育に在籍。

このケースでは、学校と親の理解、本人のがんばりと友人の存在そしてNPOの支援がありましたが、どれか一つが欠けると不登校・不就学に陥りやすくなります。

(4) 日本で日本の学校と外国人学校を行ったり来たり... いずれ母国に帰るからと外国人学校に在学し、リーマンショックで家計収入が減り高い授業料が払えずに日本の学校に移り、なじめずに中退し、外国人学校に戻るも授業料が払えずに不就学になったケースがあります。

【Dさんのケース】

小学3年で来日し外国人学校に入学。経済的理由で外国人学校から日本の小学6年に編入。中学

1年は1か月で退学し外国人学校へ転校。経済的理由で不就学。「虹の架け橋教室」を経て日本の中学に再編入するも再び中退。過年齢となり中学復帰できず。中学校卒業程度認定試験を目指す但挫折。友人たちが高校進学することに刺激を受け同試験に再挑戦し合格、夜間高校に入学。しかし高校2年で経済的理由で中退。

このケースでは、常に家庭の不安定な経済状況に大きく影響を受けています。

以上は移動と学ぶ場所という視点で捉えた状況問題と実際のケースですが、一方で年々深刻さを増していると思われることに心理的な問題があります。

日本の小中学校の不登校児童生徒数は12万人(2014年度 文部科学省 学校基本調査)で前年より増加しました。また、発達障害の可能性のある小中学校の児童生徒の割合が6.5%と推定される(2012年 文部科学省全国調査)など、発達障害と不登校との関連も言われています。これらに関する外国人児童生徒についての詳細な統計はありませんが、日本語力の問題、アイデンティティの問題などを抱え、経済的に不安定な家庭環境などで、これらの率はより高いと推定されます。

心の問題は子どもに限らず、親についても、貧困、離婚、日本の生活での不安定さなどで心に問題を抱えることも多く、相談しにくい内容であることから孤立し、子どもを含めた家庭が深刻な状況になるケースが見られます。

日本語が十分ではない親にとって、日本では心理専門家によるカウンセリングも通訳を通すことになり、専門家とのコミュニケーションに限界があります。

また、日本生まれの子どもが増えるに伴い、親は日本語が不十分で子どもは日本語しかできないというケースが増えており、親子の間の心の通うコミュニケーションが成り立たない家庭があります。

母語のできるカウンセリングをすることにより、今まで話すことのできなかつた心の内を親も子どもも話すことができます。

日本では母国語でカウンセリングのできる専門家は極めて少ないのが現状であり、この面での改善が望まれます。

4. 民間による外国人児童生徒の教育支援

公的な教育の手の届かないところ及び公的な教育を補完する形で、在留外国人の多い自治体では民間支援が行われているところが多くあります。

筆者が支援に関わる群馬県伊勢崎市では、NPOを中心に学校外での毎週土曜の日本語・教科学習教室の開催や小中学校の日本語教室に入っでの支援が行われています。民間ならではの学校外支援の仕方としては、多様なレベルの外国人児童生徒一人一人に、支援者が1対1で付く支援があげられます。一人一人のレベルにマッチした学習支援はもとより、学校で自分を発揮する機会の少ない彼らが1対1で向き合うことで自分を認めてくれると感じ、やる気の向上になります。

支援する中で家庭の状況も見えてきて、保護者からの相談につながることもあります。また、小学校から中学校、中学校から高校そしてその先へと、生徒の人生の流れに沿った自律支援となっています。

支援の考え方は何もかも教えるというのではなく、児童生徒が自分で勉強できる力がつくことを後押しする、そして人生の選択肢を広げることを後押しする「自律の後押し」です。

外国人親子は、高校、大学、専門学校などの学校制度や、日本にどのような職業があるのか、また、教育にかかるお金についての知識が不足しがちです。公立であれば大学まではほぼ無料で学べるブラジルやペルーの人たちにとっては、特に日本の教育費について知ることは将来の選択肢を広げる意味で重要なことです。日本の教育の仕組み、職業、教育資金についての外国人親子向け説明会を実施するなど、日本語・教科学習支援以外の情報支援も行っているNPOもあります。

群馬県からの委託事業で相談支援を行っているNPOもあります。

心理的な問題を抱えた外国人児童生徒と保護者に対し心理専門家による母国語のカウンセリングを行っています。NPOの多言語を使えるコーディネーターが学校などからの連絡で対象の児童生徒と保護者を知り、学校や家庭を訪問してそれぞれの実情を把握し、必要に応じ心理専門家のカウンセ

セラリングにつながります。

そこから見てくるのは、発達障害・自閉症などの心の病気、親は母国語しかできず子どもは日本語しかできないことによる親子のコミュニケーションの溝、経済的困窮により心の余裕を失っている親、離婚・病気による家庭の不安定さが子どもの心に影響を与えているなどの深刻で複雑な状況です。

学校も問題に取り組んでいますが、得てして外国の文化の違いによる親の考え方の違いや家庭の深い事情など、学校外のことについては把握と理解が難しい面があります。NPOによる支援ではここにコーディネーターが介在することで、学校、親子、心理専門家をつなぐことができ、それぞれによる対応を的を射たものに近づけることができます。

課題としては、母国語でカウンセリングのできる心理専門家が極めて少ないことがあげられます。群馬県にはおらず、上記のサポートは東京から二人の心理専門家に来ていただいております、回数がそれぞれ月1回と限られているのが現状です。

また、教育に関する相談を母国語で受ける電話相談窓口を運営しています。外国人の保護者は日本語力が不十分なことや平日の日中は仕事に追われ、どこに相談したら良いかわからないことが多くあります。平日夜21時まで相談対応することで、保護者は自宅から電話で相談することができます。必要に応じ電話だけではなく詳細について面談での対応、もしています。相談内容で多いのは、日本語の学習場所、進学・受験、教育資金などです。不登校や心理的な問題の場合は、先述の心理サポート事業につないでいます。

この教育相談から見てくるのは、進学・受験、教育資金など、日本の社会制度の基本知識が不足しているケースが多いことです。

心理的な問題での孤立化を防ぐこと、また、教育制度のみならず税金、年金、健康保険、病院など日本の社会制度の基本知識を持つことを促進するべく、これらの対応や基本知識をまわりの外国人に教えることのできる外国人の人材の養成講座を実施中です。またこれらの人材は日本語のレベルも高いので、日本語の教え方も学ぶようにしています。養成後は外国人コミュニティの中に日本語教室を開設してもらうことを予定しています。そこでは日本語のみならず日本の社会制度も学ぶことができるものであり、次の段階はコミュニティの中での情報発信センターとなり、また日本人も立ち寄り地域貢献のアイデアづくりを一緒に気軽にできるコミュニティカフェ機能を持つことを期待しています。

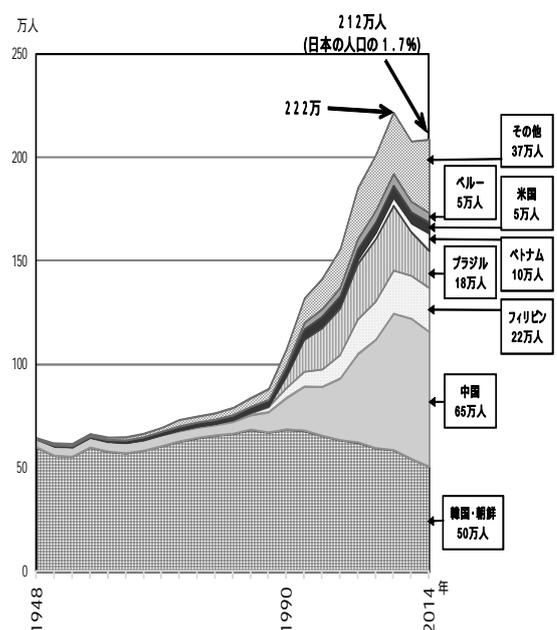
5. 結び

日本に長く住み定住志向を持つ外国人が増えている中、日本語しかできない子どもも増えているなど、定住化拡大に伴い新たな局面に入っているといえます。

一方で親の世代は日本語力が十分でなく、人材派遣会社経由の不安定な雇用から家計の経済状況が安定せず、日本の社会制度の知識も十分ではない状態が続いています。この状態は子どもに連鎖しており、その改善のためには、日本社会の中で自分で考えることができ自分で決めることができる自律の後押しをする支援を充実させ、一方で外国人を支援する外国人人材を増やすなどで自律のための人のつながりを広げることで、外国人コミュニティ自体の自律性を高めることが有効と思われる。（別紙）在留外国人数の推移

出典：総務省統計局ホームページ「日本の長期統計系列」及び法務省ホームページ「在留外国人統計」のデータから筆者作成

（「第4・5回市民・NGO基礎報告書 - 群馬」のために書き下ろし）



「子どもの貧困」の問題

1 なくそう子どもの貧困 ままろう子どもの権利

～子どもの権利の実態と貧困化について考えるつどい～

2010年9月11日(土) 群馬子どもの権利委員会も参加している「教育ネットワークぐんま」主催の「子どもの権利の実態と貧困化について考えるつどい」が前橋市総合福祉会館で開催され、約60人の市民が参加しました。ここでは紙面の関係で概要報告といたします。

経済的格差と困窮の中で

大野ゆう子さん(保育士)、平石隆則さん(中学校教諭)、船橋聖一さん(高校教諭)からの報告の中には、「保育園は小さな社会なんです。だから今起きている世の中の問題がほんとにギョッと詰まっている社会です。」「あるお父さんは、先生、子どもの進路のことも心配だけど、まず自分の仕事を探さないとどうにもならないんだよと...」「別のお母さんは「(私立)高校入試って理不尽ですね。お金のある家の子は塾にも行けて、成績がよければさまざまな優遇措置が受けられるけど、経済的に困難な子どもは塾にも行けないし特待にもかからない。」「支援を受けられる制度があるのに拒否してしまう。ここには何か経済的な貧困の問題とともに他者との関係性の貧困というものが見える。」「困難な生徒に寄り添って“支援”の取り組みに関わっていくと、それは学校の仕事の範囲を越えるといわれてしまう。」など、子どもたちが置かれているさまざまな現実や子どもたちの保護者の苦悩、保育士・教師たちの苦悩と粘り強い取り組みが語られました。

関係性の再構築・信頼の回復への道を探る

現場からの報告を受けて、横湯園子さん(元中央大学教授)から課題提起がありました。

はじめに、6月のジュネーブ国連子どもの権利委員会の様子に触れてから、今回の第3回報告の91項目全体を通して、日本の子どもたちが貧困・困窮の中でどういう問題に出会っているかが丁寧に貫かれている。クラブマン委員からは、日本のスクールカウンセラーはそういったことをカバーできるのかという質問もされた。「福祉、医療、精神保健、教育、心理といった分野の専門家が、いま日本の子どもたちが突き当たっている困難に、子どもの権利条約の考え方に立ってきちんと研修をするように」と勧告されているとも話されました。

この困難な状況にどう取り組むかについては、横湯さんが関わってこられた事例を紹介しながら関係性の再構築、信頼の回復という視点から話されました。経済的貧困が心の貧しさをもたらすとはいえず貧困イコール心の貧しさではない。けなげに生きていく子どもも多い。しかし、「支えられ感」の喪失、人間不信、あきらめや絶望、「死にたい」と言う言葉、攻撃性、医療の手が及ばない一方で、治療依存・服薬依存も心配、重篤な症状に苦慮するという状況に対して、「経済的困窮」の視点からは、生活現実を直視し、現実を理解できる子どもに。「関係性の再構築」の視点からは、語り、聴き取られることによる主体性の回復と確立というプロセスが提起されました。

後半の交流・討論では、教師、弁護士、保育士、福祉施設職員など10人の方からの発言がありました。

フロアからの発言(概要)

Aさん(定時制高校教師)

生徒たちには喧嘩や非行問題行動やらと次々に起こってくる。お話を聞いて、自分がやっている状況が「焼け石に水」のようにも思える。ただ、どんなに大変でもその水をかけ続けなくてはいけない。水をかける人が次々と横に連携をとり、かける人を増やしていかなくてはならない、そんな風に思った。

Bさん(全群馬教職員組合教育研究所所員)

貧困にどう立ち向かうか。やれることをその場でやるということではないか。現場からの報告はみなそうやっている。「協同」の仕事にも取り組まれている。まず自分からその中に入って行く。お母さんたち、そしてお父さんたちも入ってくる。でも、実践者がみんなのお尻を叩くだけではダメ。そこには文化の力、自然の力がある。質の高い文化、豊かな自然を子どもたちと共有することが大

切。今日はいろいろな階層の人たちが参加している。協同のステージに上がって、一緒にやれることからやって行こう。

Cさん(子どもの権利委員会会員)

深刻な、過酷な事例をうかがって、また先ほどの発言を聞いて思うのだが、正直に言って子どもたちの状況を「焼け石」のようにしてしまったのは大人たちではないか。子どもの権利条約が批准されて16年にもなるが、子どもたちの状況は悪くなる一方で、泣きたい思いだ。でも飯塚先生の『田中の家に犬が来る』に登場する、輝いて生きている子どもたちに、大きな勇気もらった。

Dさん(弁護士)

弁護士会でも「子どもの貧困と格差」というテーマでシンポを開く。貧困のしわ寄せ、いちばんの縮図としてそれが子どもに現われているという問題意識がある。大人が当事者として直面している問題の背後に子どもの姿が見え隠れするが、手が届かないというもどかしさを感じている。今日の話にあった「連携」に関して、背景の部分にまで関与することに躊躇があるのはなぜだろうか。

船橋(パネラー)

貧困にしても、虐待にしても、深刻だからどこまでやらなければならないのか、いったい自分はどこへ行ってしまうのかという不安がある。関わって行きたいと思ってもそれを同僚に話しづらい。そこまでは教員の仕事ではないという意識があると思う。

Eさん(教育文化フォーラム会員)

悲しい出来事が起こってしまったが、その子の本当の気持ちをじっくり聞いてやる人がなかなかいなかった。お金の問題・子ども同士の問題・進路実現の問題等々いっぱい出てきた。教師がそれを解決するって、極端に言うとそれは出来ないのではないか。乗り越えていく方法は、いかにたくさんさんの時間を子どもたちとの会話に費やせるかではないか。ちょっと勇気をだせばそれは出来ると思う。

Fさん(児童養護施設職員)

社会適応という言葉があるが、社会が責任を持って子どもを育てる。それには「施設が育てる」と「里親が育てる」の2つがある。今施設では発達障害、虐待、精神疾患などさまざまなことがある。児童精神科医がなかなかいない。群馬思春期精神医療懇話会では、精神科医に子どもたちの姿をたくさん見てもらおうと取り組んでいる。

「学校」にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを。まだまだ認知度が低い。両者が一緒に仕事ができる体制をぜひ学校に作ってほしい。県では「子どもの権利ノート」を作っている。これを真ん中にはさむツールとして子どもの声を聞くことが出来ると思う。

Gさん(保育園園長)

政府の「新システム」という保育制度改変に反対している。切り売りのような保育では子どもたちの豊かな発達の基礎が保障できない。

(文責・加藤彰男)

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.43(2010年10月)より)

2 子どもを誰ひとり見捨てない 温もりあふれる社会に

～2015年度「総会」第2部交流・討論会「子どもの貧困」の実態と支援体制を考える～

今年度の「総会」第2部も、群馬子どもの権利委員会とぐんま教育文化フォーラムの共同企画とし、群馬弁護士会の後援を得て開催しました。58名の方がたが参加され、県内各地のさまざまな団体・グループの支援活動が報告、交流されました。また、群馬県健康福祉部のスタッフ5名も参加し、市民と行政と一緒に解決の道を具体的に考えていく第一歩となる画期的な集会になりました。

基調講演：白鳥勲さん(彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表)

5年前から生活保護家庭の中学生が高校に行っていない(70%の全日制進学率)という現状を何とかしようということで、厚労省の予算で県が企画し、中学生と高校生がいる生活保護世帯と就学援助世帯の家庭訪問とその子たちの学習支援を行っています。5年前に5つの教室からスタートしました。その後、効果があるということでほとんど全市に拡がり、今年度から高校生教室が38、中

学生教室が 24、計 62 教室です。

私は、40 年間の高校の教員生活のうち、37 年間はいわゆる教育困難校で過ごしました。貧困層の子どもが来る学校でした。そして、貧困層の子どもたちとその世帯を見続けてきました。1999 年の派遣法などにより、2000 年以前と 2000 年以降の困難校の実態が様変わりしました。2004 年に学年主任をした学年では、中退しないようできる限りの指導をしましたが、201 人の入学者に対し卒業したのは 120 人でした。81 人がいなくなりました。その 81 人の世帯の状況は次のようです。

親が正規労働ではなくなった。貯金のない世帯がほとんどである。シングルマザー・シングルファーザーが多い。

子どもたちはどうでしょうか。2000 年以前はその学力は小 6 から中 1 でした。今はどうか。算数の学力でいうと、小 2 から小 3 です。一言で言えば、「底抜け状態」です。「自己責任の世の中」になり、結果的には、親からの支援を受けにくい子どもたちにいろいろ矛盾が収斂するのです。

「全国学力テストの分析」はいま私が支援している子どもたちを説明するのに適しています。このテストの結果で唯一使えるのは「学習状況調査」(きめ細かい調査)です。ここに書かれているのと逆の生徒に私は接しているのです。

埼玉県社会福祉課から頼まれてやっていますが、私たちは「善意のボランティア」ではありません。私も給料(20 万円ちょっと)をもらっています。ボランティアで運営するというのは本当に難しいです。国なり県なりが財政的に保障することが必要です。

読売新聞に連載した「支える つなぐ」に書いたものを紹介します。

日々の生活で、親が何気なく行っている子どもへの「ごく普通の世話焼き」が、いかに大切なものなのか。貧困家庭で育つ中高生に学習支援を行う活動をしてきて、そう実感している。…

…我々の学習教室で一对一の対応を大事にしているのは、教育効果が高いためだけではない。

「自分だけ」に眼差しを向ける大人の存在を、彼らが絶対的に必要としているからだ。…

生活保護家庭の中学生を支援する活動をしてきて、子どもたちの変わり様に驚くことが幾度となくあった。そして、子どもの成長には、「甘えられる大人」「頼れる大人」の存在がいかに大切かを、この子たちから教えてもらった。…

…しんどい環境を健気に生きてきた子たちは、支えを得て、甘えたり頼ったりすることを学ぶと、ぐんと大きく成長する。高校や家庭で、周囲の人を支えるまでに強くなった卒業生たちが、それを教えてくれた。

支援した子どもたちから、お礼などの手紙・文章をたくさんもらって本当にうれしく思っています。

講演への質疑応答から

Q 行政からの支援は簡単には得られないのではないですか。

A 埼玉県社会福祉課に「反貧困」「生活保護」について非常に頑張っている方がいました。福祉部として、なにか「有効な政策を打ち上げたい」という思いがあったこと、ケースワーカーの人と連携できたこと、そして、現場で苦労した、資格のある人が関わったのがうまくいった理由と思います。

今年、生活困窮者自立支援法ができました。任意事業ですが、国から半額の補助が出ます。埼玉県では 39 の市の内 38 の市で実施しています。

Q 家庭訪問を必要とする子どもたちをどのようにしてつかんで、対応していますか。

A 生活保護世帯に最初に案内するのはケースワーカーさんです。ケースワーカーさんがいろいろ調べ、説明し、生活保護世帯から同意書を提出してもらいます。次に、ケースワーカーさんと我々で家庭訪問をします。今年からは、準要保護ということで就学援助も、教育委員会を通じてということですが、行われることになり、幅が広がります。

Q 何名ぐらいで白鳥さんの団体は事業にあたっていますか。

A 70 人です。全県に 6 つのセンターがあり、1 カ所 10 名余ということになります。

意見交流・討論

Aさん：筑波大学大学院の2年生です。北関東信越コースミーティング実行委員会に入っています。「子どもの貧困対策推進法」に基づいて、市や県が子どもの貧困への対応をしっかりと形にするよう求めるためです。私はあしなが育英会から奨学金を借りています。小学校3年の時に父親を亡くしまして、第2人と母の4人家族の生活でした。経済的に困難でしたので、学校生活や部活などで苦しい思いをしたことも多々ありました。劣等感を持った高校生活でした。負けず嫌いの性格もあり、勉強だけは何とか頑張って大学に進学しましたが、奨学金で大学を卒業することができました。高校の時の奨学金90万円と合わせて570万円の奨学金を借りています。来年の4月からは群馬県の高校の教師になる予定です。自分の経験を生かしながら、教育に携わりたいと思っています。

Bさん：貧困によって十分な学力が得られないということがあるので、手をかければしっかりとした学力を身に付けられるということですね。私の定時制高校6年の経験でも同じことが言えると思います。中学校の時に手をかけられなかった生徒が、定時制高校ではきちんと学び卒業していきます。中学校の時に手をかけられない状況をもう少し知りたい。教師の目が進学とか学力テストとかそういうところに行ってしまうと、手をかけるべき生徒に手をかけないというようなことがあるのではないのでしょうか。

Cさん：邑楽・館林で「子育てネット」をやっています。白鳥先生のお話は非常に感動的でした。子どもが豊かに育つためには、国の前に地域社会があり、地域社会の前に自分たちの住んでいるところがあるのだと思っています。深谷で障害者の施設のお祭りがありました。足利では子どもが主人公で、子どもが企画する行事がありました。「子どもの権利条約足利」というものもあります。そういうさまざまな活動から学んだり、「紡いでいく」ことも必要です。

Dさん：高崎の学習塾「HOPE」の代表をしています。講師が18名、事務的なことを手伝う人が1名、生徒が12人で、学習指導をしています。今年度で4年目になります。地域でどのように組織を作るかということの大切さに同感です。群馬県ではその点で非常に遅れている。埼玉県とは大きな差があると思います。これは「格差社会」の表れであり、住んでいる人たちの地域をどのように作っていくかの考え方の違いではないのでしょうか。子どもを最優先に考えていく必要があります。若者を育てなければならないのです。

Eさん：「太田女性ネット」の代表をしています。ボランティアの任意団体で、一人親のお子さん、外国人のお子さん、不登校のお子さんに無料の学習指導をしています。食べ物にも困っているお子さんもいます。貧困の格差はつくづく深刻だと感じます。白鳥さんたちのような仕組みを作る必要性を感じます。県内にも無料の学習塾はいくつかあります。皆さんのご支援をお願いします。

Fさん：前橋協立病院で小児科医をしています。健康格差を問題にしてきました。群馬県では15歳未満は医療費無料という全国一の制度があります。親が国保を滞納していても子どもは問題なく医療を受けられます。しかし、教育のところではいろいろと問題があると思っています。それで、無料塾をやる必要性を感じ、いろいろ模索しているところです。

群馬県健康福祉課Aさん：前半の講演を聴いて、いろいろ考えさせていただくことがあり大変勉強になりました。各担当でそれなりの取り組みはしてきましたが、子どもの貧困という切り口で、新たに子どもの貧困対策推進に関する計画を立ち上げようとしています。教育委員会や民間の皆様の協力を得ながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。ただ、県のやることですので、予算とかの関係もあり、すべてやれるかどうか難しい点もあります。

群馬県健康福祉課Bさん：行政と連携していくうえでの前提条件があります。生活困窮者自立支援法の事業では、委託を受けるためには法人格を有していることが必要です。任意団体という位置づけでは委託を受けられません。今年度はすでに済んでいます。来年度に向けてでも、担当部局に気軽に相談していただきたい。子どもの貧困対策推進法もできています。この法律では、学校が「プラットフォーム」になると位置づけられています。その他いろいろな制度が出来ています。皆さんの積極的な関わりをお願いします。

Gさん：沼田から来ました。子どもたちが、学校が楽しみでやって来る、学校で楽しめるということが大切だと思います。ここ10年ほど「たんぼぼ」の収集・観察・展示をやっています。このよ

うな簡単なことでも、子どもたちはいろいろな発見をし、学習します。そして学校が楽しくなるのだと思います。最近頭にきたことがあります。教員の評価の自己申告の欄に「困難な目標を1つ入れなさい」というのができたのです。そんなものが目標になるのでしょうか。

Hさん：館林で「フードバンク」の活動をしています。食品があつたらもう少し気持ちが楽になるのではないかという方が結構います。シングルマザーの方で病気があつたりすると仕事がなかなか見つからないのですね。見つかっていても非常に低い賃金です。子どもの面倒を見る時間はないし、とにかく食べ物があるとうれしいと言っています。寄贈していただける方から無償でいただいて、必要とされる方に無償で配っています。直接渡す場合と間に人が入って間接的に渡す場合があります。利用同意書が得られないために残念ながら配布できない方もいます。

Iさん：前橋で「ヤング・アシスト」という活動をしています。中学を卒業し、児童養護施設や自立援助ホームを退所した後の子どもたちの面倒を見ています。社会経験が乏しく、頼れる大人が身近になく、孤独を抱えながら日々生活している若者たちが気軽に立ち寄れる居場所「ひだまりサロン」を開いています。私たちにとっても、中学の間に将来に向かってスタートできる基本を作ってもらえるとありがたいです。中学を出た後では子どもたちを元に戻すのがなかなか難しいのです。

Jさん：群馬弁護士会に所属しています。日弁連で子どもの貧困問題を担当したことがあります。今日の皆さんのお話を聴いて、それぞれがその地域でできることをいろいろやっていることに元気づけられました。子どもの支援が必要だとわかっていながら、なかなか具体的・有効な活動ができていないのが実情です。貧困の連鎖を食い止めるという視点から見ると、子どもの学習支援というのは1つの切り札かと思います。そして、その支援は早いほうがいいですね。小学生から始める必要があります。一部の労働環境は、派遣などにより、ますます悪化し、子どもの問題もますます深刻になっているとしみじみ感じています。

（記録：若林孝範（ぐんま教育文化フォーラム）、まとめ文責：加藤彰男）

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.62(2015年7月)より）

3 子どもを誰ひとり見捨てない 今、私たちに出来ること

～2016年度「総会」第2部交流・討論会～

午後の第2部企画は、今年度もぐんま教育文化フォーラムとの共同で、交流・討論会『子どもを誰ひとり見捨てない。今、私たちにできること 「子どもの貧困」対策と支援をさらに進めよう』を開催しました。県内各地の学習支援活動関係者、医療・福祉関係者、現・元教職員、行政関係者、県・市町議員、研究者、一般市民など95名が参加しました。

2年続けて「貧困家庭の子どもの学習支援」の問題を取り上げていますが、子どもの貧困や格差の問題が深刻化するなかで、多くの子どもたちが、まさに「待たなしの状況」に置かれており、この1年間のさまざまな活動の中で見えてきた課題を交流し、「貧困の連鎖」を断ち切るために、また、持続可能な対策や支援をさらに進めるために、何が必要か、そして、行政との連携をどのように進めるかなどが話し合われました。

はじめに、「学習塾 HOPE」の高橋さん（高崎）、「おおた女性ネット」の宗像さん（太田）、「ひろせ川教室」の深澤さん（前橋）、外国につながるのある子ども対象の教育支援「未来塾」の本堂さん（伊勢崎）から、この1年間の取り組みや課題の報告を受けました。

5年目を迎えるNPO「学習塾 HOPE」は、子どもたちが住んでいる地域で教えてあげたいと、松井田、安中、吉井、倉賀野、玉村にも教室を開設して、中学生を中心に高校生の支援も始めています。入塾は無料で、貧困家庭の子どもたちを優先して1対1の個別指導を原則にし、可能な限り同一の講師が指導を受け持つようにしています。子どもたちの自主的な学習や人間的な成長を促し、保護者も含めた相談活動にも対応するよう配慮しています。

NPO「おおた女性ネット」の無料学習会は3年目を迎えます。ひとり親・不登校・外国人などの小・中・高の子どもたちが学んでいます。教科の学習に加えてコミュニケーション能力を高めるようなワークショップも行っています。また、フードバンク「三松会」と連携して毎月1回食品の配

布をしています。今年度から太田市の貧困世帯への学習支援委託事業を受けました。

群馬中央医療生協の取り組みとして前橋市の広瀬小学校区で開かれる「ひろせ川教室」は、地域の小学生を対象に今年2月にスタートしました。昨年度の白鳥勲講演で無料学習支援の重要性と緊急性を痛感した深澤医師の呼びかけで準備を始めました。市教委や地域の小学校との話し合いも丁寧に行い、学校を通して対象世帯へ案内を配布して、15人前後の子どもたちが参加しています。医療・福祉専門のスタッフにとって学習支援は初めての取り組みで、毎回、新しい問題にぶつかりながらも、元教員のボランティア・スタッフの助言などを得て前進しつつあります。

伊勢崎市内で外国につながるのある子どもたちの教育支援を続けているNPO「Jコミュニケーション」は、伊勢崎市教育委員会の委託事業なども受けて、市内小中学校内の授業や日本語教室での支援と、校外での「子ども日本語教室：未来塾」などの取り組みをしています。未来塾では、学習言語としての日本語力不足への対応とともに教科の指導も重要な支援となり、1対1の個別指導が必要となっています。外国人世帯では保護者の日本語力不足、文化・習慣の違いや不安定雇用などから貧困と教育問題の世代間連鎖が起こりやすい。また、保護者の母国と日本との移動の事情によって、子どもたちは日本語ができないために勉強が分からない、自分のアイデンティティーが分からなくなるなどで、年齢相応の学力が身につかず、不登校・中退になったり、教育制度の違いから不就学になる可能性が高いなど、子どもたちの背景には困難な状況があるのです。

共通して抱えている課題

支援スタッフ・講師の確保

子どもたちの中には、学習面だけでなく精神面や生活面でもさまざまな困難を抱えている者も増えていて、1対1での支援・指導がどうしても必要になっていますが、それに対応できる数のスタッフを集めるのがなかなか大変な状況です。学生ボランティアも大きな力を発揮していますが、近頃は経済的な厳しさも増してアルバイトのほうを優先しなければならないといった状況もあります。現役時代に培った専門的な力や貴重な経験を生かせる多様なシニア層の積極的な参加が期待されています。

安定的な財政の確保

子どもたちの「待ったなし」の状況に対して「無料」で支援するわけで、安定的に運営することが必要ですが、これを財政面で支えることが非常に難しい。補助金・助成金・寄付金集めに必死で駆け回っているのが実態です。「支援スタッフにせめて交通費だけでも出せれば・・・」という発言もあります。実情に見合った国や県・地方自治体の柔軟な対応・支援が強く望まれるところです。

行政との連携

今回の企画に県および県内市町の関係担当者合わせて11名が参加してくださり、行政サイドのこの問題に対する姿勢がうかがえます。今年3月には「群馬県子どもの貧困対策推進計画」(平成28~31年度)が策定され、12市すべてで、すでに事業を進めている、あるいは取り組みを進める方向を出しています。町村部については県が関わって指導などを行う仕組みになっていますが、今年度、最大で10カ所の学習支援事業を検討しているとのこと。また、これらとは別に内閣府・文科省・厚労省・日本財団で事務局を構成している「子供の未来応援基金」について県の担当者からの紹介もありました。しかし、の財政面での課題と重なるところですが、行政サイドでは「子どもの貧困対策推進法」や「生活困窮者自立支援法」などに基づく関係省庁の基準や予算の枠などによって、民間サイドで取り組まれている事業が望むところとの適合性に難しい点があります。草の根の取り組みの実情を知ってもらう意味でも、県や自治体に直接相談していくことや、民間サイドのつながりをさらに広げ・深めて行政との意見交換の場を作るなどの取り組みが効果的と考えられます。

県内各地に広がる支援の取り組み

意見交換の場では、県内のさまざまな取り組みや課題、率直な思いなどが交流されました。

福祉の面から子どもの貧困・生活困窮者支援として始め、子どもの学習支援へと入っていった。自分たちの立ち位置が、福祉からなのか教育からなのか分からなくなる。生活保護や要支援世帯の

子どもをと言われて、差別にならないかとも思った。行政のほうも福祉と教育委員会で距離があるように感じる。子どもたちのために高いところから見て欲しい。(安中自立支援「まなびや」)

給食カフェをしている。給食メニュー380円、コーヒー150円で。子どもたちが「自己肯定感」を持っていないのが問題。勉強ができなくても「こんないいところがある」と言ってくれる先生を増やして欲しい。(子育て支援カフェ)

館林の子ども食堂を紹介したい。母親大会の運動と学校給食無料化の署名運動に端を発して、学校給食自校方式を求める運動から、貧困世帯の子ども学習塾、そして子ども食堂を始めた。市民の力で、子どもが「阻害されていると少しも感じない」学校・市政を作っている愛知県犬山市の教育から学びたい。(邑楽・館林子育てネット)

僕たちは「体験」という視点から取り組んでいる。「子どもの貧困」という言葉を、子どもたちの自然体験や生活体験の乏しさという問題と関連させて捉えた。学習支援・貧困対策も幅広い視点で見られるのではないか。いろいろなことに挑戦して少しずつでも成功体験を積み上げることが大切。児童養護施設でボランティアをしてきたが、子どもたちが求めていたのは学習ではなく「話相手」だった。信頼できる大人に子どもたちが出会えること、人と人をつなげる仕事をしたい。(NPO「あかぎの森ようちえん」)

外国につながるのある子どもたちの指導をしている。私の母国は子どもをちゃんと見てなかったのだから、犯罪の多い国、生活がしにくい国になっている。子どもたちがきちんと育つことが本当に大事。日本人であれ外国人であれ、一緒に地域で生活している、日本に対して力になっているのだから、差別してほしくない。また、移民者として、もう私は外国人だと思っていない。地域の人として支援の活動をしている。外国人世帯の多くは核家族で、仕事に出かけ夜遅くて、仕事を休むとすぐクビになる。子どもを見てもらえる、支援してもらえるととても助かる。(Jコミュニケーションの指導員さん)

いろいろな活動を聞いて刺激になった。新しい話を聞いた。こういった活動の情報を貧困家庭にどうやって届けていくかが重要。まだばらばらだ、一元化された情報が届けられないか。行政の方も来ているので、ある程度まとめて届ける手だてを考えてくれるといいのでは。(小学校教師)

人間の良心、優しさが根底にあって、たくさんの方が活動されていることに感動した。人間ってすごいな。だが一方で、このような活動が盛んになっていく裏返しで、教育行政が、あるいは貧困に対する政策が本当に貧しいのだなとつくづく感じてしまう。前橋市内で5つぐらい「寺子屋」というのが始まった。貧困家庭の子どもたちの支援と思うが、全校生徒にチラシが配られ希望者が参加している形なので、行ってほしい家庭の子どもが参加していないなどの課題もあるようだ。厳しい現実を前にこのような活動も大事だし、こういう思いをしながら活動しなくても子どもたちが大切にされる行政を作らなければいけない、両面を大事にしたい。(中学校教師)

私の大学にはボランティアセンターがあり、福祉系の大学なのでさまざまなボランティア活動の募集がきている。学習支援に関しては、自分が教えられるだろうか、どう関わられるだろうかといった不安もある。顔の見える関係が作られれば学生としても一番行きやすいので、ぜひ募集に来てください。(大学生)

教職経験者の出番かなと思う。中には40年近くやってもう燃え尽きたという人もいる。学校はそれくらいハードな仕事だが、やはり私たちの出番と思う。退職教職員の会で宣伝して指導者として協力できればいいと思う。貧困の連鎖は社会問題であり、どこかで止めなくてはならない。いろいろなボランティアの取り組みが分かって来たが、本来は行政が中心になって取り組むべき課題だと思う。民間と行政が協力できるいいシステムができるといいのだが。(退職教職員)

シルバー世代として貧困の問題に何ができるかと考えて参加した。大学で教えていた。科学的に、学問的にものを見る基本を養うことが、断片的な知識より大事。入試での学生を見ているとその辺がおざなりのような気がした。狭い意味での中学・高校の学習はほとんど忘れていたが、その基本的なところを指導するというニーズがあればと思う。(元大学教師)

放射能から子どもを守る運動から始まって地域づくりのさまざまな活動をしている。子育て支援

もしているが、いろいろな相談を通して「孤立」の問題がある。貧困の問題は表に出にくい、一番口にしにくい問題である。子どもたちともさまざまな活動をしてきたが、子どもたちと高齢者のつながりの大切さを感じさせられた。おじいちゃん、おばあちゃんの言葉で、親とは違う言葉で声掛けしてくれることが、子どもたちの力になる。地域をつなぐということが大事になってくる。(Annaka ひだまりマルシェ)

群馬県「子どもの生活・学習支援事業」6か所実施(2016年7月現在)[県・健康福祉課資料より]

群馬県が実施する生活困窮家庭の子どもたちへの支援が、各地のNPO法人への委託事業として、現在以下の6か所で具体化されています。対象はすべて「中学生」です。

吉岡町会場(吉岡町文化センター等): 毎週木曜日 19:00-21:00

玉村町会場(まちなか交流館スマイル): 毎週水曜日 18:30-20:30

東吾妻会場(中之条町・コミュニティハウスひまわり): 毎週土曜日 13:00-17:00

利根郡会場(会場・日時など未定: 応募者の希望を考慮して進める予定)

東邑楽会場(明和町中央公民館): 毎週木曜日 17:00-19:00

大泉町会場(ぐんまみらい信用組合の建物2階): 毎週金曜日 18:00-20:00

(まとめ文責:加藤彰男)

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.66(2016年7月)より)

4 子どもをひとりぼっちにしないために・・・

～「ひだまり子ども食堂」スタートへ(1)

NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ 今村 井子

はじめに

結婚を機に、それまで勤めていた神奈川県立学校の教師を退職し(女性にとって教職は権利や給与、条件などとても恵まれているので、管理職はじめ同僚の先生方にさんざん寿退職は珍しいと冷やかされましたが)、群馬県碓氷郡松井田町に転居してきた。そして、早いものでもう13年もの月日が流れた。13年前はまだ「碓氷郡松井田町」であったが、その後「平成の大合併」が日本全国で巻き起こり、松井田町住民の9割近くが合併に反対していたにもかかわらず、「安中市」と合併。碓氷郡の名称はなくなり、「安中市松井田町」となった。しかし、実際は、人口4万人の旧安中市に2万人の旧松井田町が吸収合併された形となった。

そして、今年が合併10周年として、さまざまな催しが開催されている。しかし、その中にこの10年を振り返るような企画はない。この「新生安中市」の10年はいったいどんな10年だったのか?本当はそこを振り返ることに、これからの10年の方向性があるのではないだろうか?

また、5年前に起きた3・11がもたらした放射能問題に安中市がどう向き合ってきたのかも振り返ること抜きには考えられないといえないだろうか?

市政と市民。暮らしと政治。いつのまにか大事なことが「人ごと」になっているこの国で、せめて自分たちの町を自分たちで何とか出来ないか、とママたちが集まって立ち上がった「NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ」も、この11月で3周年を迎えることになった。

走り続けたこの3年をどう見るかが、これからの課題を明らかにすることだといえるのかもしれない。前置きが長くなったが、この3年間の歩みから「なぜ、子ども食堂に至ったか」について明らかにしていきたいと思う。

「苦しんでいるママたち」との出会い

3年前から、子育て支援の一環として「あんなかミニ・ファミリー・サポートセンター」を実施している。これは群馬県の補助事業として行った子育て支援事業の一環だが、基本的には非収益事業と位置づけられた「自治体事業」である。20数年前に厚生労働省が打ち出した「ファミサポ事業」は、共働き世帯の増加と共にニーズが激増。現在、市町村700カ所以上50万人以上のファミサポ会員が子育てを支えあう活動に参加している。しかし、群馬県では、12市で安中市だけが実施して

いない。そのため、困っているママ世代の私たちが、なんとか自分たちの NPO で「ファミサポ事業」が出来ないかと始めたのが、県の補助事業の「ミニ・ファミサポ事業」だった。ちなみに、立ち上げ資金の 300 万円超のうち 150 万円は県が、残り 150 万円は自分たちの自己資金となり、市からの応援は一切得られない中でのスタートだった。そして、この赤字部分は未だに焦げ付いたままである。そんな苦しい運営ではあったが、実際「ファミサポ事業」をはじめてみると要望や需要があり、実績数は徐々に増えていった。またその中で、さまざまな子育て相談をママたちから受けるようになった。

残業や休日出勤など、様々な事情で、子どもを預けたいと相談にくるママたちは、たいていいろいろな不安を話していかれることが多い。

「自分の子育てがこれでいいのか」「気になる子どもの様子は自分のせいではないのか？」などである。そして、それぞれに話を聞いていくといろんな家庭事情についても伺うことになり、その中でママたちがたいへんな状況にあることが垣間見られるようになった。

特にひとり親のママたちの悩みは深刻だった。「DV でやむを得ず離婚することになり、その調停中」だったり、「子どもがまだ小さいのに働かなければならず、でも、子どもと一緒に遊ぶ時間もない」など。そして、仕事探し。やっと就職したと思ったら、仕事が無くて出勤日が少なくて収入減となり、また即就活、などだ。

そして、収入のこと。子育てにある程度時間がとられることや急な休みを取らなければならないとなると、収入の確保できる仕事に就きづらいのだ。

実は、この私も息子が 1 歳を過ぎたころ、ハローワークに一時期通ったことがあるが、そこで強く聞かれたのが「子どもが熱を出したら見てくれる人はいますか？」という質問だった。子育て中のママは働いてはいけないと暗に言われているみたいで、非常に腹が立ったのを今でも忘れられない。

そんなママたちの声を聞きながら、暮らしぶりに接するようになって、ここで何かできないか、・・・と考えさせられるようになったことがきっかけだった。また、社会では折しも「子どもの貧困」が社会問題になっており、子どもを支えるとは、その家庭に目を向けることではないかと思いい、「地域で子育て」の基本を「地域で支える形」として何か考えられないかと思いついたことでもあった。

「食でつながる」・・・「ひだまり子ども食堂」開催

何かできないかと、いろいろ思いめぐねていたころ、東京で拡散している「子ども食堂」の取り組みについて聞く機会があった。そこには「食でつながることの楽しさ」や「わいわいがやがや誰も集える食事」があり、これは良いかもしれないと思った。

そこで、2016 年 1 月東京で実施された「子ども食堂シンポジウム」に出席し、多くの地域で立ち上がっている子ども食堂の話聞き、このひだまりマルシェで出来る形を模索し始めた。地域それぞれでいろいろな形の子ども食堂があつて良いこと、そしてその地域に合った形で実施することが大事なのだと強く思った。

但し、どの子ども食堂もほとんどが資金難。無償のボランティアさんとカンパや食材無償提供に支えられている。

さてどうしたものかと思っていたが、子ども食堂を始めたいとフェイスブックで告知したところ、即座に 5 人のボランティアさんが集まった。そして、新聞社 4 社が、ほとんどおしらせをしない中であつたのに、「子ども食堂ブーム」のせいいかどしどし取材に来て下さった。そのおかげで「記事を見たけれど、食材を届けたい」「カンパしたい」などの申し出が多くあり、これまで 3 回「ひだまり子ども食堂」を開くことができた。そして、3 回とも総勢 30 人以上の大人や子どもたちでわいわいがやがや、賑やかに食事を楽しみ、笑い、遊び、すてきな居場所になっている。来て下さったボランティアさんが「とっても楽しかった。またぜひ来たいです」と言って下さることに手応えを感じている。また、困難さを抱えているご家族も「楽しかった。お米、食材の配布も助かります。月 1 回の子ども食堂を支えに頑張れます」と言って下さることに、必要性を実感している。そして、

地域で独居の高齢者の方にも声をかけたところ、「いつもひとりぼっちの孤食で、味気ない食事をしているが、ここ来ると子どもたちの楽しそうな声を聞いて食事が楽しい、心もお腹もいっぱい」と話して下さった。子どもも、大人もいっしょに味わい楽しめる場所、それが「地域で子育て」ではないのだろうかと思っている。

広がらない・・・「温度差のある大人たち」

しかし、「ひだまり子ども食堂」は、すでに定員いっぱいになり、問い合わせや申し込みに応えられなくなっている。

安中市には小中学校で350人もの就学援助を受けている子どもたちがいる。他にも子ども食堂は必要だし、まず知ってもらいたいと市議にチラシを配りに行ったが「協力をお願いするのはだめ」と議会事務局からストップがかかった。はたまた、教育委員会にチラシ配布をお願いしたところ、「子どもの貧困は福祉だから」と教育長からお断りがあった。いったいどこから子どもたちを守ることが出来るのか、自分たちの仕事範囲じゃないからと大人たちが線引きして、目の前の子どもを守れるのか？ はなはだ疑問だった。

しかし、いいこともあった。地元の校長先生がチラシを自ら「夏休みだから」と要保護のご家庭にポスティングに持って下さったり、食材の寄付に来て下さったりしてくれた。「自分の出来ることはやるから」と協力的だ。

「ひだまり子ども食堂」がスタートして、まだ半年も経っていないけれど、小さな事からまず始めればいいのかも说不定。それがきっと確かな歩みにつながるに違いない。今はそう信じている。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.67(2016年10月)より)

5 子どもをひとりぼっちにしないために・・・

～「ひだまり子ども食堂」スタートへ(2)

NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ 今村 井子

はじめに

前回のレポートで、ひだまり子ども食堂を始めるに至った経緯やひだまり子ども食堂に集まる子どもたちや家族、地域の方かたの様子について書かせていただいた。

始める前も始めてからも、いろいろな反応があった「ひだまり子ども食堂」だが、なんとか半年続けることができた。これもひとえに心のこもった手作り料理を毎回作ってくださるボランティアのママたち、カンパや食材を提供して下さった、地域のみならず全国の皆様のおかげだと思っている。いうなら、市民の力だけで、ここまでたどり着いたということかもしれない。日々成長している子どもたちの厳しい現状は「待たなし」の状態であり、それを見過ごせないと思った大人たち自らが動き出し、それが全国300カ所までにも増えた「子ども食堂」ブチブームとなったといえるのではないだろうか。

新聞やSNSのメディアにも、今回は助けられた。「新聞を見て～」や「ひだまり子ども食堂のFBを見て～」といった面識のない方がたからたくさん連絡が入り、支援の輪が広がったからだ。

子どもたちが夢を抱き、未来を自由に描ける将来を保障することは社会の責任だ。そしてそれは言わずもがなの大人の責任でもあるのだ。「ひだまり子ども食堂」を始めるにあたり、私自身がその当たり前に気付かされたきっかけにもなったといえるかもしれない。

「子どもたちにとっての安全安心」は、「変化に気づける、風通しの良い地域」からつくられる

13年前、松井田町に来ていちばん驚いたのが地域の子どもの元気な挨拶の声だった。地元ではない「よそ者」である私に、通りすがりのどの子も元気な挨拶をしてくれた。都会から来た私はとてもびっくりし「人とのつながりがごく当たり前にあるんだなあ」と、地域の人付き合いの心地よさを感じたのを覚えている。

しかし、大阪池田小事件をきっかけに公立学校での「不審者対策」が加速する中、挨拶運動は様変わりし、この片田舎である松井田町にもその変化の波が押し寄せた。挨拶が印象的な地域だったはずが、息子が小学校に入学した今から8年前には、挨拶を自分からする子どもは激減していた(と

いうより、ほとんどいなくなった)。あまりの変わりように疑問に思った私は、当時の校長先生に話しに行った。以前、私が印象的だった「子ども自身が自ら進んで挨拶すること」がほとんど聞かれなくなったのは、何か原因があるのでしょうか？と。すると、当時の校長先生は即座に、挨拶について指導が変わったと説明して下さった。それは、「知らない人には自分から挨拶しないように」となったからだろうと話しをされた。不審者に目を付けられないように(余計な接点を作らないように)知っている人には自分から挨拶をしても良いが、知らない人には向こうから挨拶されない限り自分からはしないようにという指導になったと。校長先生は私に、「だから、保護者である親から子どもたちに進んで挨拶して欲しい、それなら子どもたちは安心して挨拶を返すことができるから」とおっしゃった。その場での私は「そうでしたか、だから子どもたちは挨拶を自分からしなくなったんですね」とだけ答え、挨拶をしなくなった原因は指導が変わったことにあったのだと納得したことを伝え、その場を離れた。

しかし、その後何ともいえない「違和感」を覚えた。不審者とは「知らない人」なのか。犯罪の現場では、「知らない人」より「知っている人」からの暴力や犯罪の事例も多いことをどう考えるのか、考えれば考えるほど心の中に抑えきれない矛盾が巻き起こった。「人格の完成」を目指し、教育の理想を追い求めるはずの学校教育の中で、子どもたち自身が自分以外の他者とどう関係を築いていくのかがとても軽々しく扱われているようにも感じたからだ。「人間への不信感」を先に教える(植え付ける?)ことは、本当に正しいのか。今、この時期に必要なのか。

確かに、犯罪から子どもが身を守る術を学ぶことは重要だ。しかし、「知らない人には挨拶をしない」ということで、本来、こどもたちの内面に育みたい「信頼」「助け合い」といった人としての温かいエネルギーまでが失われていくことにならないか。二の次にされないか。どこか横に追いやられるようなことになりはしないか。また、挨拶が失われることで、子どもたちを育てる地域や大人たちが、他者とどのような関係を作りながら、地域で暮らしていくのか、といった心の交流のイロハまでも、触れずに、学ばずに過ごしてしまうような気さえた。

余りにも代償が大きいように感じたのは私だけだろうか。

支える・支えられる 助ける・助けられる

前段が長くなったが、子どもたちの安全安心を考えることは、ただ単に犯罪から遠ざけるための対処療法「不審者対策」では真の解決にならないのではないかとということである。

たった一人の人間の人生でも、さまざまな事情で憎しみをため込んでしまう時期もあるかもしれない。気持ちが悪く感じてしまうこともあるだろう。ましてそれが子どもであれば、自分ではどうしようもない環境に傷ついているかもしれない。どうしようもない孤独のただ中にいるかもしれない。だとしたら、そういうときこそ、だれもが支えられる、助けられる、または助ける、支える仕組みが必要ではないだろうか。もし子どもたちが「誰かを傷つけてやりたい」と思うまでの絶望をもったとしよう。そしてそれがくい止められるとするならば、それを思うようになるずっと以前に、子どもをあたたかく見守り支える、助け合う関係が地域に根付くことが大事なのではないだろうか。大人のだれもが自由に意見を言い合い、出し合える自由であたたかな、そういう場が地域にあること。その中で、子どもたち自身が自分を安心して表現でき、どこかに居場所を見つけていくのではないだろうか。十人十色の子どもたちが、多様な人間が出会い、互いにぶつかり合い、理解し合い、共に歩む場所があることが、結果的に人を支えるのではないだろうか。

みんなで作り上げる「ひだまり子ども食堂」のおもしろさ

月1回の「ひだまり子ども食堂」だが、毎回ワークショップや読み聞かせ、生演奏などの「お楽しみ」やイベントも盛り込んでいる。お料理も出汁をとることからはじめるなど、スタッフさんの下ごしらえにも力が入っている。月1回の取り組みに、多くの方のあたたかな思いが詰まっており、準備から片付けまで、毎回結構な手間と時間を割いて行っている。

しかし、実行委員のみなさんを見ていると、みなさんにはどこにも義務感や気負い、負担感が無い。「嫌々やっている」感がどこにもないのだ。むしろいつも積極的、当日もてんやわんやの大騒ぎだが、いたって楽しそうだ。それはきっと充実した時間をひとりひとりが身をもって楽しんでいる

からなのではないかと思っている。一人のスタッフさんからこんな感想が寄せられた。「普段、食べられることを当たり前で思っていたけれど、子どもたちの「いただきます」「おいしかった」の声や様子に普段の自分を振りかえり考えさせられた。食べることの有り難みをいつの間にか忘れていた」と。

「ひだまり子ども食堂」が、一方的に誰かを支える場でなく、互いに満たされ支え合う、フラットな場であることが大事ではないかと思っている。

そして、このような主体的な活動が地域で大事に育まれること、増えていくことが地域で暮らす人々にとって何よりのセーフティネットになっていくのではないだろうか。

これからは地域に生きる大人たちひとりひとり、全員が、何らかの地域作りに関わっていくことが必要なのだと思う。老若男女はもちろんのこと、障がいを持った人、LGBT、国籍や主義主張も多様で良い。だからこそ、すべての人がどこかで安心でき、前を向き、自分の役割や人生を全うしようと思うのではないだろうか。

そのきっかけとして「ひだまり子ども食堂」がこれからも続いていけるように、小さい取り組みだけれど、大切にしていきたいと思っている。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.68(2017年1月)より)

地域の諸活動

1 「放射能から子どもを守ろう安中の会」から「NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ」設立へ 今村 井子

昨年(2012年)は、「放射能から子どもを守ろう安中の会」としての活動報告を、『パートナー通信』51号・52号に掲載していただきました。一市民として「放射能」を問題にし、活動することの困難さなどの報告をさせていただいたのですが、一方でこの『パートナー通信』に書かせていただくことで、私自身が自分の課題を整理し、前に進むエネルギーをいただいたことに、まずお礼を申し上げたいと思います。「書く」という行為のありがたさを改めて再認識させていただいたように思っています。

「放射能から子どもを守ろう安中の会」をより発展させ、前に進めるために

この1年間「安中の会」では、市への除染要望をはじめ給食の放射能検査や、国への「被災者支援法」への働きかけ、放射能関連の上映会や学習会など、さまざまな取り組みを駆け足で行ってきました。その中で、市民の皆様いろいろな形で協力していただき、支えていただき、意見や要望もいただきました。そして、これらのことを通して改めて考えさせられたことは、3・11以前の生活を振り返る中での、さまざまな「気づき」でした。

子どもたちを健やかに育てたい・・・親なら誰もが思う願いですが、いざ自分たちの周りを見回してみると、食の安全や環境問題、いじめや体罰などの教育問題、子育てのしにくい社会、政治・・・どれ一つ取り上げても、子どもたちを取り巻く問題は山積し、3・11以前から厳然と存在しているということ。私たちの抱える問題は、放射能だけではないのではないか。

「NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ」設立へ

そこで、「安中の会」で中心になって活動していたママたちで話し合いを重ね、「食も、環境も、教育も、地域でつながり問題を解決していけるような場所を作ろう」と、「NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ」を立ち上げることになりました。

また、放射能の問題を取り上げないわけではなく、むしろ NPO という公的な役割を担う市民団体を作ることで、「放射能問題」も今後もきちんと取り上げていこうということになりました。

そこで、いったん3月で、会員や市民の皆様には「安中の会」の発展解消を総会で説明させていただき、新たな「NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ」へのご協力をお願いすることになりました。

松井田商店街の空き店舗を「人が集う手作りカフェ」に

私が住むこの安中市松井田町は、5年後(平成30年)には高齢者人口が全人口の3割以上となり、一方で子ども人口は1割になるという、少子化を伴う超高齢化を体現している地域で、松井田商店街でも年々、空き店舗が目立つようになっていました。

そこで、この松井田商店街にコミュニティスペースを作ることで、町にさまざまな世代の方が集うきっかけ作りをするという取り組みを始められないかと、空き店舗を探し始めました。喫茶店が1軒もない松井田商店街で、軽食やお茶を飲みながら会話の弾む「町の縁側」的存在になることを目指したいと、大家さんのご理解をいただきながら、ドラッグストア跡地の店舗の改修をなんとか終え、11月ようやく「手作り感満載?カフェ」の開店にこぎ着けることができました。

とにかく資金ゼロでのスタートなので、会員の持ち寄り金や、カンパのお願い・・・自分たちができることは自分たちでと、店舗内のペンキ塗り、床のモルタル塗り、などなど皆さんの協力でできあがったカフェと言えるかもしれません。

みんながカフェに集い、助け合える、ほっとできる場所をつくりたい

現在は、地域の方がたの話を伺ったり、さまざまな方がたのニーズを拾いながら、「地域に根ざした活動」を目指して活動しているところです。

先日は松井田町の区長さんが、この地域支え合い体制づくりの応援をするよと、連名の署名を市に提出していただくなど、ありがたいご協力もいただき、少しずつですが、動き出している予感があります。

群馬県の各市で、児童館もない、ファミリーサポートセンター事業もないのは、安中市だけです。まず地域の中で住民ができることを探っていきたいと思っています。

もっと、気軽に土日も、夏期休業中も子どもが集まれる場がほしい、子どもだけでなくいろいろな人が集い、自由に楽しめる場があればと思います。

高崎のNPOでは、毎日居場所作りのイベントを企画することで、高齢者も障がいを持った子どもたちも、不登校やニートの方たちも集い、参加できるような取り組みが始まっています。「認知症カフェ」などの名称で、気軽に立ち寄れる場を作ることで、家族への負担軽減の企画作りもしています。この安中でも、そのような居場所作りを目指したいと思っています。

NPO法人 Annaka ひだまりマルシェで、夢を実現したい

3・11以降、これからのコミュニティの大切さを実感し、子育て不安も、高齢者問題も、食の問題も、安全安心も、普段から顔の見える地域だからこそ助け合い、乗り越えられるのではないかと考えています。

息子が3歳の頃、同じ3歳の松井田町在住のお子さんが虐待事件で亡くなるという悲しい事件がありました。何とかして、助けられなかったのかと、今でも同じ地域に住む母親として忘れられません。それが、私の活動の原点と言えるかもしれません。「もう2度と・・・」という気持ちでいます。おそらく、高齢化の波は日本全国どこでもさけられないことですが、この地域作りが全国の動きに波及できるくらいのパイロット的役割も果たせたらなんて、夢みたいなこと(たとえば子どもたちでペンキぬりなど)考え始めました。私の実家のある神奈川県平塚市に住む母も、体が不自由な中、なんとか自宅で生活していますが、もし平塚にもこのような市民が気軽に立ち寄れるコミュニティスペースがあればなあ、と思うこともしばしばあります。

そのためにもいろいろな方のニーズや意見をいただく機会をつくり、進めていきたいと思っています。私自身もこれからの安中市をもり立てながら、皆さんの力を集め「地域のセーフティネット作り」につなげていけたらと思っています。

正直なところ、自分がこういった活動をスタートさせることになるとは夢にも思わなかったですが、3・11以降、地域の問題を地域で解決し、乗り越えるためのさまざまな地域の役割を考えたいと思ったのも事実です。忙しさを理由にせず、きちんと日々のことに向き合い、考えることを大切にしたい。それは、子育ての問題、高齢化の問題、根っこは同じではないかと思うのです。私自身の反省でもあり、息子たちに今の大人としての姿勢を見せたいという気持ちも大きいです。

数年前、ふと考えました。自分のこれからの人生は、私が生まれてきた意味が最大限に生かせる

ように、「社会のためになにができるか」考えて生きようと。

でも、私一人の力では何も始まらず、無力です。そこで、大人としての夢(未来の社会を、子どもたちに胸を張って手渡せる社会にしたい)に向かって、楽しみながら活動しているところです。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.56(2014年1月)より)

2 「Annaka ひだまりマルシェ」を世話人会で訪れて

大浦暁生

商店街のまん中に

くもり空の2014年7月10日木曜日、私は石橋さんの車に乗せてもらって朝9時40分に前橋を出発し、松井田の「Annaka ひだまりマルシェ」に向かいました。県内の自治体訪問が前年度で一段落し、今年度の方針が地域との交流に重点を置くことになったのを受けて、世話人の今村井子さんを中心の一人として最近その活動がめざましいこのNPO法人を訪問し、交流を深めながら、世話人会もすることにしたのです。

だが、事前調査が不十分で、私も石橋さんもひだまりマルシェがどこにあるのか正確にはわかりません。JRで行く人は信越本線の西松井田10時47分着に合わせて迎えが来るといっているので、それまでに西松井田に行くことを目指しましたが、松井田の町に入ったところでもう10時45分。やむをえず旧道の商店街を進み、「安中市松井田支所」の看板を見てとっさに左に折れ、支所で尋ねることになりました。でも、わかるだろうか？

そして、みごとにわかりました。支所の受付嬢は地図のコピーをくれ、「少し古いから出ていませんが、ここです」と赤い丸をつけました。なんと、いま来た商店街のちょうどまん中、いい場所です。駐車場もすぐ近くにありますが、と受付嬢は笑顔で教えてくれました。

放射能問題から子育て全般へ

「Annaka ひだまりマルシェ」は、3・11を契機とした「放射能から子どもを守ろう安中の会」が出発点です。やがて放射能問題だけでなく食の安全などにも関心を広げ、2012年11月には映画『モンサントの不自然な食べ物』の上映を行ったりしました。そして昨2013年6月、子育て全般への活動を目指して、暖かみのある現在の名称に改名。11月にはNPO法人の認可も取って、新たなスタートをきりました。

心強いのは、商店街のまん中に活動の拠点ができたことです。空き店舗を改装して、昨年11月にオープンしました。入って左とその奥に、10人あまりの人たちならゆっくり話し合えるスペースがそれぞれあり、入って右には「ひだまりカフェ」という名のカウンターバーがあって、カレーライス、スパゲティ、コーヒーなどが楽しめます。おいしいものを食べながら語り合う、考える

こんな楽しいことはありません。

地域と結びついて

私と石橋さんが着いたとき、集合時間の11時を10分ほど過ぎていました。世話人は加藤さん、小林さん、藤井さん、と予定の人がみな来ています。マルシェからは、代表の神戸(旧姓岡崎)るみさん、農家の山田秀一さん、カフェのマスター永井雄二さん夫妻、それに途中から看護師の佐藤美保さんが2歳の娘さんを連れて参加しました。今村さんは権利委員会とマルシェの両方に属しています。自己紹介から話し合いに入りました。

山田さんはこの土地で16代続いてきた里山の農家ですが、有機無農薬の農作物を作っています。野菜はもとより、しいたけ、それに米までもです。農産物が地域で循環すればいいと言います。子どもたちのためにも何かできることはないかと考えて、マルシェでの農産物の流通に行き当たり、昨年11月加入しました。

神戸(当時は岡崎)さんは高知の出身ですが、原発事故のいちばんの被害者は子どもだと訴えて、地域に入っていました。「放射能から子どもを守ろう安中の会」には、たちまち90人が集まったと言います。とくに子どもは内部被曝を受けやすく、食べ物の問題には敏感になったそうです。「地域を変えるのはよそ者、わか者、ばか者、と言いますからね。私たちはばか者じゃないですけど」

とだれかが言って、みんなを笑わせました。

こだわりのメニュー

食べ物といえば、マルシェにはひだまりカフェといってランチや飲み物を出すコーナーがあります。お昼の食事のために、みんな思い思いのものを注文しました。私はマスターお勧めの「平飼い地鶏のチキンカレー」(750円)です。出されたものは一見ふつうのカレーですが、鶏肉を一切れ口にして驚きました。これがチキン？ ウソでしょ。この奥深いまるやかさはまさしく牛肉、ビーフのものではありませんか。

マスターの永井さんにきいてみると、いかにもひだまりマルシェらしいこだわりがありました。鶏は土を踏ませて飼った地元産のものを使い、ガラ(肉を取った残りの骨など)を2時間煮出して黄金色のスープを作る。玉ネギをじっくり炒め、10種類以上の本格スパイスを加えて、黄金色のスープといっしょに肉を3時間半煮込む、というのです。しかも、米は山田さんが作った有機無農薬のもの。地域と自然への強いこだわりが明瞭に見えるのです。

永井さんは吉井町の地鶏ラーメン店「自給屋」で修行した本格的な自然食系のシェフですが、メニューにはほかにも「はつらつ豚のキーマカレー」「特製豚丼」(以上3品はテイクアウトもできます)など、こだわりを感じさせる品が並んでいます。コーヒーもひだまりカフェのオリジナルブレンドでした。

人と活動の広がる輪

「Annaka ひだまりマルシェ」の活動はますますの広がりを見せています。すでに、山田さんたちの「西毛農民連」による季節の野菜が常時マルシェで販売され、子どもの一時的預かりや買い物代行などの生活サポートも始まりました。毎月最終土曜日に「ひだまり土曜日」を開いていますが、7月26日は商店街の七夕祭りに合わせて、午前中の朝市のほか、かき氷やこどもクジ、大人にはビアガーデンといった夕市を出すといいます。

一方、放射能問題などを学習するイベントの企画も精力的に実行しています。7月19日(土)には「ヒマワリからの報告」と題して杉内清繁氏がグリーンオイルプロジェクトについて松井田文化会館で講演しますし、9月14日(日)には、元NHKリポーター堀潤が監督した日米原発事故のドキュメンタリー映画『変身』の上映と監督トークショーが高崎市総合福祉センターで開催されます。いずれも主催はひだまりマルシェです。

こうした多彩な活動によって広がってゆくのは人と人とのつながりの輪でしょう。その広がりによってまた活動の輪が一回り大きくなる。そしてそれが子どもたちを守り、大人たちの心を豊かにしてゆくことにもつながるのです。「Annaka ひだまりマルシェ」では会の活動を支援する賛助会員を募集しています(年会費3000円、連絡は027-384-3131)。私も会員になろうと心に決めながら、帰途につきました。

(群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.58(2014年7月)より)

3 おはなし配達人 花岡麻子さん 今日のお届け先は...

会員の花岡麻子さんは、ご自身を「おはなし配達人」と名づけて読み聞かせなどの活動をされています。いつも『パートナー通信』へお寄せいただくお便りに、活動の様子が記されていたので、昨年(2013年)12月2日、編集部・加藤がおはなしのお届け先へ一緒させていただきました。

元気にペダルを踏んで坂道を登っていく生徒たちに混じって、心地よい朝の冷気を楽しみながら前橋市立富士見中学校(富澤勝則校長)へ向かいました。今日のおはなしのお届け先は同校の特別支援学級です。

初冬の陽光がやわらかく差し込む教室には、絵や粘土・クラフト作品などが飾られていて、生徒たちの日々の生活の様子が思い浮かべられます。いまこの教室には情緒障がいや知的障がいのある生徒5人が通っています。

8時20分、始業の挨拶のあと、花岡さんのおはなしがスッと始まります。

すりはする なにをする

するりする うりをする

谷川俊太郎の詩が2つ、「すり」と「たそがれ」。軽やかなリズムに乗った音の繰り返しが生徒たちの耳へ心地よく入っていきます。

つぎはなぞなぞをします。いちばんうえの字を気をつけて聞いてね。

ひかるほしは

とおいそら

でも ぼくはうみにいる

書かれたものを見ればすぐに分かりますが、耳で聞いて音の記憶をたどるので、その楽しさがどんどん膨らんでいきます。和田誠の『ことばのこぼこ』からのなぞなぞを3つ。

思わず笑い声がこぼれる楽しい音の空間の次は「音のない世界」へ。『ぞうのボタン』（上野紀子）と『りんごとちょう』（イエラ・マリ、エンゾ・マリ）という、2冊の言葉のない「絵だけの絵本」です。花岡さんは、5人の様子を見ながらゆっくりとページをめくってゆきます。絵本の世界が静かな教室に広がりだしていく感覚です。

そして、最後は素話『歌うふくろ』（スペイの昔話）。母さんからもらった珊瑚の首飾りを泉に置き忘れた娘と大きな袋を持った老いぼれ乞食のハラハラ・ドキドキのお話でした。

あっという間の20分間でした。そのあと、校長先生、読み聞かせに参加している星野紀子さんからお話をお聞きしました。

校長先生：朝読書もしていますが、一日を落ち着いて始めたいですね。大きな学校ですから、まず支援教室から始めてみました。みんなお話を聞くのを心待ちにしているんですよ。感受性の強い子どもたちですから、一人ひとり受け取り方は違って、とてもいいみたいです。地域の方がたとの連携を強めるということも大切なことと思います。11月には「前橋学校フェスタ」でうちの生徒が小さな子どもたちへの読み聞かせもやりました。

星野さん：今度は中学校ということで構えてきたのですが、反応は小学校と同じで目がキラキラ輝いて、本当に元気ももらっています。知っているお話でも読み手が違くとまた面白いんですね。『わんぱくだんシリーズ』やいもとようこさん（絵作家）など自分の好きな本も読んでいます。

♥中学校支援学級読み聞かせの会について

花岡麻子

この会のはじまりは、校医の歯科医の先生が新しく赴任された校長先生に、中学でも読み聞かせが出来ないだろうかと話して下さったことがきっかけでした。この歯科医の先生は小学校でずっと読み聞かせを続けてきた方で、ご自分のお子さんが卒業した後も読み聞かせの楽しさにひかれてずっと続けておられる方でした。それからもう一つ、この新任の校長先生が前任校でお母さんたちに呼びかけてそうした実践をはじめていらした方でした。

そのうえ、私は前から中学生にこそ、実のある読書、自分の生き方を模索しているこの人たちにこそ、読書からそのヒントを得て欲しいと願っている者でした。

この3つがピタッとあわさって、まず支援学級からと始まったのでした。本当に幸運でした。

私はやみくもにつっ走るほうなのですが、事務局長役を引き受けてくださる仲間が「少しづつ」とうまくブレーキを掛けてくださるおかげで、ゆっくりではありますが、良い方向に向かいつつあると感じています。

来年度にはこれを少しづつ広げて、1年生だけにでも実現できるよう読み手をふやしていきたいと考えています。

人生の難問に初めてつきあたる思春期に、生きる力とヒントをきつと与えてくれる優れたヤングアダルトの本に切に出会って欲しいと願っている一人の大人として、そのキッカケの一つになって欲しいと思っています。

生徒さんたちはどう感じているのでしょうか。

私は年齢が生徒さんたちと60年近く離れているせいか、また、ほとんど、詩を読み、素話を語るせいか、その反応が良くわかりません。このごろやっとその場の雰囲気柔らかく感じられるか

な、という程度です。

他の読み手の記録を見ると、集中して良く聞いてくれたとか、素直に絵に反応してくれた、また、絵本の世界を楽しんでくれた、などと書かれています。生徒さんたちが楽しんでくださっているのは確かなようです。すぐれた絵本や語り継がれた物語は年齢を選ばないものです。朝のひとときが楽しい時間になることを願いつつ、続けてゆきたいと思っています。

私は今は、保育園にでかけて、年長さんにおはなし（素話）とわらべうたを届けたり、乳児とそのお母さんにわらべうたを伝えたり、遊んだりしています。

小学校では「詩は楽しい、おもしろい」と知って欲しくて、詩の朗読、暗誦と素話を持って、それぞれ月に一度4校へでかけています。

詩をなぜ読むようになったかということ、文庫を開いていらした先輩（小林茂利さん）からすすめられたからでした。取りかかるまでには長い時間を要しましたが、実際に読んでみると、これがとても気持ち良いものなのです。小学校での読み手のお母さんの中にも、詩を読んでくださったり、絵本になっている詩の本を子どもたちに読んでくださる方も、少数ではありますがいらっしゃいます。

わらべうたは、私がもともと歌が好きということもありますが、わらべうたには先人の知恵が豊かに込められていて、外に出た脳といわれる指先を、遊んでいるうちに（訓練ではなく）よく動くようにしたり、知らず知らずのうちに物の名前や人間の体の部分を覚えたりすることができます。昔話と同様、子や孫世代に伝えてゆきたいと思っています。

富士見町内の中学生に読んでみたい、あるいは小学校にでかけて子どもたちと絵本を楽しみたいという方は、私が仲介役になりますので、私にご連絡ください。中学校の部は私に、小学校の部は私から各小学校の読み聞かせのグルーブへおつなぎすることはできます。

電話と住所を記しておきます。

ごまめ文庫 花岡麻子

電話 027-288-6141 住所 前橋市富士見町横室888-6

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.56(2014年1月)より）

4 協働して、安心の子育て～沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会

昨年（2012年）の12月22日（土）前夜の雪が薄っすらと残る静かな町並みを見ながら、沼田市保健福祉センターへと向かい、会場の機能訓練室に入ると、もう30人を超える若いお母さんたちが、沼田特産のリンゴのようなほっぺの子どもたちと一緒に集まっていました。4人のお父さんの姿も見られ、みんなで子育てをという温かい雰囲気にも包まれていました。

私たち取材班が訪問したのは、「沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会」（以下「子育て支援ネット」という）主催の講座「子どもとアレルギー～おそれず、あせらず、悪化させず～」です。

この講座を中心になって企画運営しているのは「母乳育児サークルおしゃべり会」や子育てサロン「あかふうせん」のみなさん。乳幼児の子育てで心配なことの一つがアレルギーの問題です。

講師の多田香苗先生は、講演の冒頭、私たち取材班の参加に関連して、子どもの権利条約第24条「到達可能な最高水準の健康の享受ならびに疾病の治療およびリハビリテーションの便宜に対する子どもの権利」とりわけ「子どもの健康及び栄養、母乳育児の利点などの情報提供、教育、援助」についての紹介をしてくださいました。

そして、ホワイトボードに書かれた3つのキーワードは「傷つけない・傷ついたらすぐ直す・適切な栄養」。小児科専門医・日本アレルギー学会専門医である多田先生は、「小児アトピー性皮膚炎」「食物アレルギー」「小児ぜん息」についての4種類の冊子（いずれも独立行政法人「環境再生保全機構・ERCA」発行：注1）を準備され、パワーポイントと合わせて、大切な、しかも膨大な情報を手際よく説明されていました。

取材班メンバーはすでに子育ても終わっていますが、自分たちの子育て時代から比べると、アレルギーに関する研究は格段に進歩していて、アレルギー発症のメカニズム、ステロイド薬の処方、予

防やケアなど、まさに目から鱗のようでした。

しかも最新の資料では、「災害時の対策」も紹介されていました。

親子 3 人で参加していたお母さんは、「毎月のおしゃべり会に参加していて今日の講座を知りました。おしゃべり会で、お母さん同士で何でも話し合えるのが楽しみです。分からなくて不安なことや子どもたちの成長の喜びも共有できていいんです。」横にいたお父さんから、「ほんとうに安心です。いろいろな情報があるなか、このような機会に正確な理解を得られるのがいいですね。」の言葉も添えられました。

注 1：詳しい資料等の入手を希望される方は「環境再生保全機構」へアクセスしてください。

<http://www.erca.go.jp/yobou/> TEL：044-520-9568 FAX：044-520-2134

ひろば型の子育て支援～NPOのちからを活かした行政とのコラボ

アレルギー講座のあと、この企画運営を支えている、沼田市子ども課子育て支援係長の狩野裕子さん、利根沼地域ボランティアセンター「ごったく広場」の真下淑恵さんにお聞きしました。

2011年7月、沼田市保健福祉センターの一室に「子ども広場」が開設されました。月～金曜日(8:30～16:00)に開かれていて、絵本やおもちゃなどもあり、ママと子どもが気軽に利用できます。

また、毎週月曜日には、読み聞かせ、お絵かき、歌とリズム、不用品交換など、いろいろな催しがあります。

隔週土曜日には「おもちゃ図書館」が社会福祉協議会のボランティアによって開かれ、障がいの有無に関わらずたくさんのおもちゃで遊べます。おもちゃドクターさんも来てくれます。

この豊かな内容を支えているのが『子育て支援ネット』に参加している各団体のみなさんです。

地域子育て支援拠点事業の「センター型」で、専門の保育士や指導員の支援が受けられていますが、一方で、お母さんたちが気軽におしゃべりもできるような「ひろば型」のつどいへの要望もありました。そこで、群馬県の「地域づくり協働モデル事業」に応募して、地域の子育て支援に大きな役割を果たしている NPO やボランティアグループと行政が情報を共有し、協働して子育て支援を行う仕組みを沼田市にも作ろうという気運が高まりました。利根沼田地域ボランティアセンターと子ども課の呼びかけに応じて、和い輪いクラブ、あかふうせん、沼田読み聞かせの会、うすねニュースポーツクラブ、紙芝居サミット実行委員会、利根沼田子どもを育てんべえ委員会、沼田市に児童館を要望する会、利根沼田育児ママの寺子屋、母乳育児サークルおしゃべり会、沼田市社会福祉協議会、などが参加して「子育て支援ネット」が立ち上がり、県の事業認定（平成 23・24 年度）と助成を受けることができました。

「子育て支援ネット」では、それぞれの団体が企画しているプログラムやイベントをニュースやホームページで紹介しています。この 12 月だけでも、4 日から 26 日まで、合わせて 38 の企画やイベントが、子育て支援センター、市立図書館、利根中央病院、白沢創作館などを会場に開催されています。会の様子や次のイベントの紹介がミニニューズレター『沼田子育てネット』でお母さんたちに届けられます。

「子育て支援ネット」のみなさんの共通の願いは...「今さまざまな情報があふれるなかで、自分の子どもと向き合って、何を選択したらいいのか迷っている多くのお母さん・お父さんたちがいます。だからこそ、子どもたちがきちんと成長することを何よりも大切にする、そのための学び合いや交流の取り組みを強め、より安心で子育てしやすい環境を整えること」...なのです。

「でも、もう一歩前に踏み出せないでいるお母さんにも、ぜひ参加してもらいたいんです。」という言葉から、スタッフのみなさんの熱い思いが伝わってきました。

（取材：小林美代子・藤井幸一・加藤彰男 文責：加藤彰男）

（群馬子どもの権利委員会会報『パートナー通信』No.52(2013年1月)より）

5 ぐんま少年少女センターの取り組み

ぐんま少年少女センター事務局長

。

活動の歴史は 50 数年前にさかのぼります。

取り組みの歴史

子どもの格好の遊び場だった空き地や裏山が急速に減り、鍵っ子が増えていた高度経済成長期に、「ひとりぼっちの子をなくそう」というスローガンのもと日本全国で少年少女運動が活発になりました。群馬でもその気運を受け、保育士、教師、大学生などの手で「群馬少年少女センター」が立ち上がりました。残念ながら当時のことを知るメンバーが残っていないため詳しいことはわかりませんが、発足後まもなく始まったという夏のキャンプは、2016 年で 52 回を数えます。

以来、ぐんまセンターでは「あそぼう まなぼう ともだち作ろう」子どもの 子どものよる 子どものための」などを合言葉に、さまざまな活動を運営・支援してきました。おもなものに、生活力や自治の力を育てる夏のキャンプ、身近な自然や社会のことを学ぶあおぞら学校、町内などの身近な地域で子どもたちが定期的に集まって遊ぶ少年団、遊びだけでなく学習面でも子どもたちを支援する勉強会などがあります。

ぐんまセンターの活動には、3 つの大きな特徴があります。 集団遊び、 異年齢での集団づくり、 子どもによる自治です。1 つめの特徴である集団遊びは、居場所づくり・仲間づくりのベースになります。

集団遊び 「みんな」が楽しい

遊びは子どもの成長の原動力であると思います。興味があること、楽しいことを自分で選びとって取り組むので、好奇心や集中力が育ちます。外遊びなら運動能力、集団遊びならコミュニケーション能力、戦略が必要な遊びなら考える力が伸びるでしょう。でも子どもにはそんなことは関係なくて、楽しいから遊ぶだけです。楽しくて続けているうちに、いつの間にかすごい知識や技や戦略を身につけていた、というのが遊びのいいところです。

ぐんまセンターではとくに集団遊びを重視しています。時間や空間を共有する楽しさや、1 人遊びや 2 人遊びでは経験できないダイナミックな関係性を知ってほしいと思っています。

今の子どもたちは、兄弟や親戚が少ない、幼児期は母子のカプセル化が起きやすい、学童期は子ども自身が習い事などで多忙になるといった理由で、友だちと（とくに大人数で）遊んだ経験が少ない子が増えているといえます。活動中での実感としても、そのように感じます。ふつうなら幼児期によく見られる並行遊び（すぐそばで同じ遊びをしても共同や連携がない）が小学校の高学年でも見られるなど、気になるところがあります。

ぐんまセンターの活動では、かならず最初に集団遊びをいくつかやることで、「知らない子たち」が「一緒に遊んだ子たち」になって子どもたちの距離が縮まるようにしています。関係性ができるとそこは居場所になります。集団で同じ時間と経験をわかちあい、それを重ねていくうちに、徐々に仲間になっていきます。

このときに気をつけていることがあります。無理強いはしない、ということです。

しない権利

「権利」とは、するかしないかを自分で自由に決められるということです。遊ぶ権利があれば、当然「遊ばない権利」もあるはずですが、そもそも遊びとは楽しさのために自発的にする行為ですから、強制できるはずもありません。また、居心地のいい居場所づくりのためにも、参加者ひとりひとりの気持ちを尊重することが重要です。

遊びのイベントに自分の意志で集まってきた子でも、すぐ混ざれるかということ、そうでもありません。他の子どもたちを横目に、すこし離れた場所にいたりします。「一番仲良しの子を待っている」「遊び以外のことを目当てに来た」なんとなくそういう気分じゃないなど、理由はさまざまです。それでもいい、というのがぐんまセンターのスタンスです。遊ばないけどここにいたい、という気持ちを大切にしたいと考えています。

遊ばない選択は受け入れますが、ひとりであることを放置しないようにもしています。ぐんまセンターには子どもたちと一緒に遊ぶ「指導員」という役割の青年がいて（指導員のセクションで説明します）ひとりている子を目ざとく見つけると、「おはよー。今ケイドロやってるけど、入る？」などと声をかけに行きます。子どもが「入らない」と言うと、となりに座って別の話を始めたり、いったん自分は遊びに戻ってあとでまた声をかけたりします。

指導員によって対応のしかたはいろいろですが、その人なりの方法で、「遊びに入らなくてもたいせつな仲間だ」というメッセージを伝えようとしています。こういう丁寧な対応により、混ざりそこねた子がきっかけをつかめたり、元気のなかった子の表情がすこし明るくなったりします。

このように、ひとりひとりの気持ちを尊重しながら集団づくりを進めるように心がけているほかに、集団づくりのポイントにしていることがあります。2つめの特徴である異年齢という点です。

異年齢 あこがれの関係

ぐんまセンターのイベントでは、多くの場合、メインの活動を班単位で取り組みます。あおぞら学校なら食事づくり、体験学習、班対抗のゲームなどです。キャンプでは、3泊4日のすべてを班の仲間とつくり上げます。その班は、小学生から中学生までの異年齢のメンバー構成になるようにしています。

異年齢で集団をつくと、自然と、大きい子が小さい子の面倒を見ることになります。また、大きい子のほうができることが多いので、仕事の分担も多めになります。大きい子は大変なのですが、かえってはりきって仕事をする姿が見られます。その理由の1つは、自分が班に貢献していることをはっきりと自覚できるからです。

かまどに火をおこす場合、班員が同年齢なら誰が担当しても、違いは経験があるかないかくらいで、火をつけるのに必要な身体能力や考える力はさほど変わりません。これが中1と小1だったら大きな違いがあります。ふつうは、難しいし危ないから中1がやることにしよう、となります。すると、能力を認められ仕事を任された中1は、「自分にしかできない仕事だ、がんばろう」と思います。

また、大きい子が難しい仕事に取り組む姿を見た年少の子は、大きい子をすごいと思い、憧れの目を向けます。これが大きい子の自信につながります。仕事に意欲的に取り組むもう1つの理由です。

小さい子は面倒を見てもらうばかりでお荷物かという、そうではありません。まず、あこがれの目で大きい子のやる気を引き出してくれます。そして大きい子の姿を見て、「自分も大きくなったらこうしよう」といろいろ吸収しています（数年後にはかならず活躍してくれます）。また、思春期に入っている年長の子が「めんどくさい、ダルい」というような単純作業（まき拾いなど）でも、楽しそうに取り組みます。とくにキャンプでは仕事の種類が多いので、年齢にあった仕事があります。周りの人がよく見てくれるので、安心してはりきって仕事をします。小さい子のがんばる姿は、また大きい子を刺激します。

ぐんまセンターの活動には、「大きい子」の中学生よりもさらに年長の、究極の大きい子がいます。小中学生の活動をサポートする指導員です。

指導員

ぐんまセンターでは、高校生以上の青年が「指導員」として、小中学生と一緒に遊んだり、活動をサポートします。たとえば、見守りや安全確認、小中学生だけでは難しい部分の手助け、ケンカの仲裁などです。活動の主役はあくまで子どもたちなので、指導員がリーダーにならないようにしつつ...という難しい役回りで、なかなかうまくいきませんが、各自悩みながらも一生懸命に取り組んでいます。

ふだんの生活なら、高校生や大学生くらいだとまだまだ自分のことで精いっぱいだと思います。3泊4日のキャンプの場合、初日はやはり、同年代でのおしゃべりやスマホに夢中になっている指導員も多くいます。

それが、その日の夜には、自分が受け持った子どもの話が出てくるようになります。「手をつない

だりおんぶしたり、甘えてくれてうれしい」「A がなじめてなくて心配」…。さらに 2 日目になると、自分の班の子を「うちの子」と呼ぶようになります。「うちの B はここがすごい」「うちの C だって…」と、まるで親バカの自慢大会です。

指導員になったからといって、急に自分よりも人のことを中心に考えられるようにはなりません。しかし、年少の子どもたちからあこがれの目を向けられると、子どもたちを大切に思うようになり、彼らのために指導員の仕事をがんばられるようになります。そういう指導員にあたたかく見守られながら活動することで、子どもたちは安心していろいろなことに挑戦できます。

あこがれの関係性は、大きい子にも小さい子にもよい影響を与え、みんなを成長させてくれるのです。

このようによい関係の集団ができると、その集団には自治の力が出てきます。ぐんまセンターの活動の 3 つめの特徴です。

自治 自分たちで決める

ぐんまセンターの活動では、プログラムの内容を子どもたちが決めることがよくあります。キャンプでは、最後の夜のキャンプファイヤー以外、ほとんどのプログラムを班で決めて実行します。あおぞら学校では、イベントの前に子ども実行委員会を開き、どんなことをしたいか話し合います。少年団では、活動日にみんなが集まったら、まず何をして遊びたいか相談して決めます。

できるだけ、大人が決めたプログラムで活動させる形にはしたくないと考えています。誰かが決めたものを楽しむだけなら遊園地でもいいのです。そうではなく、自分たちの楽しみを主体的につくっていけるようになってほしいと思っています。

みんなで遊ぶことは楽しいと知っている子どもたちは、みんなで楽しめることを考えられます。お互いに認めあっている集団は、話し合いができます。人間関係が安定しているので、指摘や反対意見を受け止め、建設的な方向へ持っていけるからです。子どもたちだけで話し合うのが難しければ、いつも見守っている指導員がすこしだけ手を貸します。

また、自分たちで考えたことが形になるのはとても嬉しく、自信になります。自分の意見に賛同者があられ、協力してくれる人が集まり、大変なことも一緒に乗り越えていく経験は、きっと一生の宝になるでしょう。

以上のように、 集団遊び、 異年齢での集団づくり、 子どもによる自治を通じて、子どもたちにとってまずは楽しい遊び場や安心できる居場所に、そしてあこがれの存在や信頼できる仲間を見つけ、一緒にものごとをつくり上げていく練習の場になりたいと思って活動しています。これらはすべて、子どもたちの人生の土台づくりにかかわることだと思います。

しかし、なかなか思うようにはいかず、課題は山積みです。一番の課題は、大人も子どももとても忙しく、活動に参加できなくなっていることです。

現在の課題

昔から、ぐんまセンターの活動が参加者の他の日常生活と比べられ、選ばれないことはよくあります。部活、塾や習い事、仕事やバイト、家族の予定、友だちとの約束などです。自由意思で参加する活動なので、それは当たり前のことです。しかし、大人も子どもも、忙しさが年々増し、今や異常事態とも思える状況です。

イベント参加者の年齢の内訳をみると、だいたい年少者が多めで、年齢が上がるにつれて少なくなるピラミッド型をしています。進学や就職などの成長の節目で人数が大きく減るのが特徴です。

私が小中学生だった 90 年代は、小学校高学年から習い事や友だち付き合いが増えて参加者がすこし減り、中学に入学して部活や塾通いが始まると同時にがくっと減る傾向がありました。ところが今は、小学校高学年から塾通いでセンター活動から離れる子が増えています。土日でも塾や習い事があるところも昔と違うところです。

夏のキャンプは、部活やバイト、仕事が休みになりやすい 8 月のお盆に実施していますが、近年はそれでも休めない人が増えています。中高生はお盆に部活があるのがふつうになってきました。部活に関していうと、以前は部活を休んでセンター活動に来たという子もいましたが、今は家族の

大事な用事でもない限り部活は休めないという声をよく聞きます。部活の強制性が強まっています。

学生指導員（とくに大学生）はバイトをしている人が増えました。しかもお小遣いの足しや社会勉強というレベルではなく、生活の糧として長時間働く必要があるケースも増えており、休みたくても休めない人もいます。

大きい子どもたちや指導員が少なくなると、ぐんまセンターの活動には大きな支障になります。まず、班をリードする大きい子たちがいないと、仕事の割り振りがうまくいきません。小さい子ができないことを指導員がすべてしていると、やるが多すぎて子どもたちへの目配りがおろそかになりがちです。

また、すこし年上の子がいないと、子どもたちは自分の来年、再来年の姿をイメージしにくくなります。小学生から見ると高校生は大人すぎてしまい、「こうなりたい」と思っても、そこまでの道筋が見えにくくなってしまいます。あこがれの関係がうまく機能するには、年齢のグラデーションが必要です。また、生き生きと活躍するすこし年上の子がいないと、自分がその年齢になっても活動に参加するイメージも持てません。

指導員世代が忙しいことも大きな打撃です。理想をいえば、指導員は活動前の会議や準備にも参加して当日の流れを把握したり、他の人と話して指導員の仕事や子どもとの接し方などを考え学ぶことが必要です。それが、当日の予定をあけるだけで精いっぱいとなると、と実の動きがわからない、子どもにどう対応したらいいかわからないなどの問題が生じます。このような状況が続くと、指導員として自信を失ってしまい、活動が楽しくなくなる原因にもなってしまいます。

年長の参加者が減り、指導員集団の力量が下がっている今、子どもの自治を実現することも難しくなっています。子どもの多くが低学年で話し合いの経験が少ない場合、ものごとを決めるのは難しいことです。さらに指導員の学びが足りていないと、子どもの意見は聞いても最終的には指導員がまとめて決めてしまう、という自治ではないものになってしまうこともあります。

10年20年といった長いスパンで活動に参加する人が減ると、文化の継承、熟成、発展も難しくなります。遊ぶ人が20人以上いないとおもしろくないような集団遊びは、すでに多くが廃れて忘れられかけています。自治の文化も危うくなっています。参加者の減少、とくに高学年・中学生と指導員の減少により、あおぞら学校で子ども実行委員会を開けなくなって2年が経ちました。

参加者減少の問題を受けて、ぐんまセンターではいろいろな模索が始まっています。中高生が遊びのイベントに来られないなら、勉強会はどうだろう。日曜日の会議に来られない指導員がいるなら、平日夜はどうだろう。まじめな硬い話ばかりではなく、息抜きにバーベキューはどうだろう。すこしでもこれまでの仲間とのつながりを維持しつつ、次は新たにどう広げていくかという問題に立ち向かわなければなりません。険しい道のみですが、火を絶やささないよう精いっぱい知恵を絞っています。この活動は絶対に子どものためになる、大人のためにもなっていると確信しているからです。